

同(伏屋修治君紹介)(第一一八一号)
同(松本忠助君紹介)(第一一八二号)
一般消費税の新設反対に関する請願(板川正吾君紹介)(第一〇九五号)
同外二件(岡田哲見君紹介)(第一〇九六号)
同(沢沢利久君紹介)(第一〇九七号)
同(清水勇君紹介)(第一〇九八号)
同(下平正一君紹介)(第一一八四号)
同外二件(只松祐治君紹介)(第一一八五号)
同(依田実君紹介)(第一一八六号)
同(和田一郎君紹介)(第一一八七号)
一般消費税の新設反対等に関する請願(島本虎三君紹介)(第一〇九九号)
同(渡部一郎君紹介)(第一一三三三号)
同(美濃政市君紹介)(第一一八九号)
同(岡田春夫君紹介)(第一二一九号)
同(斎藤実君紹介)(第一二二〇号)
同(安井吉典君紹介)(第一二二二号)
国民生活を守るため一般消費税の新設反対等に関する請願外二件(野口幸一君紹介)(第一一〇〇号)
同外一件(野口幸一君紹介)(第一一八八号)
重度身体障害者使用自動車に対する自動車関係諸税の非課税に関する請願(古井喜實君紹介)(第一二二七号)
同(岡田利春君紹介)(第一一七八号)
一般消費税新設反対及び所得税減税に関する請願(浅井美幸君紹介)(第一二二八号)
揮発油税等石油消費税の増徴に関する請願(佐野進君紹介)(第一一八三三号)
みなし法人課税制度の合理化に関する請願(山田久就君紹介)(第一一九〇号)
同(福田一君紹介)(第一二二一八号)
一般消費税反対及び所得税減税等に関する請願(山花貞夫君紹介)(第一二二三号)
パチンコ機に対する物品税率引き下げに関する請願(米沢隆君紹介)(第一二二三三号)
は本委員会に付託された。

二月十五日

一般消費税の新設反対等に関する陳情書外六十三件(伊予三島市議会議長宮崎庄平外六十三名)(第一七号)
砂糖消費税の撤廃及び粗糖関税の引き下げ等に関する陳情書(名古屋市中区栄二の一〇の一十九名古屋商工会議所会頭三宅重光)(第一八号)
みなし法人課税制度の合理化に関する陳情書(島根県隠岐郡西郷町大字中町隠岐青色申告会長大田正春)(第一九号)
老齢年金の所得課税緩和措置拡充に関する陳情書(近畿二府六県議会議長会代表京都府議會議長芦田重左衛門外七名)(第二〇号)
離婚に伴う財産分与に対する譲渡所得税の課税問題に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の二日本弁護士連合会長北沢得五郎)(第二一号)
たばこ・塩専売制度維持等に関する陳情書外二件(岡山県勝田郡勝田町議會議長竹元謙太郎外二名)(第二二号)
貸金業の規制強化に関する陳情書外四件(宮城県議會議長佐々木源左衛門外四名)(第二三三三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。
租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府より提案理由の説明を求めます。金子大蔵大臣。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○金子(二)國務大臣 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、現下の厳しい財政事情と最近における社会経済情勢に顧み、今秋の税制改正の一環として、税負担の公平確保の見地から、租税特別措置につきましても、社会保険診療報酬課税の特例の是正を初めとしてその整理合理化をさらに推進し、あわせて交際費課税を強化する一方、産業転換投資及び優良住宅地の供給の促進等に資するため必要な措置を講ずるほか、揮発油税等の税率を引き上げる等、所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきましても、その大要を申し上げます。

第一は、既存の租税特別措置の整理合理化等であり、すなわち、まず、社会保険診療報酬課税の特例の是正を図ることとし、社会保険診療につき必要経費に算入する金額をその収入金額の七二%相当額とすることができ、その現行の特例を改め、収入金額が五千万円超の部分については、その五二%相当額、収入金額がそれ以下の部分については、社会保険の公共性等に配慮して、五七%から七二%までの四段階の率により計算した金額を控除することができるといたしました。

次に有価証券譲渡課税につきましても、同一銘柄の株式等を相当数譲渡したことによる所得を課税対象に加える等課税の強化を図ることとしたしております。

また、企業関係の租税特別措置につきましても、価格変動準備金を段階的に整理するとともに、工場立地法に基づく認定を受けた施設の償却の特例等五項目の特別措置を廃止する等一層の整理合理化を行うこととしているほか、交際費課税について、定額控除額を中小規模の企業に配慮しつつ現

行の年四百万円から原則として年二百万円に引き下げ、資本金基準による控除額を廃止するとともに、損金不算入割合を現行の八五%から九〇%に引き上げ、その一層の強化を図ることとしたしております。

その他、登録免許税の税率軽減措置等につきましても所要の縮減を行うこととしたしております。

第二は、産業転換投資等の促進に資するための措置であります。

すなわち、特定不況産業安定臨時措置法に定める特定不況産業に属する事業を営む者及び中小企業事業転換対策臨時措置法に定める業種等緊急に構造改善を要する業種に属する事業を営む中小企業業者等が事業転換等のために取得する機械設備等について、二年限りの措置として、一定の要件のもとに、その取得価額の一〇%相当額を当期の税額の二〇%相当額を限度として、税額控除を認めることとしたしております。

第三は、土地、住宅対策に資するための措置であります。

すなわち、長期譲渡所得の課税の特例について、公的土取得の円滑化と優良な住宅地の供給の促進に資する一定の土地等の譲渡に限り、二〇%の比例税率が適用される譲渡益の金額を現行の二千万円から四千万円に引き上げるとともに、これを超える部分につき現行の四分の三総合課税を二分の一総合課税に改めるほか、既存住宅の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を創設する等所要の措置を講ずることとしたしております。

第四は、福祉対策、中小企業対策等に資するための措置であります。

すなわち、同居している自己または配偶者の直系尊属が老人扶養親族に該当する場合には、現行の老人扶養控除に加えて五百万円の特別控除を認めるとともに、特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づく認定を受けた中小企業者に対する欠損金の繰り戻しによる還付についての特別措置及び

産地中小企業対策臨時措置法案の承認を受けた事業合理化計画を実施する産地中小企業者が取得する一定の機械等についての特別償却等の措置を講ずるほか、老年者年金特別控除、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却、森林計画特別控除等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長する等、所要の改正を行うこととしたしております。

第五は、揮発油税等の税率の引き上げであります。

すなわち、第八次道路整備五カ年計画に必要な財源確保等の観点から、揮発油税について、その税率を一キロリットルにつき三万六千五百円を四万五千六百円に、地方道路税について、同じく六千六百円を八千二百円に、それぞれ引き上げるとともに、その適用期限を昭和五十八年三月三十一日まで延長することとしたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○加藤委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池端清一君。

○池端委員 金子大蔵大臣は、さきの一月二十五日の本会議の財政演説におきまして、「制度と執行の両面にわたる税負担の公平を図ることが強く要請され、政府としては、「社会保険診療報酬課税の特例の是正を初めとする租税特別措置の整理合理化を一層強力に進めることとしております。」このように演説をされたわけでありまして、今回提案をされました内容を見ますと、率直に申し上げて、租税特別措置の多少の手直しはあっても「整理合理化を一層強力に進める」ということとはき

わめてほど遠いのではないかと、大変失礼な言葉ではございますが、羊頭を掲げて狗肉を売るのたぐいのものではないかというふうに私は感ずるのであります。

そこで、きょうこの租税特別措置法の改正案を審議するに当たりまして、いわゆる今日国民的な要求となっておりまして不公平税制の問題、この不公平税制をどういうふうにかえるのか、どういうふうにか定議づけをするのか、その辺についてまず最初に大蔵大臣の見解を承っておきたいと思っております。

○高橋(元)政府委員 大臣からお答えのあります前に、一言御説明申し上げておきたいと思っております。

いま委員からお示しのごさいましたように、国民一般の方々に自然増収をもって回復し得ない収支の不均衡に際して今後税負担の引き上げをお願いをいたすというふうな情勢のもとで、確かに制度と執行の両面にわたって税負担の公平を保つていくことが必要であります。そのことは疑いのないところでございまして、いわゆる不公平税制の是正という言葉に関連いたしまして、その範囲についていろいろの御議論があることも事実でございまして。

昭和五十二年に税制調査会は、いわゆる中期答申について長い御審議をいただきました。そこでいわれる不公平税制の是正と申しますか、制度面での税負担の公平確保の対象となります範囲について答えを出されたわけでありまして、それによりまして、御案内のこととは思いますが、租税特別措置及びこれまで不公平税制として批判の対象とされたことのあるものすべてを包括的に取り上げられた上で十分に時間をかけて検討して、その問題となっておりまして項目を二つに分けました。

一つは、政策税制というジャンルでありまして、特定の政策目的に資するという租税政策上の配慮がなかったとすれば、税負担の公平その他の税制の基本的原則からは認めたいと考えられる実質的な意味での特別措置であります。もう一つのカテゴリーは、たとえば法人受取配当の益金不算入、

それから換地処分に伴って資産を取得した場合の課税の特例、これら特定の政策目的に資するというのではなく、法人税、所得税の仕組みの問題としてとらえられるべきものの、この二つに区分いたしまして答申が行われたわけでありまして。

その答申に従いまして調査会としては、今後とも税制における不公平の是正を図るために、この区分を基準として、意味を失いたはは見直しが必要となつたような政策税制の整理合理化を進めることが最も妥当な方針であるという方針を示されまして、私もその方針に従いまして、先ほど委員からお話のございましたけれども、各年度にわたりまして政策税制の大幅な整理合理化に努力をいたしておるところでございます。

○金子(一)国務大臣 税制の公平と執行の公平が期せられなければ租税制度はもたせません。そういう意味で税制の見直しは、私もここ数年絶えず見直しをやつてまいつておる次第でございまして。

それで、いま主税局長から政策税制とその他のことで申し上げましたが、政策税制として国の施策として取り上げました税制も、時代の要請にそぐわないもの、役割りを果たしたものが幾つか出てまいりますから、それは漸次圧縮してまいつておりますが、池端さんは不十分とおっしゃいます。それはそういう点があるかもしれないけれども、ことしも五つの項目について廃止をやつておる。ただ政治の現実として、長くいままでやつてきたものを一遍に切り捨てるわけにいかないものもございまして、その点は漸次圧縮の度合いを強めていく、そういうことで進めておると御承知いただきたいと思います。

○池端委員 いま主税局長並びに大臣からお話があったわけでありまして、昭和五十二年十月の税制答申、いわゆる中期税制答申、これに基づいて不公平税制を概念づけておるようでございまして、私も私としては、このような租税特別措置によることこの政策税制を不公平税制の概念と規定することは、問題を非常に矮小化してとらえる

立場ではないかと思つております。政策税制すなわち租税特別措置の減免措置といった狭い範囲に解するのでは、いま非常に広範に高まつております国民の公平にしてかつ公正な税制をという要求にこたえる道ではない、こういうふうに思つております。

われわれとしては不公平税制というものは、各人の支払いの能力に応じて平等でなければならぬという応能負担の原則といえますか応分負担の原則、あるいはまた担税力の原則といつてもいいと思うのでありますけれども、この原則の厳格な適用に即してはいないもの、この適用から外れてくるものはすべて不公平税制と見て、そういう観点からの税制改革を思い切つてやらなければ真の意味の不公平税制の是正にはならない、こういうふうにか考へておるわけでありまして、この点について大臣、再度お尋ねをしたいと思います。

○金子(一)国務大臣 応能原則が税制の大きな柱であることはもちろんでございまして、不公平税制とは能原則に外れたものがすべてこれ不公平税制とは私も考えられないのでありまして、やはり大きな財政経済的な見地からあるいは国民生活の安定の見地から必要なものについては、そこに政策を加味したものがあつてしかるべきではなからうか、こういうことでいままでいろいろな政策税制を打ち出し、必要がなくなつたものについてはこれを圧縮、廃止する、こういう態度を続けてきておる次第でございまして。

○池端委員 大分意見がかみ合わないようでありまして、私ここに、先般一月に日本経済調査協議会、こういう団体が発表いたしました「これからの税制と租税負担のあり方」という報告書を持ってまいつたわけでありまして、この日本経済調査協議会の構成メンバーを見ますと、これはいづれも財界、金融界のトップの方々ばかりであります。委員長河野さんは太陽神戸銀行の相談役、あるいは委員には大成建設の副社長、新日本製鉄の常務さん、こういうお歴々が顔をそろえておるわけでありまして。

この日本経済調査協議会の「これからの税制と租税負担のあり方」という報告書を見まして、非常に私も共鳴するところが多かったわけでありまして、ちょっと一部引用してみますが、そこではこういうふう述べております。「現在われわれの有する税制は、数多くの不公平な要素を含んでいる。この状態では、理論的に要請されている水平的ならびに垂直的の公平を実現することは到底不可能といえよう。」そして「いくらかマクロの指標を用い、国際比較の観点から日本の租税負担率の低さを説明しても、実際に支払う側の納税者の負担増を納得させるものではない。より重要なことは、身近にある税制上の不公平な事実を一つ一つ是正し、税制全体に対する信頼を回復させることである。」

このように述べておられるわけでありまして、これは財界のトップの方々の御提言でございます。政府が余り好きでない東京都市財源構想研究会であるとか国民税制調査会、こういうようなところの報告書ではないのであります。財界の方々の報告書でもこのように思い切った不公平税制の是正についての提言をされておられるわけでありまして、この報告並びに提言に対して、大蔵大臣としてはどのような評価をお持ちであるか、お尋ねをしたいと思います。

○金子(一)国務大臣 いまお読み上げいただいた点、まさに私もそのとおりに思うのでございまして、マクロで物を考えることも大事でございしますが、同時に、税の不公平感が出てくるのは身辺の細かい一つ一つの税制であり、税の執行の面でございまして、そういう点には絶えず見直しが必要と私は考えております。

ただ先ほども申し上げましたように、政策税制が必要だというのは、たとえば公害防止が国民生活にとって非常に必要だといふときにそれを助成するような政策をとったり、あるいは中小企業の振興を図ることが特に必要だといふときに中小企業のための特別償却制度を広げるとか、あるいは国民貯蓄、零細貯蓄をふやしてやらなければならぬといふときに貯蓄に対する非課税制度を広

げていくこと自体は、一定の限度はもちろん必要でございすけれども、それはそれなりに政策として非常に意味のあることであり、公平という観点を考えながら、こういった政策につきましましては、政策当局者としては当然考えていかなければならぬ点だということをお申し上げしておる次第でございす。

○池端委員 それでは、以下順次具体的にお尋ねをいたしますが、今般のこの法律改正後、昭和五十四年度において租税特別措置による優遇策は一体何項目に上るのか、それによる減収額は一体幾らになるのか、政策目的別にひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 今般御審議をお願いいたしております租税特別措置法によりまして改廃を含めまして申し上げます。

五十四年度租税特別措置実施後の特別措置の政策目的別の項目数と減収額は、平年度予算ベースで申し上げますが、大体区分を六つに分けてさせていただきます。第一が貯蓄の奨励等でございますが、十六項目、三千七百五十億円であります。第二が環境改善、地域開発等の促進、三十七項目、一千五百五十億円であります。第三が資源開発の促進等、六項目、百八十億円であります。第四の区分が技術の振興、設備の近代化でございますが、項目は二十八、減収額は千二百十億円であります。第五に内部留保の充実、企業体質の強化、項目数は六十二でございます。減収額は五百八十億円であります。その他、これは医師の社会保険診療報酬課税の特例等を含めまして、その他、二十六項目、千九百四十億円であります。合計、これは原則として法律の項に従って勘定いたしておりますが、百七十五項目、九千二百十億円でございす。このほか、租税特別措置法では交際費の課税の特例を講じておりますので、それによりまして増収が五千二百二十億円であります。したがって、増減収通算いたしますと、五十四年度は平年度四千九百九十億円の減収というものが、租税特別措置によりまして政策目的別の項目と減収の内容でございす。

○池端委員 五十一年度以降の租税特別措置によりまして減収額を予算委員会に出されました資料によつて見ますと、五十一年度は四千九百二十億円の減収、五十二年度は四千四百四十億円の減収、五十三年度は四千七百九十億円の減収、そしていま御報告がございましたように五十四年度は四千九百九十億円の減収、こういうことになっておられるわけでありまして、そうしますと、前年から比較いたしますと五十四年度は七百億円程度の手直し、こういうことになると思うのであります。これが一体大蔵大臣の言われる整理合理化を一層強力に進めた、そういう結果だといふふうにお考えなのでしょうか、この点ひとつお尋ねをしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 全体の減収額は、ただいま御報告をいたしましたようなことでございす。実は毎年毎年、たとえば法人税にいたしましては所得税にいたしましては、所得の増加に伴いまして所得税にいたしましては、所得の増加に伴いまして租税特別措置の利用額のいわば自然増というものがあつたわけでありまして、そういうものを外しまして、改正増減収で考えさせていただきますと、交際費を含めまして五十四年度の改正増収は二千八百億円で、改正減収が二百九十億円でございす。そのほか、その余の部分が自然に租税特別措置の利用に基づいて減収額がふえた部分千九百九十億円となっております。

○池端委員 若干その問題については私も考えていますけれども、以下論議を進めていきたいと思います。

そこでこの利子配当所得の問題でございす。現行の源泉分離課税の特例措置は御案内のようになりまして昭和五十五年の十二月まで、こういうふうになっておられるわけでありまして、この昭和五十五年十二月末で現行の特例措置を打ち切る、そして総合課税化に踏み切る、こういうことについてひとつ確認してよろしいかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 昨年の九月十二日に税制調査会が利子配当所得の総合課税の問題についての御討議を始めたわけでありまして、ただいまお

話のございましたように、五十五年までというふうな期限が定められております。利子配当所得についての課税の特例制度を五十五年をもって改正をいたす、その場合に、改正をすることを現実に可能とする条件をどうやって整備するかというものが、昨年来行われております税制調査会の審議の目的でございす。利子配当所得につきまして総合課税化したいといふことが本来でありまして、それは申すまでもありませんので、そういう方針に基づきまして数回にわたつて御審議をいたいただき、昨年の暮れから、一応の御審議の結果を踏まえて、今後さらに特別部会等の場を設けて細目にわたる審議を行つてできるだけ早くその結論を得ることにしたいといふことであります。したがって、税制調査会の御審議を得て、それに基づいて具体的な立法の方法を考えてこの国会の御審議を仰ぐわけでございますが、いま申し上げたような次第で、税制調査会の審議も私どもの方の作業も進めておりますので、現行の利子配当所得課税制度を五十五年後もそのまま維持するといふことは考えておられないわけでございます。税制調査会の御審議を踏まえて適切な結論を得るよう現在努力を進めておるということに御承知をいただきたいと思います。

○池端委員 もう一回確認しておきたいのですが、現在税制で検討しておるのは総合課税化へ移行するための技術的な検討である、したがって、この特例措置については明年十二月末をもってこれは廃止をするんだ、こういうふうな確認してよろしいか、端的にお答えをいただきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 さように御承知いただいております。利子配当所得を総合課税に移しますというところは、本人確認と名寄せ、この二つの具体的な方法が詰まらねえと実は有名無実と相なるわけでございます。かえつて課税の不公平を由来することになる。そこで、技術的の仰せでありますけれども、利子配当所得の総合課税化につきましてはその二つが本質的な要件でございすから、その点について基本的なまた広範な角度

からの御審議を仰いでおるといのが現状でございます。

○池端委員 この総合課税化という方向を指向されておる、そのことについては敬意を表するわけでありまして、そこで一番いづれも問題になるのは預貯金の問題、とりわけ少額貯蓄非課税制度の問題がいづれも大きな焦点になるわけでありまして。

そこで、現在の少額貯蓄非課税制度の利用状況といふ点、口座数といふ点、これが実態がどうなっているか、あるいは個人預金の口座数、郵貯の口座数、こういうものについてひとつ明らかにしていただきたい、こう思うのです。

○高橋(元)政府委員 五十三年の利用状況について申し上げます。これは少貯、少額公債、財形貯蓄、これにつきましては大蔵省と日本証券業協会の調べでございます。それから郵便貯金につきましては郵政省の調べでございます。

全体を四つの項目に分けて五十三年の利用状況を申し上げますと、銀行その他の金融機関扱いの少額貯蓄と証券会社扱いの少額貯蓄とを合わせまして、一億五千八百五十八万五千件、非課税貯蓄額が七十四兆四千四百七十五億円でございます。それから少額公債でございますが、二百七十五万口、二兆二千八百七十四億円であります。それから郵便局扱いを除きます財形貯蓄、七百五十九万口、一兆九千五百五十六億円で、郵便貯金、これは口座数が正確にわかりませんで、定額は枚数で計算しておりますから口座及び枚数で申し上げますと、二億八千二百九十五万口または枚、残高が三十七兆七千二百二十四億円で、以上が五十三年における利子非課税制度の利用状況でございます。

○池端委員 総人口一億二千万をはるかに上回るこの口座数、これが一体どうしてこういう状況になつてゐるのか。所得税法施行令第四十六条には本人確認義務という規定もございまして、非課税貯蓄申告書に記載された住所または氏名が虚偽のものであると認められるときは、これらの申告書を当該金融機関は受理してはならないというよう

な本人確認義務等もあるにもかかわらず、これは

ど総人口をはるかに上回る口座が現在あるというのは一体どこに問題があるとお考えなのか、その辺の状況をお尋ねしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 四十二年にいわゆるマル優、少額貯蓄の制度を改正いたしまして、従来一種類一店舗でありましたのを多種類多店舗にしたわけでございます。したがって、預金者が各種の貯蓄手段を選択して多くの店に非課税貯蓄申告書を出すことは可能になつておるわけでありまして。したがって仰せのありますように、人口一億一千万を超えております、たとえば一億五千八百万と先ほど申し上げましたが、そのような非課税貯蓄申告書が出ておることは不思議ではないと思ひます。ただその場合に、一枚一枚の非課税貯蓄申告書に限度が書いてございまして、それが三百万円を重複してとるというものはあり得ないわけで、一申告者が各店舗に出しました申告書の最高限度額を通じて三百万円を限度としておるといふことでございまして。私もよくわかりませんけれども、抽出調査によつてみますと、非課税貯蓄申告書の最高限度額は三百万円には達していません。残高はもちろんもっと低いわけでございます。したがって、重複して一人の人が三百万円を何回でもとつておるといふ状況にはないと思ひます。

それから郵便貯金につきましては、二億八千二百九十五万口または枚あると申し上げましたが、これは定額貯蓄は一枚一枚が証書形式になつておりますから、一人の人が何枚持つておるかというものは実はわからないわけでございます。普通貯金だけで申し上げますと六千万口座というふうに承知しております。

○池端委員 そこで、納税者番号制度についてお尋ねしたいわけでありまして、国税庁は昨年九月、総合課税に移行するためには利子配当所得の適正な把握が必要であるということで、納税者番号制度についての検討の概要を発表して税調の方に出示されたようでございますが、その後この検討の状況、どういふふうになつておられるのか、現状に

ついて承りたいと思ひます。

○米山政府委員 納税者番号制度につきましては、今後の税制調査会等の議論、いろいろ詰めていただかなければならない点が多いわけでございますが、国税庁といたしましては、仮にもし納税者番号制度の採用が望ましいという方向が出ましたら直ちにこれに対応できるようにいろいろの準備を進めておるわけでございます。

昨年の九月、国税庁が税調に勉強の結果を出しましたのは、納税者番号制度の基本的な仕組みとそれにコストがどれくらいかかるだろうか、こういう点を中心に税調で御説明を申し上げました。現在、これに基づきましてさらに技術的な細目の詰めを行つております。たとえば納税者の住所、氏名等の異動があつた場合にこの把握をどうするかとか、あるいは納税者番号の構成、たとえば何けた、何をそのカードに打ち込んだりするとか、そういうふうないろいろな構成、こういう技術的な勉強をいま行つておるわけでございます。

○池端委員 それに関連して五十四年の税調答申ではいろいろなことが言われておるわけでありまして、いわゆる利子配当所得課税の審議の過程では、「この審議の過程では、利子・配当所得の適正な把握のためいわゆる納税者番号制度の導入を検討すべきである」とする意見、そこまで整備することには現実の問題としてなかなか難しいが総合課税の方向に沿つて課税の強化を図つていくべきであるとする意見、少額貯蓄・郵便貯金等の利子非課税制度の見直しを含め、利子・配当課税制度の全体について検討を加えるべきであるとする意見等が出されてゐる。こういうふうになつておるわけですから、税調の内部でもかなりいろいろな議論が出ておるようであります。

そこでこの番号制の問題については、国民総番号制に連動するのではないか、国民の基本的権利、プライバシーに關する問題であつて容認できない、いわゆる番号制に管理された社会とい

うものになるのではないか、あるいはコンピュータというものはその属性としてたまたがり使いたる、こういう属性を持つてゐるんだ、いま二千八百万人の納税者だけにしか適用しない、こう言つておつても、将来決してそういうことにはならないで、それが拡大されるというふうな意見等もありまして、この問題については国民の間にもかなり批判があることは御承知だと思ひます。

しかも私はいろいろ専門家に聞いてみたのであります。技術的にも導入には相当時間がかかる。税調はことしの秋ごろに結論を出されてそれからやるといふても、これは一年や二年でこんな導入なんてできるものではないというふうな専門家の意見もあるわけでありまして。番号制の導入の是非はともかくとして、現実の問題として五十六年一月の総合課税化という方向に踏み切つた場合に、番号制を導入することが可能なものかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○米山政府委員 いろいろの御意見があつて思ひますが、私も、もしも納税者番号制度の採用が適当であるというふうな方針が決定されれば、おおよそ一年程度あれば具体化できるというふうに考へております。

○池端委員 国税庁はかなり自信のあるようなお話でございますが、実際問題として先ほど申し上げましたように、いろいろ専門家等の意見を聞きましてそう簡単なものではない。しかも先ほど申し上げましたように、国民の間にはこの問題についていろいろ批判がある。この種のものは国民のコンセンサスを得ないで強行すべき性格のものではないと私は思ひます。そういう立場から大蔵大臣としては、この問題について今後どう対処されようとしてゐるのか、ひとつ大臣の見解を承りたいと思ひます。

○金子(一)国務大臣 この納税者番号の問題につきましては両論があることは御承知のとおり、しかも実行面におきまして、たとえばスウェーデンのように人口一千万足らずのところだと簡単でございますけれども、とにかく一億一千万の人口を

抱え、二千数百万の納税者を抱えておる日本のこととてございしますから、やるとすればやはりびしっとやらぬとかえつて不公平を生むことになりましようし、同時にまた、これだけ大がかりなことをやるとすれば、池端さんもおっしゃるよう、ある程度の国民的な合意がないとこれはうまくいきませんので、そこら辺は十分検討を加えて、やるとなれば、こういう点でひとつ御協力をいただきたいというところで国民の皆様は訴えていくようなことにせざるを得ないし、もしこれにかわる方法としてどういうやり方があるか、これもあわせて十分検討させていただきたいと思ひます。

○池端委員 課税漏れを防ぐ方法として背番号制度というものが一つの方法であると私も思ひます。しかし、先ほど申し上げましたようにいろいろな意見等もありますので、十分国民的なそういう世論というものが配慮してこれは慎重に対処していかなければならないと思ひます。

そこで私どもとしては総合課税の方向、これは結構なこと、私どもかねて要求しておつたところであります。そこで、利子所得の捕捉を納税者番号によらないでやるといふ場合にどういふ方法があるかということでは、一つには、やはり源泉分離税率を思い切つて引き上げる。昭和二十二年から二十四年には六〇%の分離税率であつたという経過もございしますし、昭和二十六年には五〇%というふうな時代もございました。したがつて分離税率、現在三五%でございしますけれども、これを思い切つて引き上げるというふうな措置をとること。二つ目には、先ほど来からお話があります少額貯蓄非課税制度、これは零細な預金者を保護するといふ趣旨で設定されたものでありますけれども、現実にはこれは本来の目的を逸脱して脱税や資産隠しに悪用されているという例も多々あるように見受けられるわけでありまして、したがつて、ここで少額貯蓄非課税制度、少額預金あるいは少額国債、財形貯蓄、郵便貯金、いろいろありますが、これを思い切つて整理統合をするというふうなこともこの際必要ではないのか、こうい

うふうに思ふわけでありまして。そして、改めてお年寄りであるとかあるいは身体障害者、これらの方々に対しては福祉優遇貯金制度というふうなものをお創設してみたいか、こういふふうな考へておるわけでありまして。これらの点について、大蔵省としてはどういふ御見解をお持ちなのか、承りたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 源泉分離の選択をいたした場合は適用税率を大幅に引き上げてはどうかという御意見でございします。税制調査会の御審議は先ほど御報告いたしましたように現在その途中でございますから、税制調査会がどういふ御結論になるかということ離れて申し上げざるを得ないわけでございますが、確かに昭和二十二年とか二十六年に非常に高率の源泉分離税率を課したことがございします。現在三五%の源泉分離税率は、恐らく選択をする場合には、課税所得が八百万でございしますと三四という上積税率でございしますから、その辺が一つのめどかというふうに思ふわけ

です。しかしながら、それを上げてまいりました場合に一つの問題としては、総合課税の実現がまたそこで一つ先へ延びていくということになりまして、非常に高率な資産所得についてやはり分離課税が残つてしまふという問題、そこをどう考へるかというのが一つの問題点かと思ひます。もう一つは、五〇、六〇というふうなかつてありましたような源泉分離税率をとるとしますと、現在の累進の上積税率で申しますと二千万とか四千万というふうな課税所得に該当いたしますので、実際問題として選択する方が逃げてしまふだらうという問題があります。そういう高率の源泉分離税率のもとでは、二〇%の通常の総合課税とか少額貯蓄というのへ移行してしまふという方が相当多くなつてしまふのではないかと。申し上げておりますように、本人確認と名寄せというのが利子所得のまた配当所得の総合課税への移行について本質的な問題でございしますから、そういう把握や管理の体制をどうするかというところの絡みで十分慎重に考へ

なければならぬ問題であらうかと思ひます。

第二に、少額貯蓄その他の非課税貯蓄制度について、郵便貯金も含めて総合的に見直すべきであるという御意見につきましては、先ほど委員からお示しした五十四年度の税制調査会の答申の中にもそういう御意見が書かれておりまして、これからも税制調査会の中でそういう御議論が深められていくことかというふうに思ひます。先ほどお話のございました日経調の「これから税制と租税負担のあり方」でございしますかその中でも、少額貯蓄といふことが優遇貯蓄の制度について見直しを行へという御意見、そのほか民間有識者にもかなりそういう御意見があるというふうにして承知しておりますので、それらも含めて今後税制調査会で御検討いただくというふうに考へております。

○池端委員 このような利子配当所得課税を真に実効あらしむるためには、何といつてもキャピタルゲイン課税を完全に実施する、これがなければ、単に不均衡であるだけではなくて、大きな抜け道を残すことになるのではないかと、こう思つてゐるわけでありまして。

そこで、現在のわが国の税制は、キャピタルゲイン原則非課税といふことなわけでありまして。しかしそれにしても、徐々に課税を強化するといふ方向はとつてきておられますが、原則非課税といふことになつてゐるわけでありまして。これをやっぱり方向転換をして、原則課税なんだというふうにしなければならぬのではないかと。中期税制答申でも、有価証券譲渡益についても総合課税の対象とすることが望ましいといふようなこともうたわれておりますので、キャピタルゲインについて原則課税にすべきだ、こういうふうな思ふのであります。○高橋(元)政府委員 五十二年の中期答申の考へ方については、いまお話のあつたとおりでござい

ます。有価証券の譲渡益について、これはかつて制度上、総合課税である、全額課税であるという制度

をとつておつた時期が数年ございしました。しかしその際に、有価証券の譲渡所得の発生します取引の把握というところは大変むずかしい、したがつて損益の通算にいたしましたも、益が出ないで損ばかり出てしまふ、それから大口のものでなくて小口のものがあつて把握されるというふうなことがございまして、そういう有価証券取引を把握する体制というものが整備いたしませんければ総合課税といつても、これは言葉が悪いですが絵にかいたもちになつてしまふ。税制を改める限りは、その背後にはやはり執行が可能であるという裏づけがないと、形の上では公正が期せられてもかえつて不公平が拡大していくということもございしますから、私どもとしては段階的に課税の強化を図っていくという五十二年答申の線に沿つて、五十四年にもその一段階の措置をとつたわけでございます。今後ともさきの答申で述べられてゐる方向に沿つて検討を続けてまいりたいというのが私どもの考へでございします。

○池端委員 時間もございせんので、次に進めます。

次は、社会保険診療報酬課税の特例の是正の問題についてであります。この問題について大蔵大臣は過日の委員会、四分の一世紀ぶりにこの問題については是正の措置を講じた、こういうふうな述べられておるわけでありまして。確かに昭和二十九年以来でありますから四分の一世紀に相当するわけでありまして。大変御苦勞さまでございしましたというふうな申し上げたいのでありますけれども、実際の中身を見ますと、全くの骨抜きだといふふうな率直に言わざるを得ないのじゃないか、こう思ふのであります。

そこで、今回の特例の是正措置によつて、初年度の増収額は七百三十億円、平年度で一千億円、こういうふうに見込まれてゐるというふうな言われておるわけでありまして、しからば、今回の是正措置によつて現行の特例措置の何割は正したことになるのか、具体的に今回の措置で何割改正をし

○高橋(元)政府委員　五十四年の平年度の減収額というものが千五百七十億円残るわけでございます。そのほかに、今回の改正案をお認めいただいた場合に、改正によりますところの診療報酬課税の改正に基づく増収が一千万でございます。したがって、二千五百七十億の中で一千万というところでございますから、減収額だけの割合で申しますと約四割が是正されたということでございます。

○金子(一)國務大臣 池端さんのような御指摘もあることは十分心得ておりますけれども、五千万以上の者につきましては実態に近い五二％の経費率を適用することにしたしましたから、これは実態、現実に即した課税と言えらると思うのです。ただ、四千万円以下の分については、これは都市と農村を問わず、地域の公共医療に昼夜献身していただいております保険医のための特別控除の部分が含まれておる。御承知のとおり大変苦勞していただいておりますわけでございますから、それを根元からばっさりやることでその公平が保てるかというのと、現実の問題としてそこには議論があると思うのです。高額の収入額の分について実態に近いところへ是正をしていこう、こういう考え方でこの結論が出たと御承知いただきたいのでございます。

○池端委員　また税調答申に戻るわけでありますけれども、この五十四年度の税調の答申では、「昭和五十年度の税制改正に関する答申」において

るべきである。」こう言っておるわけです。五十年
度答申で改善をやりなさいと、このことを政府に
答申をしているわけですね。ところが今回出され
てきた内容——私どもこの五十年度答申というも
のにも問題があると思つてゐるのですよ。七二％
という高率の部分の依然として残している。しか
も正直な話、段階別に分けることの意味というこ
とがよくわからないのです。しかしそれはさてお
くとしても、この五十年度提案でやりなさいと

○高橋(元)政府委員 先ほど大臣から御答弁がございましたように、五十年年度の税制改正答申、社会保険診療報酬課税に関する是正の部分のうち、社会保険の収入金額が年四千万円を超える部分につきましては同じでございます。

五千万円を超える概算経費率五二％と申しますのは、一昨年の会計検査院の検査の結果によりまして、これは実額経費でございます。それ以下の部分につきましては、先ほど大臣からお話しのありましたように、社会保険の公共性と申しますか特殊の地位というものに考慮を払いまして、特別の控除を認めるというたてまえてございます。その控除の刻み方が五十年の政府税制調査会の答申と若干食い違っておるとことは事実でございしますが、おおよその基本の考え方でございます。五千万円以上につきましては実額に等しい概算経費率を導入するという点については、基本を失って

○池端委員 どうもお答えになってないようではないかと申しますか、基本どおりであるというふうに考えておる次第でございます。

明を受けた際、大蔵省の説明では、開業医の実務経費率は五二％と押さえている、あくまでもこの基準は五二％なのだ、こういう御説明がありました。その点については、会計検査院の昭和五十一年度の決算検査報告とも符合するわけでございまして、その限りにおいては問題はないわけであります。しかし基準を五二％に押さえながら、四千万円超五千万円以下の部分では五七％と五％の開差がある。三千万円超四千万円以下のところでは

六二%というふうに一〇%の開き、以下一八%二〇%の開き、この率の開きというのがあるわけでありますが、これはいまお話がありましたように、公共性というようなことだけではどうも私どもは納得いかないわけです。どういう客観的な合理的な根拠から——説明によりますと下に厚くした、こう言うのであります。この下に厚くしたと言われる合理的な根拠をお尋ねしたい、こう思います。

○高橋(元)政府委員　それは先ほど来お答えいたしておりますように、五十年の政府審申の考え方に沿っておるわけでございます。そのままでございせんが、考え方をとおるわけでございす。したがしまして、一〇％、五％の社会保険医の公共性またはその特殊の社会的地位、役割りというものに配慮した特別控除の部分が若干、五十年案よりは大きくなっておりますけれども、そこに特別の控除を認めていくという考え方においては答申の線を守っておるわけでございまして、それがたとえ非常に大きな社会保険診療収入のあります階層は別といたしまして、中と申しますか普通程度の医業の方々につきましては経費率はほぼ横ばいで五二％であるというのが、五十一年の会計検査院の検査報告の中にもある程度収入階層別の考え方が出ておるわけでございます。

その中で、それではどうして一〇％、五％の

ローアンスをつけたかというところでございますが、それは五十年の政府税調の考え方に従っておるといふわけでございます。社会保険医の方々が

に詳細な請求書を出しまして、支払基金から源泉徴収を受けて収入を得ておられるわけです。それに対する医業の必要な経費といふものを一々明細にわたって記帳していくことをすべての医家について認めることは現実的でないであらう。そこで概算経費率といふものを、やはり二十数年の経緯もございますけれども、今回の改正後も残して、それに従つて医業に専念しながら実態に即した課税をやっていくというのが今回の改正の考えでございます。そこは私どもとしては、弊他のお

医者さんであり、休日、夜間の診療に従事せられ、または救急の仕事をやっておられる、学校医もしておられる、そういった社会保険医全体の地位というものを考えてみますと、私どもとしては特別排除をしかるべき形で残すという方針で臨むというものであったわけでございます。

○池端委員　昨日の本会議で大蔵大臣が答弁されておつたのを聞いておりまして、あるいは聞き違ひいかもしれませんが、この問題に関連してお答えの部分で、計算の簡便性からこういう方法をとつた、こういうことをお答えしたように私は記憶をしておるわけであります。これほどきわめて重要な問題で、社会的にも非常に大きな問題になつてゐることを、計算の簡便性で済まされるのかどうかという疑念を一つ持つたのであります。が、お答えになつた趣旨をもう一度お尋ねしたい、こう思うのです。

○金子(一)國務大臣　きのうの御質問の趣旨が概算経費率はもうやめちやつて本人に申告させたかどうか、こういう御趣旨だったのです。それで、それはまさにそのとおりでございます。現在のたてまえでも、自分で青色申告で御申告なさる、経費がこれだけかかりましたと言われればそれは認めるたてまえになっておるのですけれども、政府税調が四段階なり五段階の区分による法定経費率を提案いたしましたのは、一つは、お医者様はなかなか忙しい仕事ですから、一々の計算をやるより、大体の実態に近い数字、概算経費率で計算

した方が、お医者様の方でも便利だろうし、税務署としてもその方が便利だろうということで政府税調が提案されておるわけですから、これはむげに返けるわけにいきませんまい。しかし、御本人が実態はこうですと云われれば、それは認めますという趣旨の答弁であつたわけでございます。

○池端委員 今回の措置はあくまでも、社会保険診療報酬課税の特例の是正でありまして、特例の廃止ではない、こう思うのでありますが、よろしゅうございませうか。

○金子(一)国務大臣 特例の大幅な是正とお考えただいて結構でございます。

○池端委員 特例の是正であるということならば、これは臨時的な措置である、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○高橋(元)政府委員 大臣からお答えのあることかと思ひますが、実額を基礎といたします概算経費率、五千万円以上、それと、地域の日常の診療に従事される中小規模の保険医に対する配慮に基づいた特別控除を加えたこの制度というものは、それなりに妥当な制度であると私も考へておるわけでありませう。

○池端委員 妥当な制度であるかどうかということとを聞いておるのじゃなくて、あくまでも特例措置であるならば、これは恒久的な制度ではございませぬ、こう聞いておるわけですか。

○高橋(元)政府委員 言葉が足りませんでした、当分の間これを維持してよいというふうな考へております。

○池端委員 当分の間というのはおおよそどの程度のことを想定されておりますか。

○高橋(元)政府委員 特別に適用期限を付すという考へは持つておらないわけでありませう。

○池端委員 特別の期限を付さなかつたから、昭和二十九年以来今日まで二十四年もかつて御苦勞なさつてきた、そういう先例があるわけですか。はかの租税特別措置を見ましても、適用期限は何年、こういうふうな明確に規定されておるわけでありませう。この適用期限を延長する場合は、何年

延長するということが法律改正案でいつも出てくるわけですね。この種問題についてだけ適用期限を付さないというのはどういう理由ですか。

○高橋(元)政府委員 社会保険の診療報酬の課税のやり方については、いろいろなお考へがあると思ひます。これは完全に収入と経費を個別に記帳をして実額課税をする一般の事業所得と同じではない、これはどうかというお考へもありませう。しかし、私も今御審議をお願いいたしております改正案の内容は、先ほど来繰り返しになりまして恐縮でございますが、実額に近い概算経費率というものに相当水準以上の社会保険診療報酬収入について定めて、それ以下の部分につきましては、日常地域の診療に従事する社会保険医の特殊性を考慮した、配慮を払つた特別控除を組み合わせて、両々相まって社会保険医の方々に対する概算経費率の妥当を期したいということにあるわけでございます。その考へ方に沿つた内容であるというふうな思ひます。したがらぬ限り、先ほど申し上げましたように、当分の間これを維持してまいらうというのが私の考へであります。

○池端委員 もともとこの税制の基本的な問題点、必要経費率の水準を七二％にするのかどうかという、そういう水準率の問題はもとより、一定率を法律で定めるところにこの問題の問題点があつたわけでありませう。一つ一つ異なるはずの必要経費率を一定の水準に決めるということ自体が所得課税の原則に反しておると思ひます。そういう立場から言ふとやはり基本的には必要経費、診療経費や研究費等については適切な実額控除をすべきだ、これを基本的な立場に置くべきだ、こう思ひます。百歩譲つて、それが当面できないというのであれば、実額経費率に法定経費率をできるだけ近づけていく、こういう態度をとるべきだ、こう思ひます。そういうことから言ふならば、今度出されてきた法改正案も、あくまでも経過的、段階的な措置でなければならぬと思ひます。経過的、段階的な措置であるならば、当分の間というふうなあいまいなことにはしないで、時

限を明確にすべきではないか。その間に診療制度問題も含め抜本的にこの問題については検討するということがあつてしかるべきではないか、こう思ひます。これは百歩譲つてです、時限立法的な性格を持たせるべきではないか、こういうふうな思ひわけでありませう、この点についてはどうでしょうか、改めてお尋ねをしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 繰り返しになってしまつて恐縮なんですけれども、たとへば収入について明細の社会保険の請求を毎月初めに、普通のお医者さんであれば相当の時間暇かけて家じゅう挙げてやられるということだと思ひます。それからまた、経費の内容をなすいろいろな薬剤にいたしましても、そのほかの器材にいたしましても、相当細かい計算が必要かと思ひます。それで、そういうものを実額の課税にしましては、その事業所得と同じにしていかがうかという点については、先ほどもお答えいたしました、考へ方が二つあると思ひます。

四十九年の社会保険診療報酬課税の特例の改善に関する答申という政府税制調査会の答申の中で、そういう二つの考へが述べられております。「このうえさらに厳密な記帳をすべての社会保険医に期待することはたしかに無理な面もある。しかし、社会保険医だけについて例外を認め、必要経費率の法定を行うことは適当でないといわざるを得ない。ただこれまで二十年間にわたり、課税の簡便性、安定性になじんできた社会保険医については、引続き、必要経費率を法律で定めることは現時点ではやむを得ない」と考へる。こういう判断であります。そういう判断に基づいて私どもは、必要経費率を実額によつて法定する部分と特別控除を加える部分と二つで構成をいたしておるわけでありまして、これを期限をつけてこれこれまでにしまして、それから先全部をたとえば五二％一本にすると、もうやめてしまつて青色申告だけにしていたかどうかというふうなことを、いまの段階では考へておらないわけでございます。

○池端委員 くだいようですけれども、いま局長が言われましたように、それこそいろいろな考へがあるのです。いろいろな考へがあるからこそ、半ば恒常的な制度のようになつて持つていかないで、ある程度の期限を付して、その中でそのいろいろな考へ方を十分煮詰めて、そして結論を出すということが妥当な筋道ではないか、こういうふうな思ひます。そうするならば、当分の間とかんといふあいまいな言葉でこの問題を処理するのではなくて、いついつまでというふうな時限を明確にすべきではないか、こう思ひます。大蔵大臣、その点はどうか。

○金子(一)国務大臣 確かに池端さんおっしゃるように、期限をつけろという考へ方はあると思ひます。二通りこの問題については考へ方がございませう。私どもも、この点につきましてはいろいろ検討を加えたのでございませうが、いまのところは、五二％という数字は一番実額に近い数字でございませうから、しばらくこれでやつてみて、社会経済情勢がまた変わつてきて、これではおかしいじゃないかということになりました際には、改めてまたその時点において検討させていただきます。それがむしろ、三年とか五年とか期限を切らなくつて、こういうふうな改正をする先例ができたわけでございますから、その時点において検討させていただきます。いただいた方がベターではなからうか、こういうことで御提案申し上げておるような次第でございます。

○池端委員 この問題については、改めて同僚委員からもいろいろあると思ひますので、この問題について一応私の質問はこれで終わらせていただきます。

次に、その他の問題でございますが、電子計算機買戻損失準備金制度についてでございます。

〔委員長退席、総務委員長代理着席〕

この制度について、私もいろいろ勉強させていただいたわけでありませうが、IBMという会社に対抗するためにいろいろの対応策をとられてお

るようであります。J E C C というような会社もつくられまして、レンタル制の販売方式で買い戻しから生まれるロスを補う特別留保措置というところで、この電子計算機買戻失準備金制度というものがある。昭和四十三年度に創設されたわけでありまして、この制度の政策効果、政策目標と言いうのでしようか、これは一体何処にあるのか。さらに、今年度の改正で二年間延長ということになっておりますが、二年間延長する理由をひとつ御説明願いたい、こう思うのであります。

○高橋(元)政府委員 電算機は御承知のとおり、技術革新の波の中にさらされておるわけでございます。したがって、常時新機種というものが出てまいり、またその周辺の機器の開発というものが進んでまいり、そういう意味では非常に寿命の短いものであるかと思つて、そういうふうな技術革新の速度が著しくて、現実には大半の電算機というものが J E C C を通じてレンタルに出されておりました。またレンタルバックされてくるというものが現実でございます。そのレンタルバックの際に、従来のレンタル料と減価償却等々の割合を考へてみますと、買い戻し損失というものが出てまいり、この買い戻し損失というものが出てまいり、J E C C が財政の援助を得て国産の電算機の普及を図っていくという電子産業政策と申しますか、そういう政策の目的に沿わないというところであります。また、国内の将来に備へての非常に重要な技術であり、電算機の開発ということも危なくなつてくるわけでございますから、そういう買い戻し損失に備へるために準備金を積み立てておくということには合理性があると思つております。

五十三年度の改正で、従来の二〇%の法定繰入率を実績率によることにして合理化を行つておりますので、先ほど申し上げたような準備金の趣旨とそれから五十三年度における改正ということ、その二つを踏まえて、今回その適用期限を延長する措置をとつたわけでございます。

○池端委員 調べてみますと、二年延長、二年延長で来てゐるわけですね。基本的に技術革新のために必要であるというのであれば、この二年延長という小刻みにするということが私またよくわからないのです。本場に必要なら、I B M の攻勢に対処するためにどうしてもコンピュータ業界を守つていかなければならないということであるならば、もっとしかるべき措置がとられてもいいのではないかと。二年延長、二年延長で小手先の扱いしかしてない、こういうふうな思ひのようですが、これは一体どういう理由でしようか。

○高橋(元)政府委員 租税特別措置の規定を設けます際に、政策税制につきましては従来、政策目的を失つたものがそのまま残存するというようなこともございまして、期限を付するものが原則でございます。その原則の期限を付します場合に、通常二年という形でつけておるのですが、二年終つたからすぐやめてしまふというのではなく、二年たちまち段階で、この準備金でございますと、電算機産業の重要性なりそれを取り巻く環境なりそういうものを考慮して今後の措置を決めていくということ、二年という期限を付しておるわけでございます。

○池端委員 I B M の進出は大変なものだということは、私も各方面からいろいろ教へられておるわけでありまして、しかしそれにしても、電子計算機業界に対する政府の助成策というものは大変なものではないかと。昭和四十七年から五十四年度の年度の予算案を見ても、約一千億円の補助金がこの業界に電子計算機産業振興という名のもとに出てゐるわけでありまして、しかも税制面では、いまもありません電子計算機買戻失準備金制度のほかに、電子計算機の特別償却制度及び固定資産税軽減の制度、こういうような優遇策等が講じられておる。あるいは J E C C については日本開発銀行融資が約三千二百億円です。もう税制面でも二重、三重の優遇、そして補助金、さらに融資についても十分な融資がなされてゐる、これは余りにも手厚い保護がなされてゐるのではないか、こういうふうな考へるわけでありまして、

しかもここに、富士通の有価証券報告書がございしますが、この電子計算機買戻失引当金は、五十二年三月期では二百三十九億七千二百万円が計上されております。五十三年度三月期では二百一億八千万円が計上されておる。これが固定負債という事になっておるわけですね。会計法上臨時、暫定的な特例がこの固定負債に計上されるのにも問題があるのではないかと、私はこう思ひますが、それはさておいて、大変な保護策が講じられてゐる。これについてひとつ基本的な御見解を、きょうは通産省からもおいででしようから、そういう面でお尋ねをしたい、こう思うのであります。

○前田説明員 御説明申し上げます。ただいまお話し、政府の助成がいろいろ方面において非常に手厚いのではないかと。お話でございますが、これはいろいろ見方もあるかと思ひますが、おっしゃるとおり、ある意味ではかなりその手厚い助成のおかげをもちまして、現在アメリカ以外で国産メーカーが市場の過半数を持つておるというのは日本だけでございまして、先ほど先生お話しのごいひました I B M というのは、世界の巨人でございまして、世界市場の六割を確保しておる。これに対抗しまして過去長きにわたりまして、トータルで先生お話しの一千万というふうな補助金その他、あるいは日本電子計算機株式会社を通ずる販売力の強化というふうなことをやつてまいりました結果、先ほど申し上げましたとおり現在日本は、国産メーカー六社合計で市場の過半数を制してゐる。ちなみに諸外国の例を申し上げますと、イギリスが大体マーケットの三割、ドイツが二割、フランスが二割、イタリアが二割、スイスが二割、それ以外反対側の九割、八割、七割というものは I B M を初めとするアメリカ系のメーカーが占めておるわけでございます。

それで、そういう国々の補助の実態はどうかと申し上げますと、これは新聞でございましてとか雑誌でございましてとかいうようなものしかございせんので、現在もう少し確たる数字を調べておりますが、意外に大きな補助を政府としてもやっておりますわけでございます。それでむしろ日本の補助と申しますのは、やや手前みそになるかもしれませんが、補助の額に比べて効果が大い、これは私どものみが申すわけではございませんで、アメリカ側の評価もそういう評価があるわけでございます。

○池端委員 私どもは、準備金制度なりその他の租税特別措置を一つ一つ点検し直して見ますと、やはり相当な問題点があるということを率直に感ぜざるを得ないわけでありまして、

〔綿貫委員長代理退席、委員長着席〕

内部留保といふ企業に対する優遇措置、大変きつまつてゐるんじゃないかというふうなことを率直に感ずるわけでございます。この問題についてこれ以上申し上げませんけれども、ひとつこの補助金制度なんかとも絡めて抜本的な洗い直しが今日必要だということを率直に申し上げておきたい、こう思うのであります。

最後になりましたが、実は予算委員会でも問題になりました新千歳空港用地の問題でございます。これは苫小牧市美沢の土地八・二ヘクタールの問題なんです、これは実は私の選挙区でございまして、いま選挙区では大変な問題になってゐるわけでありまして、これは予算委員会でもいろいろ御報告がありました。これは購入だとか売却に現段階で特段法律的にどうこうという問題はないようでございます。租税特別措置法第三十三条の四(収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除)によつて特別控除額が三千万円になってゐるということ、無税ということでありまして、率直な庶民の感情としては、自分の家を建てるのでもないのに、あんなに千歳空港のへんびなとくろに土地を買つておつて、そしてやがてそこに空港ができるということ、売却して、しかも売却代金は一銭も税金がからぬ、あんなに政治的あるいは商社トップの人たちは大変なことを考へるものだな、頭がいいものだな、われわれ庶民にはとうてい考

えも及ばぬことをやるんだということが率直な感じなわけであります。

この問題、法律的にどうこうという問題ではありませんが、いみじくもここで租税特別措置が持つている一つの矛盾点が露呈したのではないかと、いうふうには率直に感ずるわけでございします。もとより政治家も人間であり商社のトップも人間であります。法のものとの平等というのはだれしも同じことでございしますから、そのことをやかく言うわけではございせんけれども、やはりいろいろモラルの問題等もあると思うのであります。そういう意味において、今回のこの租税特別措置による措置、これはいかなる場合にあって、今後いかなる事実関係が明らかになってもこれは動かしたいものである、こういうふうな理解をしていいのかわるか、その点一つ承っておきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 取用等の事業というのは公共の利益のために行うわけでございまして、取用等の事業が土地の譲渡所得についての課税問題のためにおかれていくということは、やはり社会公共にとつてのマイナスであるということが取用等の三千万円特別控除をつくりました趣旨でございします。

いま仰せのありますように、税の執行ということと社会一般のモラルと申しますか世論ということとどうにかみ合わせていくかというところは、大きな問題だと思ひますが、こういう政策的に特別控除を設けます趣旨が、取用権を背景とした取用事業対象用地の買取りを容易にするという社会公共の利益に支えられておるといふ意味で、私どもはこの特別控除制度というものを、土地税制全般を見直す際にはもちろんその一環ではございしますけれども、こういう控除制度というものについて存続の趣旨は十分あると思うわけであります。

いま仰せのようなケースでございしますと、たとえば課税官署が社会のモラルと申しますか譲渡者の個別事情また買受人の個別事情というものを審査したす、これまた課税官署としての行政の執行

上の問題というものも絡んでおると思ひます。要は、適切にそういう特別控除制度を設定するということにあるかというふうな考へる次第でございします。

○池端委員 時間になりましたのでこれで終わらせていただきますが、不公平税制の是正、まさにこれは国民的な強い悲願であり要求であります。それは燎原の火のごとく燃え広がっております。ふうに思ふわけでありまして、今後日常不斷にこの問題について政府は積極的に対処していただきたいことを最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○加藤委員長 貝沼次郎君。

○貝沼委員 租税特別措置法の一部を改正する法律案について質問をいたします。先ほどから議論を聞いておりました、大臣の言われることで二、三私ひつかかる点がございしますので、初めにそれを伺つておきたいと思ひます。

それは、医師優遇税制といわれるいわゆる社会保険診療報酬課税の特例の是正の問題であります。これは答申にも述べられておりますように、「社会保険診療報酬課税の特例については、当調査会としては既に累次にわたる答申においてその是正を強く要請してきたが、今日まで何ら是正措置が講じられなかったことは誠に遺憾である。答申にもこう書いてある。確かに私も前から答申を見まして、そうであったことはわかります。ところが、今回の答申よりもこの法案の方が確かに私は後退しておると思うわけでございします。どうも大臣の答弁では後退はしていないみたいないなニュアンスに聞こえますが、これは後退はしておりませんか。

○金子(一)國務大臣 四段階の案を政府税調では出しておりましたが、四千万円以下のものについてさらに一段階きめ細かくふやしたという点だけが一つ問題として御指摘になっておるのだらうと思ひます。ございしますけれども、四千万円を超えるものは政府税調の答申とおりでございしますし、それ以下のものについては、先ほども私なり政府

委員から申し上げておりますように、社会保険医療の公共性がある程度加味して特別控除の制度を設けた、こういうふうな御了解賜りたいと思ひます。

○貝沼委員 その答弁ですね、実は二月十三日のわが党の宮地質問の場合に大臣の答弁は、医療制度の改革と税制とは別問題であると、別問題として答弁しておるわけですね。ところが本日の答弁では、医療の公共性を特別控除みたいな形で加味する、たゞいまおっしゃつておりましたが、そういう形で答弁されております。私たちがいま大臣がおっしゃるような言い分を主張してきたわけでありまして、これは明らかに違ひますので、どつちの答弁が本音なのか、そこをはつきりしていただきたい。

○金子(一)國務大臣 現在健保制度の改正案が国会で御審議いただいております。診療報酬制度の抜本的見直しとかいろいろなことが取り上げられておりますが、それはそれとして私どもは切り離して、今日の社会保険診療報酬の課税の問題を税の關係で取り上げていきたいということを申し上げておつたわけでございまして、ただその場合に御承知のとおり、夜間診療報酬について特別の負担があるとか、あるいは救急医療についても十分な対価を得ておられなとか、夜間、休日の診療の問題があるとか、そういうことはやはりある程度加味していかなければいけません、課税の實際に当たつてです、そういうことで、いまの特別控除というものを、お医者様の公共性ということとで取り上げておる、こういうふうな御了解いただきたいと思ひます。

○貝沼委員 そうすると、本会議での医療制度の改革と税制とは別問題というのは説明不足であつたというふうな受け取つてよろしいですか。

○高橋(元)政府委員 大臣からお答えいただくこととでありまして、私も、私どもも大臣のお話をしよつちゅう承つておりますので、大臣のお気持ちを敷衍して申し上げたいと思ひます。大臣は、社会保険診療報酬制度と申しますか、医療制度がどういふふうになるかということとは、

これはもう医療政策のプローパーの問題で、たとえば各種の保険制度をどういふふうを持つていくとか、それから診療報酬の単価水準をどうするか、薬価をどういふふうで構成するか、これはまさに医療行政または医療政策そのものであるかと思ひまして、そういうこと、今回御提案申し上げておりますのは、現行のまたは今後改正されるであろうところのそういう医療制度から支払いを受ける社会保険診療報酬の収入及び経費、それに基づく所得、その課税をどうするかという問題とは別のものである。したがって、現行の社会保険制度のもとで各医療を営んでおられる方々が得られる社会保険診療報酬に対する課税の特例をどういふふうには正するか、そういう問題としてとらえて解決をする。したがってその場合に、先ほど来申し上げておつたことでございしますが、全部について一律の経費率を設けるか、全部実額課税にしてしまふか、それとも、先ほど来私どもが御答弁申し上げておりますように、実額に近い経費率と、それから中小の医療の方に対して社会保険の公共性を加味した特別控除を加えて、二つをもつて新しい概算経費率の法定制度としたか、その話でございまして、大臣のお答えが私、直接本会議に入つておりませんが、後々承りましたところでは、大臣の仰せのあつたことはそういう趣旨に出ているものというふうな思つております。

○貝沼委員 それから、今回の改正案とそれから答申に盛り込まれたものとの税収の差ですね、これはどれくらいになるのですか。

○高橋(元)政府委員 今回の改正案は、平年度の増収額は一千億円でございます。これに對しまして五十年の税制調査会の答申案と対比の改正を実施いたしましたと仮定しました際に、私どもがとつております前提に基づいて計算をいたしますと、千二百四十億円の増収に相なるはずでございします。したがって、約八割というものが増収額の割合と相なつております。

改正案の場合ですか。答申と改正案のその差を
言っていたきたい。

○高橋(元)政府委員 答申は千二百四十億円の増
収、改正案は千億円の増収です。

○員沼委員 したがって、やはり二百四十億円と
いうものは改正案によって減収になったというこ
とですか。

○高橋(元)政府委員 仰せのようなことでござい
ます。

○員沼委員 したがって私は後退だと言うわけで
ありますが、なお、この五段階に分けてある部分
について、開業医は大体何%ぐらいずつ配置され
るか、その数字を教えてください。

○高橋(元)政府委員 二千五百万円、三千万円、
五千万円という区分で申し上げていきたいと思
いますが、五千万円以上がおおむね全体の四分の一
でござい。それから五千万と三千万の間が約
四分の一、三千万以下が約二分の一、二千五百万
以下が四割強ということに相なっております。

○員沼委員 いまの数字から見ても、この改
正案で果たして国民の期待にこたえられるかどう
か、私は非常に疑問であると思います。

それからもう一点は、先ほど期限の問題が議論
されておりましたが、当分の間、これは租税特別
措置法のまっ先に書いてあるのですが、当分の間
という考え方ははなはだよくないというような本
会議での同僚議員の質問がありまして、それに対
して総理大臣は、同感でございまして、回答弁を
されておるわけでございまして、大蔵大臣はどの
ようにお考えになりましたか。

○金子(一)国務大臣 ちょっとそれは速記録を調
べませんと、そんなことを言われたはずはないと
思っておりますが、考え方として期限
をつけるべしという議論が十分あったことも事実
でござい。あることも承知いたしておりますが、し
ばらくこの率でやってみて、社会経済情勢が変
わってきたり一度見直す必要があったときは、
そのとき見直したらいいかい。いままでは

手つかずで来ましたが、ことし初めてこういうこ
とで改正をする先例ができましたから、今後そう
いう必要があったときには見直しはできるでござ
い。いましよければ、毎年毎年変えたと、二年
置きに変えたりとかいうようなことになる、か
えってまたトラブルもござい。それから、しばらく
このままでやらしていただきたい、情勢が変われ
ばそのときまた見直します、こういうことでござ
います。

○員沼委員 その見直しの問題でもう少し聞いて
おきたいと思いますが、情勢が変わればというの
は、たとえばどういうようなことが要素として考
えられますか、情勢が変わるといふのはいろいろ
あると思いますが。

○金子(一)国務大臣 経費について、薬価がまた
うんと違ってくる、あるいは人件費その他が
また変わってくる、いろいろな要素があると
思うのです。公平かどうかというところは、やはり
ほかの所得との比較衡の問題ですから、これは
安過ぎるぞという問題が起これば、それはそれで
う世論が強まったときに見直さなければいかぬこ
とは当然でござい。そしてこの問題がやっ
と改正にこぎつきましたのは、やはり強い世論の
バックがあつてこれが実現できることになったわ
けでござい。それから、私ども今後十分その点に
は注意を払いながらやってみようかと考えてお
る次第でござい。

○員沼委員 なお、医師優遇税制につきましては、
後日他の委員の方から詳しく議論することになつ
ておりますので、私はいまの議論の中から気づい
たことだけをお尋ねしたわけであります。

そこで、この租税特別措置法全体を見てみたわ
けであります。その中の二十八条の二、六十六
条の十二に、中小企業倒産防止共済制度の問題が
書かれておるわけであります。そこで、この共済
制度は非常にいいものなんですけれども、わりと
知られておらない。しかもこの不況のときに、こ
れがかなり使われていいはずなんですけれども、
案外そういつてないような状況であります。

そこでまず最初に、これは議事録の関係もあり
ますので、この制度について中小企業の方にわか
るようになすあらましの説明をしていただきたい
と思います。これは通産省の方が見えておると思
いますので、お願いします。

○尾身説明員 説明をさせていただきます。
この倒産防止共済制度は、中小企業者が取引先
の倒産の影響を受けまいとみずから連鎖倒産を
するに至らない、そういう事態を防止すること
を目的としてつくられた制度でござい。

制度の内容は、この制度に加入する中小企業者
が月額五千元、一万円、一万五千元、二万円の
いずれかの額を選択したとして、これを合計で百
二十万円または六十万円、五年間でありまして、
それに達するまで毎月納付していただくわけで
ござい。そういたしますと、加入後一定の期間
経過したとして、加入者の取引先企業に倒産が
発生した場合、その積み立てた掛金の合計額の十
倍の範囲内におきまして、倒産の発生によりまし
て回収が困難となりまして売却掛金債権等の額を無
担保、無保証、無利子で貸し付けを受けることが
できるといふ制度でござい。

制度の発足に当たりまして、この制度の効果を
早期に実現することを目的といたしまして、制度
施行後一年間に限り緊急避難的措置として、掛金
を五年分まで一括して前納できる特例前納制度と
いう制度も設けておるところでござい。

○員沼委員 いま説明がありましたが、要
するに契約者は、取引先企業が倒産した場合に、
掛金の十倍までの範囲で焦げつき債権など被害相
当額を無利子、無担保、無保証で融資を受けると
いうものですね。最高一千二百万円をつなぎ資金
として借りられ、五年以内に返済という仕組みで、
非常に便利な仕組みになっておる。特に五十三年
度は特例として五年分の掛金を一括前納した場
合、加入後三カ月でも融資が受けられる、こうい
う特例前納制度が設けられておるわけでありま
す。これまで加入した状況というものはどうい
ふようになっておりますか。

○尾身説明員 制度の発足は昨年の四月でござ
い。今年、今年の一月までに加入者が合計で、一
月の半ばまででございますが、一万九百八十五事
業所でございます。

○員沼委員 これは当初の目標に比べてどうな
っておりますか。

○尾身説明員 当初の目標は、今年度いっぱい
十万件ということでござい。現状のところ
残念ながら、目標に比較したしまして必ずしも十
分な加入者がいるという状況ではないわけであ
ります。

○員沼委員 十分でないどころか、これはざつと
一割ですね、一割ちょっとですけれども、そうい
う制度がありながらなおかつこの加入者が少な
い。この少ないというのは、知らないと言つと語
弊がありますけれども、PRの不徹底といいま
す。まだ承知していない方々がたくさんいら
っしゃるのじゃないかと思うわけ。そういうよ
うなことを考えた場合、さらにこれを徹底しなけ
ればならないと思うわけでありまして、いま当局
としてはこのPRの方にどういふ方法をとつ
ておりますか。

○尾身説明員 このPRにつきましては、この制
度のPRの直接の窓口といたしましては、各地の
商工会議所、商工会あるいは中央会、関係組合等
を通じて中小企業者にPRをいたしておりま
す。ほか、テレビ、新聞等のマスメディアを通じ
まして強力制度のPRに努めている次第でござ
います。

○員沼委員 このPRも今年度の目標を達成する
ために、たとえば報道によりまして、商工会議所
あるいは商工会、中央会の業務委託団体約四千と
それから全国の金融機関一万八千店舗にチラシ百
二十万枚、ポスター五万枚を送付、掛金が税法上
損金扱いになるメリットを訴えて、一生懸命追い
込みをかけているようでありまして、いまま
う年度末が近いというのにこれだけ大騒ぎをし
なければならぬという理由はどうも薄いと思
うんですね。それよりも、今年度でできなかった

らば、来年度も含めてもう少し時間をかけて、実質的にこの法律の恩恵に当たる人がふえるようにしていくのが運用上大事なんではないかと思うのでありますが、そういう意味においては、この一括前納の特例、これをもう一年延ばすというふうなことは検討できないのか、この点について質問いたします。

○尾身説明員 この倒産防止共済制度は、中小企業者の相互扶助の精神に基づいた共済制度でございます。一般の共済制度におきましては、毎月の掛金を所定の期間納付いたしまして、その納付された掛金に見合つて一定の給付を受けるというところが前提でございます。これまで事前に掛金を納付する一括前納制度のような形で納付して未到来の期間の利益を先取りするというような例は、ほかの共済制度にはないところでございます。しかしながらこの制度におきましては、加入者ができるだけ早期にこの制度の効果を享受せしめる必要がございますし、またその必要性はこの性格上、特に制度発足の当初に生ずるものであるということとを考へまして、一年間の暫定措置といたしまして一括前納制度を設けたものでございます。

したがういまして、この一括前納制度の延長はなかなか困難でございます。私どももいたしましては、この制度の利用の希望者に対しては、今年度末、まだ一カ月余りございまして、今度ですが、それまでの間に加入をしていただきこれを利用するように、各種のPR手段を通じてまして働きかけているところでございます。

○貝沼委員 法律はそうなっておりますから、それで一生懸命やるのは当然ですけれども、それならば、一年間前納制度を延ばすということがどうしてもまずいという理由は何ですか。

○尾身説明員 これは、この制度自体がきわめて特殊な例外的な制度であるということでございます。すので、三月までまだございまして、したがういまして、私どももいたしましては、その間に極力PRをいたしまして、ぜひ加入していただくようにというふうに考えている次第でございます。

ただ、この制度につきましてはその改善につきまして、内容的にも種々各方面から御要望があることはよく承知しているところでございまして、今後この制度の運用状況を見守りながら、具体的な改善についての検討を進めていくことにいたしたいと考えている次第でございます。

○貝沼委員 今後検討なさるそうですから、私はぜひともこれを要望とおり検討していただきたい。

それからもう一つは、加入してある方々は、先ほどお話がありましたように、掛金によっていろいろコースがあるようでありまして、その掛金別にどういふコースが一番多いのか、その辺のところを説明をお願いしたいと思います。

○尾身説明員 一般の制度の場合でございますと、掛金の額が五千円、一万円、一万五千円、二万円の四段階に分かれていたわけでございまして、二万円の掛金の方が一番多い状況でございます。それから、特例前納制度の加入者もかなり多くなつておりまして、全体の加入者のうちで過半数が特例前納制度を利用しておられる状況でございます。

○貝沼委員 二万円コースが一番多いという話なんです。そこで、この二万円コースが多いというのは、二万円が掛金としては一番額が高いものです。これは一千二百万円を希望している人が多いのじゃないかと思うんです。ところが私が調べた範囲では、たとえば東京商工会であるとかあるいはいろいろなところでこの掛金を、たとえば五万円であるとかそういうような枠も検討していただけないか、そういうコースも検討していただけないかという要望が出ておるようでありますけれども、この辺についても当局としては検討されてますか。

○尾身説明員 いま先生がおっしゃいましたような点につきましても要望が出ていますことはよく承知しておりますので、その点も含めまして、今後制度の運用状況を見守りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○貝沼委員 ぜひそういう要望が実現できるように検討していただきたいと思ひます。

それから次の問題は、産地中小企業対策臨時措置法に関する租税特別措置であります。この租税特別措置法の中に、「別途提案される産地中小企業対策臨時措置法（仮称）」に伴い、次の措置を講ずる」ということで出ております。ところが、この産地中小企業対策臨時措置法という法律は、どうなんですか、できておるのですか。

○松尾説明員 ただいまお尋ねの産地中小企業対策臨時措置法につきましては、三月上旬の提出を目途に現在、関係各省と協議を進め、また法制局で法案審査を進めておる段階でございます。

○貝沼委員 まだできていないわけですね。はっきり言つて、まだできていないわけでしょう、どうなんですか。

○松尾説明員 現在提案の準備を進めている段階でございます。

○貝沼委員 どうもはつきりしませんが、それならば、成文とかそういうことまでござつておるのであつて、内容は固まつておるといふ意味でございますか。

○松尾説明員 この内容になります部分については、現在国会審議中の五十四年度の予算案設定の際に政府内では合意を見ておりますので、内容については固まつておると申し上げてよろしいと思ひます。

○貝沼委員 それじゃその内容について本日尋ねても答えられますか。

○松尾説明員 現在関係各省と協議をしております。また法制局で法案審査段階でございます。基本的な骨格については御説明できると思ひますが、細部につきましてはなお変更があり得るというふうにお考えいただければ存じます。

○貝沼委員 骨格はできておるが、細部については変更があり得る、それは固まつたものというのでしょうか、どうなんですか。

○松尾説明員 実体的には固まつておると申し上げてよろしいかと存じます。

○貝沼委員 私は、まだ本法がはつきりしないのに租税特別措置だけ先走りするのは何となくおかしい気がするんですね。やはりこういう措置法に伴いこの措置を講ずるわけでありまして、その法律がちゃんとできていないと、どうも議論がつかないのじゃないか、こういう感じがするわけでありまして、政務次官、感懐としてはどうですか。

○林（義）政府委員 貝沼先生のお話でございますが、いま通産省の方から答弁がございましたように、大体骨格はできておまして、法制局やその他のところと打ち合わせをする、どちらかというところのささいな点につきましての相談をするというところでございます。この国会で産地中小企業対策臨時措置法を出すことにつきましては、政府の方としては確定しておりますし、三月上旬には出せる、こういうことではございましてよろしいかと存じます。

法案の取り扱いにつきましては、従来からもさうでございますが、租税特別措置法は、いつも三月三十一日というのが大休期限切れの法案ということでございまして、同じ国会で出す法案では、後で法案が三月に出まして、たとえ五月とかぐらに成立いたしましたところで、同じ国会でできた法律につきましては、その所要の措置を講ずるということはいままでも例としてやっております。また、この産地中小企業対策臨時措置法につきましては、租税上のいろいろな措置をするということにつきましては、政府内では意見が一致を認めているところでございまして、さういふことを租税特別措置法の方で書く、後で中小企業の方の法律が出る、こういうことは、従来もさういう形でやっておりますし、またさういったことでやることはいいのではないかと存じます。ふいに私は考えております。

○高橋（元）政府委員 いま政務次官からお答え申し上げましたことに尽きるわけでございまして、蛇足のようにございまして、今回御審議をお願いいたしております租税特別措置法の一部を改正する法律案の中に附則第一条というのがございます。

て、「この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。」という原則を掲げた後で、ただし、第十二条の三、第十八条第一項、第四十五条の二、第五十二条第一項及び第六十六条の改正規定は、「産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第号）の施行の日から施行する。」ということになつておりまして、法文の施行期日という意味では、たゞいまも政務次官からお答えのありました、産地中小企業対策臨時措置法が施行されるのを待つて租税特別措置法の規定が動くという形になつておりまして、その間の矛盾がないように措置いたしましたつもりでございます。

○員沼委員 それはわかるのですよ。それはわかるのだけれども、本法がまだ出てこない。音はすれども姿は見えないというやつですね。それで、それに伴うものを大蔵委員会が一生懸命やるということ、は、ちよつと本末転倒じゃないかという感じがする。たとえばは少なくとも法律としてでき上がったあるいは上程されておるといふのなら、それに手間がかかつておるといふのであらうと私はいいと思いますけれども、まだ出てこない、浮かび上がつて見えないその時点で、これはちよつと先走りの感じがしますが、これでいいのでしうかね、こういうのがよくあたりまえになつたらちよつとおかしいのじゃありませんかということを書いておきます。

○高橋（元）政府委員 税制上は、この産地中小企業対策臨時措置法に対応いたしまして三つの措置をとるということが確定をいたしております。

一つは、事業合理化計画を実施する中小企業者の機械等の特別償却、もう一つは、振興計画を実施する産地組合に対して支出する負担金の特別償却及び増加試験研究費の税額控除の対象への追加、三つ目が、産地組合が負担金により取得する試験研究用資産の圧縮記帳、この三点につきましては、税制改正の内容として産地中小企業対策の骨格をなすわけでございますから、その点は十分協議して話し合ひがついております。ただいま中小企業庁の方からいろいろお話がございました。

が、法文の個々の表現を全体としてどういたすかというように点につきまして、これは法制局の審査も要りましようし、施行の細則、付属の法律の改廃等につきましては、関係各省との折衝ということもあると思ひますが、税制上講ずべき措置の内容は確定いたしておりますのでございます。

産地中小企業対策臨時措置法の法案の提出を待つて改めて租税特別措置として御審議をいただくということになりますと、それはここの税制改正に間に合わないという場合も出てまいる。それから、産地中小企業対策臨時措置法の附則で税法を直すということは、これはもう多年一貫してそういうことがなくて、大蔵委員会が歳入法全体として把握して御審議をいただいて、租税特別措置法の中に必要な規定を設けるということでお取り扱ひをいただいておりますので、私もちよつと意図をいたしております。そういう意味で、税制対策の案体としては確定をいたしておりますし、産地中小企業対策臨時措置法が提出されるということも固まつておるわけでございますし、したがつてそういうことを受けまして今回、租税特別措置法の一部改正案に含めて御審議をいただきたいというお願いをいたしておる次第でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○員沼委員 おっしゃることはわかりますけれども、どうもしっくりしないのです。やはり形ぐらゐ出ている方がやりやすいということなんです。それでは中小企業庁の方に尋ねたいと思います。この臨時措置法の内容についてちよつと伺いたいと思ひますが、指定基準の考え方としては、どうもいろいろの文言から考えるに組合指定になるのじゃないかと私は思つておりますが、地域指定、組合指定、これはどういう方法をおとりになるわけですか。

○松尾説明員 この法律では、地域を限つて業種を指定する、法技術的にはそういう形で、その限られた地域を産地と考えるというふうに考えております。

その地域なり業種なりを指定する場合の基準になる考え方でございますけれども、まず、産地中小企業対策臨時措置法でございますから、中小企業性の業種という形になってまいります。つまり、その業種の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われておるというのが従来からの中小企業立法の例でございますが、これが第一点であろうと思ひます。二番目には、その業種の中小企業者の事業活動が特定の地域に集中して行われておること、これはつまり産地性の業種ということだろつと思ひます。三番目に、臨時措置法を出すに至りました経過といたしましては、円高その他の経済的事象の著しい変化がある、したがつて特別の立法が必要になつたということがございますので、円高その他の経済的事象の著しい変化に起因して産地中小企業者の事業活動に支障を生じておるいは生ずるおそれがあると認められること、つまり円高などの被害を受けておること、この三つが、業種を指定し、また地域を限つて指定するその地域の範囲を定める基準にならうかと考えております。

○員沼委員 その業種の内容についてもう少し詳しく伺いたいのでありますが、たとえば円高によつて輸出比率が何%以上とか、輸入の影響あるいは生産数何%とか、そういうことはまだ決まつておりませんか。

○松尾説明員 これは法律自体ではございませんで、法律の運用段階の基準にならうと思ひますので確定ではございませんけれども、たとえば円高緊急対策を講じたときには、輸出でございまして、輸出比率が二〇%以上の業種ということとを原則として考えておりましたので、政府部内での円高による輸出影響の一つの考え方を示すものだと思つております。輸入につきましては、五%以上輸入が増加し、そのために国内の売り上げが五%以上減少したという場合を基準として考えておりましたので、これがまた一つのめどにならうかと思ひます。

○員沼委員 それからこの業種の場合、私の知つておる者でこれを持望しておる人たちがたくさんおるわけですが、たとえば綿スフ織物、細ひも、PP、花むしろ、バンコク帽、いろいろありますけれども、こういう直接輸出に關係するものは一応対象として考えられますか。

○松尾説明員 具体的な地域指定なり産地の指定につきましては、法律の成立を待ちまして、関係のそれぞれの都道府県を通じてそれぞれの産地の実情を調査いたしまして指定をするという手続を進めることになる予定でございます。したがつて、個々の産地なり業種についてどれが指定になるかをこの段階ではちよつと申し上げられないと思ひますけれども、いま挙げられたものは、一般的に申しますと円高によつて輸出面で影響を受けている業種をお挙げになつたというふうに考えられます。

○員沼委員 確かにこれは影響を受けているものばかりをいま申し上げたわけでありまうけれども、ぜひこういうものが受けておることをお忘れのないようにお願ひいたします。

もう一つは、輸出入とは直接の關係ではないけれども、たとえば鉄鋼関係と直接つながつておる業種、鉄鋼の炉で使う耐火レンガ、こういうようなものは円高で非常に影響をこうむつておるわけでありまうが、こういう二次的なものも含めて考えることはできるのかどうか、この点についての感觸をお聞かせいただきたい。

○松尾説明員 円高法のとき以来、影響につきましては必ずしも厳密な意味での直接ではないというふうな理解しております。問題はその影響の程度であらうかと考えております。

○員沼委員 そうすると、直接あるいは二次的というよりも影響の度合いによつて判断をする、したがつて考える対策には、こういう耐火レンガのようなものまでも考え方としては入れて考えることはできる、ただし選ばれるか選ばれないかは別として、考え方としては入れて考えることができる、こういうふうな理解してよろしいですか。

○松尾説明員 具体的な業種については意見を申し上げられる段階ではございませんが、考え方につきましては先ほど申し上げました点で、間接的な場合でも排除されているものではないと考えております。

○員沼委員 それから、全国で指定する数は大体どれくらいに考えておりますか。

○松尾説明員 今年度予算で認められております予算の手当の観点から見まして、私どもは九十産地というふうに考えております。

○員沼委員 指定する時期はいつごろと考えておりますか。

○松尾説明員 法案の成立の時期によりまして、これは準備体制の整いぐあいが変わりますので、ちよつと確定的ではございませんけれども、私どもとしては七月ぐらいまでは指定の運びまで持っていきたいと考えております。

○員沼委員 わかりました。いろいろな業種があると思いますけれども、せつかくつくる法律でありますから、多くの人から喜ばれるような運用をよろしくお願いしたいと思ひます。それでは、この問題はこれで終わります。

その次に、有価証券譲渡課税の問題について一言だけ伺っておきたいと思ひます。

いろいろな問題があるようですけれども、要するに、今回の改正でその実態の掌握は可能なのかどうか、これはいかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 有価証券取引の譲渡益の課税について、その取引の把握が非常にむずかしいといふことはあるたびたびいろいろな機会に申し上げておるわけですが、そういうことの中で段階的に課税の強化を図っていくための今回の措置でございます。

これにつきましては、特別に該当する取引について業者から資料を取るといふようなことをいたしません、申告所得税のたてまえといたしまして、所得があつて申告していただくといふことでございまして、今回の課税強化に伴う執行は可能であると考へておる次第でございます。

○員沼委員 この実態の掌握については今後どういふような措置を講じていく必要がありますか。

○高橋(元)政府委員 いろいろむずかしい面があるわけではございますけれども、自主的な適正な申告を、基本的には申告所得税でございまして、適正な申告を待たないといふ場合につきましては、各種の資料、情報の検討を通じて適正な課税の実現を図ることに努めてまいりたい、これは私ども税制当局といたしまして、執行を担当いたしております国税庁におきまして、常時そのような形でせつかくの制度改正の実が上がるように努力を重ねてまいりたいと思ひます。

○員沼委員 それから、最近株式市場で事業会社などによる株式の大口売買が急激にふえていくわけですが、東証は、公正な株価形成の維持、投資家への情報公開の徹底を図るため、上場会社が大量の株式を取得した場合、取引所への報告を義務づけることなどを検討しておるようでありますけれども、それで生命保険、投資信託、年金信託など大口の機関投資家にもその枠を広げたいといふ考へがあるようでありまして、大蔵省としてはこれにはどのような考へでしようか。

○高橋(元)政府委員 これは証券行政の問題であるかと思ひますので、私所管でございせんから的確なお答えができませんが、先生御案内のように、税制の面で申しますと、法人の有価証券の売買はすべて課税でございまして、したがひまして課税上の問題としては、法人が取得したものは売却される限り、それは法人税の対象になつておるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○員沼委員 それから、土地税制の問題について二、三触れておきたいと思ひます。

この土地譲渡所得課税について答申でも、「宅地供給促進の観点から個人の土地譲渡所得課税を緩和すべきである」と考へ方があり、現行制度の適用期限到来前ではあるが、この点について検討を行った。こゝにあるわけですね。これを期限を待たずして緩和する理由は一体どこにあったのか、

この説明をお願いいたします。

○高橋(元)政府委員 土地の売買の状況また需要供給のあり方につきましては、国土庁、建設省と私どもの方でいろいろお話を伺ひ御相談をしておるわけではございますが、ただいまお示しのありました税制調査会が本件について審議を行った経緯と申しますのは、一つは、現行の土地譲渡所得課税制度というのは租税特別措置によるいわば本則に對する重課でございまして、重課規定でございまして、五年間という期限がついておりました、あと一年待てばいい、あと二年待てばいいという形で土地の流動化が阻害されるからいいとはいへない。現にそれに対応する土地の出し渋りと申しますか、そういう現象も起こつておつて、それがたとへば公的取得なり優良な住宅地供給なりというものに対してマイナスに働き、さらには地価に悪い影響があるといふような点が問題として指摘されたわけでございます。そこで、五十五年までの現在の改正前の二千万円まで二〇〇、二千万円を超えて四分の三総合という税制について、基本的な枠組みを維持しながら、当面の問題に對する税制面の措置があるかないかといふことを税制調査会において御検討がなされたわけでございます。

○員沼委員 今回の改正案を見ますと、税制緩和の方だけが大きく見えて、それで、ただでも土地がいま値上がりしておるときに緩和をすること、それは非常に問題がある。一つは地価が高騰する、それからもう一つは、それだけ緩和しても果たして宅地が出てくるのかどうか、こういう問題がございまして、大半の意見としては、どうも緩和をしても宅地供給はなされる、それから地価高騰は免れない、こういう意見が多いわけでありまして、当局としてはそういうことではないとお考へてしようか。

○高橋(元)政府委員 土地税制は確かに基本的に二つの目標を持っておるわけでございます。一つは優良な宅地の供給促進でございます。一つは地価が高騰しない。こゝういう二つの観点から土地税制

制が組み立てられておりました、その運用の状況も私どもとしては常時配意、戒心をいたしておるわけでございます。

昭和五十年に現行の土地税制ができました後、国土利用計画法、都市計画法その他の運用によりまして、たとえば土地の開発でありますとか、地価の水準でございまして、都市環境の整備でございまして、そういうことについて、実体的な規制と申しますか指導と申しますかそういうことが行われ得るようになって、それによつて実体的な土地譲渡のあり方というものが近づけていく制度及びその運用の体制ができたわけでありまして、仰せのありますように、確かに税制だけで宅地の供給促進とか地価の抑制を図つてまいるのは大変むずかしいことで、私どもは、税制は補助的な手段であるといふことをかねがねこの委員会でも申し上げておりました、いまでもそう思つております。そういう意味では、国土利用計画法ないし都市計画法の適切な運用によつてその点が補強されてまいつたといふことは一つの前進であらうと思ひます。

今回は、一般的に土地の供給について制度を緩和するといふ考へ方を全くとっておりません、短期の譲渡、つまり四十四年の一月以降に買った土地を売る場合であれば、これはやはり重課課税制度の対象である。四十四年一月以降という短期譲渡の定義についても変更を加えない。一般的に長期譲渡の場合につきまして、四分の三総合課税、二千万円以下二〇〇比例課税という仕組みは崩さない。それで、公的な土地取得とかある程度以上の規模のまとまり住環境のよらしいという住宅地の供給に緊急に必要な部分に限つて部分的な手直しを行う、こゝういふことでございまして、これによつて、政策の目的をいたしておりましたような土地譲渡についていい影響があるといふふうに考へますが、具体的な建設費ないし国土庁からお答えがあるものといふふうに考へます。

○佐藤説明員 お答えいたします。

お尋ねの今回の税制改正と地価の関係でござい

ますが、最近の地価一般につきましては、本年、五十四年一月一日の時点で、昨年一年間の地価の状況を地価公示地点の抽出調査という形で発表してございます。これによりまして、全国的には、全用途に関連しまして五・一％というところでございますが、住宅地、特に三大都市圏の住宅地に關しまして八％ということになってございまして、いわば強含みの状態にあるということは先生御指摘のとおりでございます。住宅地の地価につきましては、一つは交通条件の整備等のいわば効用の増によるものがございます。もう一つは、今回の住宅地の需給状態における主因だと思いますが、非常に根強い住宅地の需要に対応します供給が不足しているということがあろうかと思ひます。

今回の土地税制の改正は、先ほど御説明がありましたように、他の宅地開発に関連します諸施策、たとえば関連公共施設建設についての予算の倍増等、それから都市計画法の線引きの見直しというように各種の施策とあわせて、優良な住宅地の素地の供給に資する目的で、土地税制について一部基本的枠組みを残しながら見直しをしていただいたということと理解してございます。

○員沼委員 やつぱり地価は高騰は免れないようですね。私もいろいろな方から話も聞きましたし、調査なども見ましたけれども、昨年春ごろから値上がりの兆しを見せている地価が、秋以降急上昇しておるわけですね。そうして、この言葉は適当かどうか知りませんが、ミニ狂乱の様相を見せてきておる。不動産研究所の調べでは、六大都市の地価は、昨年九月現在で一年前よりも七・七％値上がりしている。また、国土庁が一月末発表した五十四年度公示地価の動向、これによりまして、昨年の地価上昇率は、全国平均で五・一％に達して、五年ぶりで消費者物価上昇率三・八％を追い抜いた。大都市の住宅地の上昇率は、東京都の住宅地九・八％と五十二年の三倍の高騰です。

ただいま国土庁の話もありましたけれども、ただその話だけでなく、やつぱり別の要因によってこの地価というものはどんどん上がっていく。そ

の上さらにこういう税制の緩和が行われますと、なおさら上がるんじゃないか。緩和されたから土地が出てくるというところは、どうもないような実情なんですね。優良宅地ということもありますけれども、あの条件にかなうような土地がいま大都市に果たしてあるのかどうかという問題もあるんです。そういうものがなくなつてきておるので、あの優良宅地の基準もやはり問題がある、こういうような意見も多いわけでありすけれども、国土庁はこういう点についてはどういうふうにお考えですか。

○佐藤説明員 先生御指摘の今回の税制改正が宅地の素地供給に資さないということでございますが、一般的に今回の計画的な開発の場合には、公的機関ないしは民間のデベロッパーが用地の取得を土地所有者に要請し、これに対して土地を提供するという形でございす。したがって、現行のいわゆる二千万まで二〇％、その上をいわゆる四分の三総合課税という形になりますと、そういう大口の土地譲渡に対して抑止的な効果が働いてまいることとございまして、今回のように適正な規模以上のものについて、特に二分の一という本則と同じような課税でございす。それに対してのインセンティブが働いて、私どももいたしましては、期待するような供給量の確保ができるというように考えております。

○員沼委員 どうもそう供給にはつながらないという説が多いのですよ。たとえば都市周辺の土地は株にも宝石にもまさる資産である、こう見る人があえておるわけですね。金に困っている地主は別としても、税金が安くなっただけでは土地を売り急ぐ人はいない、これがいりいろな業界から聞いた声であります。金が必要になったときでも、税金が安くなった分だけ売る土地を減すから、かえって土地の供給が減ってくるであらう、これは優良土地の供給につながると思えない、こういうふうに言っておるわけでありすけれども、大蔵大臣、感服はいかがでしょうか。

○金子(一)國務大臣 お答えいたします。

いま員沼さんおっしゃる通りに、特に大都市周辺の土地はもう貴重品だ、あるいは株で言えば優良株で、なかなか手放さないのだぞという考え方の人が多いという説をなす人も大ぜいおられます。しかしそれじゃ、いまこれを現行の税制のままほうっておいていいかと言ったら、やはり私も考えなければいかぬのは、いまの住宅建設、宅地供給のなかなか進まないことです。これが一つの大きな社会問題にもなつて、御指摘のようなミニ開発が進んでおるような状態にもなつておりますから、何かそこに知恵はないか。しかし、土地を買った人が開発利益を享受するようになつておるの、今度の条件つきの土地税制の緩和でございまして、お話しのようになかなか手放さないだらうという考え方の人がある一面、やはり三百坪、五百坪昔から持っているけれども、税が高いので何ともならないや、もう少し安くならなるとやという人があることも事実でございすので、そこでひとつこの際、厳しい条件で優良宅地の供給と公的土地の取得に限ってこれを一遍やってみようじゃないかということと、ここで改正案をまとめたわけでございす。

この土地税制の緩和によって、いま少し上がりがかつておる地価がさらに上がるといふことを考へるのは行き過ぎではなからうか。昨年あたりからぼちぼち上がっております。特に大都市の周辺の住宅地の土地が上がっておりますけれども、こういう税制をとることによって少しでもそれに水をぶっかけるようなことができれば私どもは幸甚だ、こういうふうにご考慮をお願いいたします。

○員沼委員 そこで、細かい議論はいりいろありますけれども、私もはしめて申し上げますけれども、今回緩和した部分がある、これはよろしい、ある意味においては大臣が言うように可能性もあるかもしれません。しかしながらその反面、いまのように地価の上昇、それから供給が果たしてなされるかどうかという心配があります。恐ら

く余り出てこないだらう。しかし大臣はいま、少しでも出てくれないんだということがあつたわけですね。しかしそれだけではない、今度は別の面からも考える必要があつたのではないかと。

たとえばある経済評論家はこういうことを言っているわけですね。こういうような法案のやり方は絶対宅地は供給されないだらう。そこで、三大都市圏の農地については選択的宅地並み課税にしたらどうか。たとえば農業を続けていきたいという人々、これは都市計画がないのに、それから都市計画区域でないのに宅地にできない、これは社会資本がおくれているところ、都市の緑を確保するために農地が必要だといふところから、選択的に宅地並み課税をしたらどうかという意見も出ておる人もおるわけでありす。ただし、こういう農業をしたい人がもしこの土地を、それならば売りたいという場合に、勝手に売らすということではできません、やはり二十年ぐらゐは宅地にはしないとか、あるいはその傾向があるならば一〇〇％宅地並み課税をかけるとか、こういうような選択的な宅地並み課税をすべきではないか、これについて大臣の率直な御意見と聞かぬか、感じをひとつお話しください。

○高橋(元)政府委員 土地及び地価に対する対策というものは、先ほども申し上げたこととございす。具体的な土地利用計画法なりと有効に絡み合つて初めて税制の面で効果が上がつてくるものであると思ひます。税制といたしましては、譲渡課税だけでなく、いまお示しのように保有課税もあるわけでございす。譲渡課税と保有課税と相まって、一方で、言葉は悪いのですが、押し出した効果があり、片一方で吸ひ出した効果がある、こういう関係にあると思ひます。

今回自治省から別途地方行政委員会の方に地方税法の改正の御提案があると思ひますが、その中では、農地の宅地並み課税については現行制度を維持していくことであるように承知いたし

ておりますが、いまお示しのありましたような保有課税と譲渡課税の非常に適切な組み合わせをどういうふうにしていくかというところにつきましては、今後とも検討を続けていきたいと思ひます。

昨年暮れの税制調査会のいろいろな御議論の中でも、税制を緩和したら土地の資産価値が上がつてしまつて、かえつてその保有を助長するのじやないかという御意見が出ておりました。したがつて私どもとしては、基本的な枠組みは変えておらないわけでございますが、そういう御意見に基づいてどういふ経済分析なりそれからそれに対応する対策なりというものを考えていくのか、これは五十五年をもつて終わりとなりますところの土地税制の改正の際に十分考慮されなければならぬことであると思ひますし、それまでに私どもとして十分研さんを積んでいかなければならぬことであるというふうにご考慮しておる次第でございます。

○員沼委員 そういふ評論家の意見もありましたので、私はわりとこれは要当な線ではないかと考へるものですから、いま申し上げたわけでございます。

それから特別土地保有税の緩和なんですけれども、これは私はどうも不思議でならないのです。宅地になるわけでもない山の中の土地なんか、たとへば市町村、森林組合などに造林のために貸した林地は特別土地保有税を非課税にする、こういう抜け穴をどうしてつくつたのか、これはどういふ意図によるものですか。

○佐藤説明員 お尋ねの特別土地保有税の五十四年度の改正でございますが、先日は御指摘のありましたように、都道府県ないしは市町村がつくります公社等のいわば公的機関が分取造林契約に基づきまして林地の造成を受託するような土地につきまして、これは森林行政上もそのような分取造林契約を促進していわば植林を促進する意味合いがございまして、そのような土地所有者が分取造林契約に志向するような形で、その場合に特別土地保有税について非課税の措置を講じていた

いたわけでございます。

本件に關しましては林野庁も、今後の林野行政の一つの方向として、たとへば山村の僻地に遊休しております林地につきまして、これをりっぱな森林として育成することが林野行政の上からも好ましいというところで、国土庁と林野庁と共同してお願ひした事案でございます。

○員沼委員 大体四十七、八年ごろ大騒ぎして買占めたような土地が問題になって土地税制が議論されて、それで、いまそれが造林されておるかどうかわかりませんけれども、いろいろなことで使われておるからといって今度は非課税にしてあげるとか、これは国民は余り納得できないと思ひます。私はこれはおかしいと思ひます。今後そういう狂乱物価とかあるいは土地の高騰とかというものが起きないようにしていくためには、もっともつと配慮する必要がある、こう思ひます。

それから、国土庁が建設省がよくわかりませんが、両方にお願ひしておきたいと思ひますけれども、先ほどから主税局長が御答弁になっておりますように、税制だけでこういう土地問題は解決いたしません。あくまでも補完的なものと私は思ひます。したがつて、ネコの目が変わるようなこういう土地政策をくるくるやるのではなしに、税制の方もちょこちょこ変わっていくのになしに、もっとも長期的な、そしてしっかりした対策を立てて、その上に立つて補完的な税の役割を見ていかなければだんだんおかしくなつてくると思ひます。

線引きの問題にしても、いろいろ問題を起こしておりますけれども、その反面、今度は社会資本の投入がおくられて、せつかく宅地並み課税を納めておりながら、そこは下水設備がないとか道路がないとかいろいろなことが言われて開発されておられません。したがつて、建設省並びに国土庁の方でもっとしっかりした対策を講じて、この土地問題がすつきりしたものになるように私は強く要望しておきたいと思ひますが、これに対する見解を承りたいと思ひます。

○本内説明員 宅地供給対策としましては、先生御指摘のように、税制だけではなくて総合的にやらなければいけないということも私も感じておるわけでございます。現行では、たとえば関連公共施設の整備、あるいは宅地開発公団等の公的開発の促進、それから民間に対する融資、区画整理、再開発、農住構想その他を含まして、いろいろ総合的に対応しているわけでございますけれども、現時点におきまして率直に申しまして、長期の宅地の需給見通しとそれに対応する総合的な施策の体系づけという点について十分でない点がございますので、ただいま特に首都圏、近畿圏、中部圏等を中心にして、圏域ごとの宅地の長期需給見通しというふうなものを急ぐと同時に、それに対応して諸関連総合的な施策の体系を築いていくというふうにご考慮されているわけでございます。

○員沼委員 終わります。

○加藤委員長 午後二時に再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時二分開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。午前に引き続き質疑を続行いたします。村上茂利君。

○村上(茂)委員 私は、貴重な時間をちょうだいをいたしまして、一時間の予定で三つの事柄について質問を申し上げたいと存じます。第一点は、不公平税制の問題が論議されておりますけれども、不公平とは何か、それに関連してのいろいろな問題について質問を申し上げます。第二点は、健康保険診療報酬課税をも含まして、医師に関する税制について御質問申し上げます。第三点は、有価証券譲渡課税につきましてその考え方をお尋ねしたいと存じます。

これは世間周知のことでございますが、最近、一般消費税導入と関連をいたしまして、不公平税

制の是正が前提条件であるという意見が非常に強くなつております。かたがたこれに関連しまして、不公平税制が是正されれば財政再建に必要な税の増収が確保されるのだ、一般消費税の導入は必要ないのではないか、こういうやや安易な意見を強調するところ、そういう立場も見られるようでございます。そういう最近の情勢にかんがみまして、私はこの際、非常に基本的な問題でございますけれども、不公平税制とは一体何であるかということをお尋ねをして、政府も十分腹を据えてこの問題に取組んでいただきたい、かように思うわけでございます。

午前中も池端議員から不公平税制ということにつきまして質問がございました。そして大蔵省側の答弁といたしましては、昭和五十年以来の税調の審議の過程、五十一年度の答申、さらには五十二年十月の答申ということにつきましてお触れになりました。私はそのこと自体は正しい態度だと思ひます。ただ、不公平であるか否かという問題につきましては、これは個人ないしはグループの価値観の相違によりましてかなり変わつてまいります。あるいはまた、イデオロギーの相違によりまして変わつてくる問題でございます。

私も不勉強ではございますけれども、この税の公平の原理につきましてはいろいろな立場があるうかと思ひます。公共から受けるところのサービス、いわゆる便益に対するものとしての税、あるいはまた全然別に、納税者の税負担能力を基準にいたしましていわゆる能力原理というものもございまして、そして一般には能力原理が支配的な考え方になっておるわけでございますが、そういう根本においても学問上も争いがございまして基本原則に、今度いろいろな制約を加へまして特別措置を講ずるわけでございますが、その特別措置の内容を見ましても、いわゆる政策税制と称せられるもの、ある特定の産業あるいは業種あるいは施設に對しまして政策的な配慮から減税をするというものもございまして、また、同じ租税特別措置法の内容の中に、法人税の仕組みの問題に関連い

たしましていろいろな経費とみなすべきものを特別に免除するとか、そういった法人税の仕組みとの関連においてのいろいろな技術的な減税もあるわけでございます。あるいはまた全然別個の観点から、宗教法人であるとか、あるいは慈善団体、学術団体には特別の措置を講ずる、これは一般的な非営利観念を前提にいたしまして、社会通念を前提にした特別の措置であらうかと私は考えるわけでございます。

そのように、税の特別措置と申しましても実はいろいろあらうかと思うのでございます。それぞれよって立つところの原理、原則というものがあらずでございまして、それを単に特定のグループあるいは個人の価値観からして、あるいはけしからぬ、あるいは不公平だというようなことを一々議論をいたしますと、もう議論は果てしなく継続するといふふうに私は思うのでございます。そして果ては、不公平税制を是正すれば巨額の増収が可能であつて、一般消費税を導入する必要がある、こういうような結論に到達するように強いて見解を導くといふような立場もあるやに私は見るわけでございます。

そこです、不公平税制とは一体何なのか。私がいま簡単に申し上げましたが、そういったいろいろな原理、原則があるわけでございますけれども、それについての大蔵省の考え方が、その問題はもう税制調査会でやっておりますから議論の必要はございません、私どもは税調のあの答申を中心にして議論するだけです、こういう立場ですと、土俵が小さくなりまして、いろいろな問題に対する政府の考え方、これが非常に受け身の形になりまして、国民に与える印象というのが、非常にからに閉じこもってそれだけ議論している、こういうことになりかねないものですか、その点を私は心配をいたしておるわけでございます。一般的な問題でございますが、お考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○林(義)政府委員 いま村上委員からいろいろとお話がございました。

お話を聞いておりまして、大変よく勉強しておられるので私も感心したわけでございますが、不公平税制というのは何かというのはいろいろ御議論があるところだと思ひます。それは不公平という言葉は一体何だ、こういうことから議論をしていかなければならない問題だらうと私は思ひます。

きょうも恐らくその質問が出るだらうと思ひまして、「大言海」とか少し調べてまいりました。「大言海」によりまして「公平」というのは、「不公平」ですから「公平」という言葉を見ればいいのでしうけれども、「公正ニシテ、平等ナルコト。事ヲ行フニ、偏頗ナキコト。」この「偏頗」というのは「カタルコト」こう書いてあります。ところが、そこでは「公正ニシテ、こう書いてありますので、「公正」というのを引きましますと、「公平ニシテ、正シキコト。正シキニシテ、疑ヒナキコト。」こうあるのです。ですから、どちらへいきましても、「公平」という言葉を引きくと、「公正」という言葉が出るし、「公正」という言葉を引きくと、「公平」という言葉が出て、辞書だけではなかなか解決できないのじゃないかと思ひます。

私考えますのに、辞書ですからいろいろな言葉の使い方があつて思ひますが、やはり後の方、「正シキニシテ、疑ヒナキコト。」というのが「公正」だらう、こういうふうに解釈しますし、「事ヲ行フニ、偏頗ナキコト。」偏つたことがないことというのがやはり「公平」の概念に当たるものだらうと私は思ひます。偏ることないことというのは、税を取るのに当たりましてやはりひとつ考えていかなければならない。ある人が非常に税金を取られなくて済むようなことになる、またある人は非常に過酷な税金をかけられるというふうなことになる、と、やはりこれは困ることです。それから、そういう観点でいろいろと大蔵省の中でも議論をしてきたところでございまして。

先ほどお話がございましたように、税制調査会でもこういった問題について議論をしたところがございますが、特定の政策目的のために公平その

他の税制の基本原則が犠牲にされているような特別措置のうちで、政策税制として政策目的の薄れたもの、政策効果の期待できないもの等を対象にして整理合理化を進めてくるというのが、いままでの基本的な考え方でございます。

それでは、政策税制というものが果たしていかにぬかといふと、お互い政治家としてやっていたいかなければならないことは、やはり社会的正義の達成だろつと思ひます。この民主主義の世の中でございますから、社会的正義の達成を図るということが一番大切なことだらう。それはやはり公正な社会をつくっていくことにあるのだらうと思ひますし、そうした考え方で行くときに、社会全体として政策がどうであるかといふことは、税の問題を離れてもやはり判断をしいかなければならない問題だらうと私は思ひます。そうした意味で、中小企業の問題であるとかあるいは文化の問題であるとか、最近で申しますと資源の問題であるとか、いろいろな問題についてそれぞれの政策をやるといふことも、一つの社会的正義に向かつた仕事だらうといふふうに私は考えております。そうしたものを含めまして租税特別措置といふものが成つていけるのだらうと私は思ひます。

したがいまして、もう一つ申し上げますと、配当の軽減制度であるとか法人受取配当の益金不算入制度といふのがあります。こういったものは、法人税、所得税の負担を調整する仕組みとして設けられていけるものでありますから、この問題までも含めて不公平税制であるといふふうに言うのはいかかかと私は思ひます。また、各種の引当金等所得計算の合理的な仕組みといふことで設けられたものについてまでこれを不公平税制といふのは、これはどうもおかしいのではないかとこのうに考えておるものでございまして。

○村上(茂)委員 言海の「公平」、「公正」という言葉までお調べいただいたのは本当に恐縮の至りでございまして。

私は、この問題は本当に真剣に、便宜的ではなくてできるだけ国民に考え方の基本といふものを

周知徹底させる必要があるといふことで、この委員会の場をおかりしまして政府側のお考えを伺つた次第でございますが、実はこういう問題について、ある有力な政党が昨年の十一月に、一般消費税に關連をいたしまして、不公平税制について項目をずいぶんたくさん挙げられまして、廃止ないしは是正、これによる増税の金額幾らというふうな試算まで発表されたわけでございます。

もしイギリスの議會制度のように、与野党が相對しまして議論を交わすといふことでございまして、日本の国会は政府對國會議員の質疑応答でございまして、どうも箇に物がはさまつたような形で十分意見を尽くすことができないのでございまして、いま法人税の仕組みと關連をいたしまして若干の例を挙げられたのでございまして。たとえば受取配当益金不算入制度の廃止といふような意見が有力政黨の考え方に出ております。また、事業税の損金算入制度の廃止といふようなこともうたわれておりますが、私どもは、法人税の仕組みの問題としてこれは処理されるべき問題であつて、いわゆる公平か不公平か、あるいは政策減税であるかどうかといふようなことはカテゴリーが違ふものであります。こういう問題をこゝから不公平税制の一つの例といたしまして、何百億増収が可能であるとかこういう計算をされますと、世間が惑うわけでございます。

そういう意味合いにおきまして、いま林政務次官から御答弁がございましたので、これ以上申し上げませんが、私の願ひとするところは、あくまでも不公平の内容を仕分けいたしまして、国民にわかるようにお示しを願ひたい、それぞれの考え方があるのだといふことを今後、日時をかねましてさらに周知していただきたいといふことを願ひるのでございまして。

今回の租税特別措置法の一部改正によりまして、不公平と言われておりました問題の中で健康保険診療報酬課税の問題があつたわけでございますが、いろいろな紆余曲折を経て今回改正案をお出

しになったわけでございます。今回は税調の答申の四段階とは別に五段階の区分でお出しになったのですが、なぜ五段階にされたかどうかわかりませんが、七二%と五二%の間に区分がなされておりましたけれども、それはどういふ根拠によりましてそうなりましたのか。これはむづかしいことは重々承知しておりますが、腰だめでやったのじゃない、一応こういう考えのもとにこういう制度を考えたということを私はお伺いしたいのでございます。

○高橋(元)政府委員 五十年年度の税調調査会の答申では御案内のように、一律七二%の従来の法定概算経費率を、医療の社会保険診療の実態に近い概算的な実額経費率というものと、それから、中小診療所を主体にした社会保険医の特殊性とそれに基づいた税制上の配慮として説明づけられる特別控除、この二つを組み合わせて新しい制度の提案をしておられるわけでありまして。

それによりまして、社会保険診療報酬の収入が五千万円以上の部分につきましては、これは実額経費率である五二%による、しかしながら、中小規模の診療所において主として行われる社会保険医の特殊性に対する配慮として、五千万円と三千万円の間に五七%にいたします、三千万円と千五百万円の間に六二%にいたします、千五百万円未満は従前どおり七二%ということにしてそれを構成いたしますと、中小規模の診療所に妥当な特別控除が行くという形になっておったわけでありまして。

今回の審議をお願いいたしております改正案でも、五千万円以上の社会保険診療報酬の部分につきましては、これは実額経費率である五二%によるというたてまえは変えておらないわけでありまして、それから下、大体全体の社会保険医の四割強というものが二千五百万円未満であるということ、これは午前中申し上げましたけれども、五十二年の数字でございますが、その二千五百万円までの収入階層につきましては、これは昭和二十九年の七二%という率を適用して、それからあと五千万円というところまでは段階的に実額経費と

概算経費の差額を削っていったわけでございます。したがって、六二%、五七%という五十年答申にありました刻みにつきましては刻みの幅を圧縮いたしました、五千万円のところで実額に戻ってくるという仕組みにいたしております。なお、二千五百万円の上に三千万円、七〇%と新しい控除率を設けられましたのは、これらの社会保険診療報酬収入階層に対する課税の緩和を図るという趣旨でございます。

(委員長退席、高橋委員長代理着席)

○村上(茂)委員 五十年年度の税調の答申と言われましたが、五十年年度の答申の五二%という率は、これは何をとおりにになりましたのか。会計検査院の調査でございますか。

○高橋(元)政府委員 五十年当時でございますから、会計検査院がなされた検査は五十一一年分についての検査でございますから、当時会計検査院のお調べになった実額経費率というのは私も承知し得なかったわけでございますけれども、四十九年に政府税調が行いました社会保険診療報酬課税に関する答申を作業いたしました際に、私も課税資料からいろいろ推計をいたしまして、五二%が実額に近い経費率であるということと、私どもとしては確かめておったわけでございます。それを基礎として五十年年度の政府税調の答申がなされたというふうに承知いたしております。

○村上(茂)委員 実は過去のことでございますが、私も労働省におりました、労災補償部長、労働基準局長、通算十年勤務いたしました。その間、労災保険については七二%の特例措置がないもので、指定医師の団体からも絶えずこの特例措置を労災にも適用せよという御要望がございまして、大蔵省とも何度も折衝したことがあるのでございますが、そのたびごとに私が疑問に思いましたのは、健康保険であろうが、労災保険であろうが、同一の負傷、疾病についての必要経費というものはそう変わらないのじゃないか。片足切断をしたという場合に、健康保険の方が必要経費が高くて、労災の方は低くて済む、こういう論理

はなかなか立たないのでございまして、これを指定医師の協会の皆さんから言われると私の方も非常に困った、こういう経過があるわけでございます。そして片や、労災保険を初め自由診療におきましては、健康保険とは別途にそれぞれ必要経費の算定をなすところ、こういうことでございまして、二十年前近くの話でございますけれども、当時、私個人としてもあるいは職務上も非常に苦しみました問題なんです、必要経費の算定という点について、自由診療と労災につきましても現在どういふふうに行われておりますのか、依然としてこの問題は残っておりますわけでございます。念のためお尋ね申し上げたいと思います。

○米山政府委員 医師課税の特例の対象にならない労災その他の自由診療の所得を計算する場合に、診療収入から実必要になつた経費を差し引いて計算するわけでございます。したがって、労災その他自由診療の場合に、やはり個々の医師の調査をしまして、実際必要経費がどのくらいであったか、そういうものを算定いたしまして個別に計算しているわけでございます。ただ、帳簿等がなくて全然計算ができないというような医師のために、これは申告の単なる目安として私どもも一応の経費率というものを持っておりますが、これは一般に適用するものではなくて、本当に記載がなくて何らかのめどが欲しいという人に対して、一応のめどとしてそういうもので指導しているわけでございます。

○村上(茂)委員 私が申し上げたい気持ちは、必要経費をどの程度見るかということには非常にむずかしいことなんですけれども、要は、関係方面に納得を得まして、そしてスムーズにこの制度を実施する、これをいねがうから私は何とおるわけでございます。

私もかつて全国的な調査を労災補償部長のときをやってみました。同一の負傷につきまして、たとえば片足切断という場合に労災医療の点数単価がまちまちでございますので、医療費がどれくらいかかるか、実際はどうかと調べたことがござい

ますが、非常にまちまちでございます、点数単価が低くても非常に医療費がかかり入院費がかかっておるといふ場合もございまして、点数単価が高くて短時間で治しまして総体の医療費は低かったという例を私はいまでも明確に記憶しておるわけでございます。したがって、究極のところは、これは医療内容の問題、医師の方々の処方の仕方の問題にかかってくるわけでございます、必要経費の算定という問題も、同じ負傷、疾病でございしてもかなり違うということが私は当然予想されると思うわけでございます。ですから、全般的な必要経費の算定を平均的にこうだと言ふことは実際非常にむづかしいと思ふのでございまして、できるだけ客観性のあるデータを求められまして、医師会とか関係団体、あるいはまた国民一般が理解容認できますようなものをつくられまして、すうに御努力をお願いしたいと思ふのでござい

ます。なお、この医師の税制に関連いたしまして私は二点ほどお伺いしたいと思ふのでございまして、医師の方々のいろいろな御意見を私、拝聴いたしておりますが、個人開業医の方々にとりまして非常に大きな問題に相続税の問題がございまして、後継者がおりまして、父親の病院を引き継ぐという場合に相続税の負担が非常に大きい。特に地方よりも都市部の医師の場合に、資産評価が非常に大きく計算されるものですからこの負担が非常に大きい。したがって、その後継者が病院を個人として継続していくという場合に、当初非常に大きな負担を強いられるということをしばしば聞くわけでございます。この点について、適切な配慮をなし得ないものかどうかお伺いしたいと思ひ

ます。

○林(義)政府委員 先ほど御要望のありました点でございますが、要望だけですから聞きおけばいいのですが、そうでなくて、いまのお話はせっかく村上委員の長年の御経験のお話でもございまして、私の方も十分に実態に沿うように

いろいろなお話、確かにありましたし、必ずしも経費率が一定でないというようなお話もございいますから、その点は徴税当局に言いついて、十分に御期待に沿えるような措置をいたしたい、こういうふうにご考えております。

それから、いまの御質問の相続税の問題でございいますけれども、確かに医者というものは、昔の御典医の時代からやっておったところがあるのかなんとかという話がたゞさんございいます。私も地元でそういった話をときどき聞くのですが、相続税というものは、事業の種類とか経営形態のいかんを問わずに取るというのが基本原則になっておりまして、医者だから相続税をどうだというわけにはなかなかまいらない制度だと思っております。最初にお話がありました公平の原則からいたしまして、

医者のための相続税を特別にするというのはいかかというふうにご存じしておりますし、特にこの際御注意を喚起しておきたいのは、相続税というのはかけられる人は非常にわずかである、五十二年度の相続税課税件数の割合を見ましても、死亡した人の中で課税をされているのは二・六%ぐらいである、こういうふうなことでございいますので、その中でまた医者だけどうだこうだということとは制度として適当ではないのではないかと私は考えております。

○村上(茂)委員 医師が三人以上集まりまして、そして医療法の適用を受けて医療法人をつくりましてこの問題がなくなるわけでございますが、一人ないし二人で個人でやっておりますと、相続税というのは当然取られるのだから医師について特別扱いができない、こういうお言葉なんです、でも、そもそも医療法人を認めるという趣旨も、医療組織と申しますか医療グループの特殊性を認めまして、医療法上規制すると同時に保護をする、また税法上も特別な扱いをしておるわけでございます。

〔高島委員長代理退席、委員長着席〕
しかし個人になりますと、そういう特質というものがすっかり失われまして、一般人に還元してしま

もうわけなんでしょう。

そこで、医療の公共性と申しますか、それを担当いたします医師の社会的な使命、地位というところから考えまして、一方においては、農地の相続につきましては特別の制度がございいますけれども、医師の場合も何らかの措置を考へることができないかどうか。単純営利業者でございまして、これは同じだ、ぼんとはね返して——はね返すと申しますかお断りすることはできるんでございいますけれども、個人でやる場合と法人でやる場合とによりまして、非常に大きな違いがございいますので、そこから辺全く検討の余地がないものかどうかという観点から、再度私はお尋ねしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 課税を個人形態で行うか法人形態で行うかと申します場合に、税法の立場からいたしますと、これは個人か法人かを決めますのは実地法でございいます。したがって、医療法人に関する医療法、これは基本法でございいます、これが法人格を付与しない場合に法人課税を行うというところは税法のたてまえとしてはないわけでございます。

個人が事業所得者が、みなし法人課税を相続特別措置法で道を開いております、みなし法人所得に対してみなし法人課税を受けるということは可能でございいますし、現に企業を営んでおる方の中でみなし法人課税を受けておられる方があるわけでございます。しかしそれは所得でございまして、このみなし法人課税を受ける場合には、留保というものはなくてすべて配当として課税されるわけでございます。

そこで村上委員の御心配は、その場合に法人形態をとって相続の場合に相続税が及ばないようにしたらどうか、こういう御趣旨かと思ひますけれども、まず実態として、三人以上の医師が入っていないければ医療法人にならないという基本問題は、税法では解決できない問題でございいます。その次に、医療法人に個人が財産を出資された場合には譲渡所得が課税されます。その問題の次に、

医療法人の持ち分について、これはいままで個人であつたお医者さんが医療法人の持ち分を持つておられるわけですから、持ち分については相続が起るわけでございます、この相続につきましまして、やはり医療法人の財産内容、収益力等を見て評価が行われて、そこで相続税の課税が起るわけでございます、お示しの農地の場合には、農地の所有と経営とが農地上その他農業の基本的な制度の仕組みとして分離できません。したがって、農地以外の用途について想定される地価というものを、農業経営を継続していく場合には、相続税課税の基礎といたすのは適当であるという問題がございいます、事業所得、医療所得すべて共通でございいますけれども、お医者さんの場合にはそういう問題はないわけでございます。これは御説ではございいますけれども、相続税法上の特別、たとえば延納猶予というふうな特例を設けることも妥当ではないかというふうにご考慮しておる次第でございいます。

○村上(茂)委員 特例措置と申ししても、租税特別措置法で法定する特別措置もございまして、評価に当たつてのその評価をどのようにするかという取り上げ方もございまして、いま延納措置も特例でない、こうおっしゃいましたけれども、それが特殊な条件の場合には特別な扱いができないかと、いろいろな考え方があろうかと思ひます。

健康保険の診療報酬課税の面からいろいろ問題が論議されましたけれども、要は今後、人の生命と健康を預かる医療機関あるいは医師につきましまして、その医療活動が適正に行われますように配慮するということは、国民も理解してくれるところと思ひます、そのことから、相続税に関連をいたしましていろいろな配慮ができないか、こういうお尋ねを私はしたわけでございます。医療法人につきましましてはまた別に御質問させていただきます。

○高橋(元)政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、農業を継続しておられる方が農地について相続税が課税される場合に、宅地転用を

前提とした地価を前提として課税をし納税をしていただく、これは経営と所有の不可分を前提とする農地の場合には無理でございいます。そこで農業を継続する場合には、農地法の価格でやっていた、残りの部分は、農業を廃止した場合、またはさらに相続が起つた場合まで延納をしていく、こういう納税猶予をしていくという制度を設けたわけでございます、お医者さんの場合にそれと同一視した制度を設けることはむづかしい。したがって、ほかの事業所得者の方と同じような方式で、相続税の延納制度、これは私の記憶ですとたしか最高十五年までできるかと思ひますけれども、そういう延納制度を利用していただくにはないかというふうにご考慮しておる次第でございいます。

○村上(茂)委員 これはいま即答していただくというには余りにも複雑な問題でございいますから、これはこれで、別の機会に譲るといたしまして、実は歯科医師の問題といたしまして、先ほど問題になりました医療法人の税の特例が、歯科医師の場合は現実として、三人以上の歯科医師が集まりまして医療法人をつくるということがなかなかむづかしい、これはもう実態はそうであるわけですから、医療法人についての特例措置がございまして、一般の医師の方々が医療法人を設立いたしましたしてあの特例を受けるという、そういう例が歯科医師の場合に少ない、これは実際上そうかどうかということは否めない事実だと私は思ひます。

それで、中小企業のみなし法人というふうな、直接は右へならえするわけじゃございませんが、あのような考え方に基きまして青色申告をいたしました場合に、何らかの措置がみなし法人として税法上とれないかどうか、この点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○林(義)政府委員 村上先生の御質問、歯科医師の場合には三人集まって法人をつくるのはなかなかむづかしい、確かにそういう事実もあるだろうと思ひます。そこで、みなし法人ということ

でやれないかということでございますが、医療法人になれないということでございましたときに、そこでみなし法人という、青色申告を受けた中小企業者の場合と同じような制度をとるということ、制度的には私は可能だと思っております。

ただこの場合に、医療法人並みの課税がこれではできないかということでございますが、これはちょっとなかなか問題がありまして、やはりみなし法人課税という形でのいろんな仕組みに従っていただかなければならない、そうした上でやれる、こういうふうに私は考えております。

○村上(茂)委員 これもいろいろ問題があることは私は承知はしておりますが、今回の租税特別措置法の一部改正に関連をいたしまして、健康保険の診療報酬課税の問題が世の中に非常に強く取り上げられて、いろんな見方もあるわけですが、私も、私はやはり医療機関あるいは医師の活動というものは、国民生活上絶対必要なものであり、その公共性というものはやはり十二分に認識されなければならぬというふうに考えるものでございますから、この税制の問題につきましても、その公共性の維持に必要なものであるならば、今後とも検討をお願いしたい、こういう観点からの質問を申し上げたわけでございます。今後ともひとつ御検討をお願い申し上げます、次に移らしていただきます。

事柄は全然別でございますが、今回の租税特別措置法の一部改正におきまして、有価証券譲渡益の課税の問題でございますが、従来は五十回以上金額をいたしても同一銘柄につきまして二十万株、こういう基準がございましたのを、五十回以上という回数の方を撤廃をいたしましたわけでございます。私は、これは有価証券譲渡益課税についての思想の転換がここにあるのじゃないかというふうに感ずるのでございます。つまり、証券会社は証券会社として対象にとらえておりますが、それ以外の者で一年じゅうしょっちゅう株の売買などをいたしております、いわば業として反復株の売買行為を行うというような人を対象にしたか

ゆえに、五十回という回数が現行法上にあったのではなからうか。それを撤廃しまして、一銘柄について二十万株以上、こういうようなことになりまして、反復繰り返しの売買ということではなくして、ここに思想的な大きな転換があるのじゃないかろうかと私は思うのでございます。この点をまずたしたいと思っております。

○林(義)政府委員 いまのお話でございますが、いままでありましたのは、継続的取引で、年間の売買の回数が五十回以上である、かつ、その売買株数二十万株以上の株式の譲渡による所得につきまして課税をする、こういうふうなことになるわけでございますが、それは今度の改正法ではなくなっております。それは改定で次に、一銘柄について年間二十万株以上の株式を譲渡したことによる所得をさらにつけ加えて、これも課税の対象にしようというのが今回の改正の趣旨でございます。

したがって、いままでのものをやめたり、証券会社だからどうだということではなくて、やはりこういった有価証券の譲渡によりまして益が出たものについては、これはいろいろ問題があるところだろうと思えますけれども、こういった利益がある、所得があるということになればやはりそれを課税の対象にすべきであらう、こういった形で、しかもこれはなかなか全部押さえるというわけにいきませんから、こういったところから始めていくということを手をつけたのが今回の改正でございます。

○村上(茂)委員 キャピタルゲインに対する課税につきましても、これは外国の例は私余りよく承知しておりませんけれども、アメリカ、イギリスでは、特にアメリカではある程度課税が確立しており、イギリスでも最近導入し、フランス、西ドイツでも原則非課税を課税原則に転換しようとしているやに仄聞しているわけでございます。そこで日本の場合に、この有価証券譲渡益課税についてどんな考えでこの制度を考えておるの

か。たとえば二十万株という単位にいたしましたも、何を基準にして二十万株にしたのだろうか。いまの株のダウ平均、いろいろ動きまわすけれども、仮に一株四百円としますと、二十万株といったら八千万円なんですね。譲渡益は小さいにいたしましても、そういう金額を簡単に動かせるというのはそう簡単にはないわけでございまして、これは非常に金持ちの人がこれに該当するのかな、いやいやそんな個人じゃないのだということであらう。それは別でございすけれども、一銘柄について二十万株という単位が一体どこから出てきたものか。イギリスの制度はよく承知いたしません、千ポンドとかそういう金額で一方は表示されておる、こっちは株数で表示しておる、そこら辺の違いというものはどういう根拠に基づくのであらうか、これは私も不勉強でよく承知しておりませんので、むしろ考え方を教えたいと思っております。

○高橋(元)政府委員 欧米における有価証券のキャピタルゲインの課税でございますが、ただいまもお話ございましたように、ドイツでは原則非課税で、四つの場合だけに課税されるということになっておりますけれども、アメリカ、イギリス、フランスはいずれも原則課税でございます。アメリカの場合には、短期、つまり一年以内の譲渡と長期、一年を超える保有と分けまして、それぞれそのゲインとロスを相殺しました残りに課税をしていくということでございます。アメリカのその株の売買で、短期と長期の間で、ゲインとロスを出しましたその残りを、またそれを株の売買の中で通算をいたしまして、またその損が残った場合には、また利益が残った場合には、短期の場合には他の所得に合算し、長期の場合には四割を他の所得と合算するというような制度になっておりますから、アメリカの場合には原則課税ということが非常に強く出ておるかというふうに思います。

イギリスは、いま村上委員のお示しもございましたように、九千五百ポンド以下のキャピタルゲインにつきましては軽減された税率が課されてお

るわけでございます。それ以上は三〇%課税というところでございます。フランスの場合には、幾つかに分けて、それぞれ三〇%、一五%というような課税をしておりますけれども、イギリス、フランスは、株の売買に基づくキャピタルゲインは次の年度に持ち越して、次の年度の株のキャピタルゲインから前の年のキャピタルゲインを引ける、こういうような特殊の繰越通算を認めておるというふうなことでございまして、ドイツの場合には原則非課税で、限定された場合に課税です。日本の場合には、たしか昭和二十八年からでございますが、有価証券の譲渡所得は、個人につきましては非課税でございまして、法人は全額課税をいたしておりますが、ただ個人については四つの場合に限定して課税をしてまいっております。

一つは、先ほどもお示ししたございました継続的大量取引でございます。それから第二は、有価証券の買い占めによる所得でございます。第三番目が、事業譲渡に類似する有価証券の譲渡の場合でございます。第四番目が、ゴルフ場の施設利用権の譲渡に類似する株式の譲渡でございます。この四つの場合に限りておりましたが、これは昭和二十七年以前、シャープ税制から二十七年までの間は、株式につきましても譲渡所得課税という法制上たてまえになっておりました、しかしながら現実には有価証券の譲渡の捕捉ということが大変むずかしくて、起こってまいりましたものは、証券市場の混乱ないし税制上の現実の不公平というところだったわけでございますから、そこで、その把握、執行が比較的容易にできるところの四つの場合に限定をして課税をするという制度を続けまいりました。

有価証券譲渡所得の総合課税ということが望ましい方向であると思いたしても、やはりその株式の取引の実態を把握できるものでなければこれは絵にかいたもちになる、もちがえって世の中に災いとなるということでございすから、したがって私どもは今回、段階的な強化の一つの措置として、一銘柄二十万株以上の譲渡及び特別

報告銘柄に指定されている期間内の二十万株以上の売買、それに基づく譲渡所得を課税の対象にいたすことを御提案して御審議をいただきますのも、執行の面、つまり申告所得の税の本旨に従って納税者の方々に申告をしていただく、それに基づいて混乱なく執行ができる、そういうところとの絡みで御提案を申し上げておるわけでございます。

確かに単純平均四百円といたしまして八千万円の株を売った場合の利益しか課税されないのは不十分ではないかという御指摘があるのは一つのお考えであると思いますが、やはりせっかくその段階的強化をいたしますならば、それに基づいて課税の実も上がっていくことが大事なのでございまして、その辺の考慮に基づいていま申し上げたような法案を御審議いただくわけでございます。

○村上(茂)委員 二十万株単位をどうして決めたか、これはむずかしいことは私は想像できるのでございしますが、私の申し上げたいのは、要するにシャープ勧告で二十七年ごろ、有価証券譲渡益を課税するかどうか、こういう問題提起がなされて現行体制に進んできたわけなんです、あのシャープ勧告があった当時と日本の現在の経済規模から何から、比較にならぬほど大きくなりました、有価証券の取引は量、金額ともにもう非常に大きなものになってきたわけでございます。そういう点から、株などはもう値が上がり下がり下がり非常に変動性があるから、これはなかなかつかみづらい、税収入で幾ら見込んでおるのですか、いや見込んでないですということはあるいは答弁がなるのかもしませんが、むずかしいからといって放置せずに、やはりこの面もさらに研究を深められまして、国の財政は非常に赤字で大変なんです、から、リーズナブルな税はほとんど取っていただきたい、私はこういう観点から質問をいたしたわけでございます。

以上、三点につきまして質問を申し上げることにいたしました、質問が終わりました。ここで私

は席を次の質問者に譲りたいと思います。

○加藤委員長 沢田広君。

○沢田委員 いままで自民党さんから不正の税制についての解釈というふうなことを言われていたもので、一、二の点について私はその点についてだけだして、次の質問に入っていきたいと思っております。

事実で解釈してもらおう方がいいと思うのですが、一つは午前中の質問の中で、租税特別措置法で、いろいろの見方はありますけれども、九千九百八十一億という試算もあるわけでありまして、これは増税分を一応除きます。その場合に、当然それが益金なりになって計上されれば、その五〇％はおおむね地方税として還元されていくはずのものであります。しかしながら、もしいまのままでいけばその分は地方税には、還元というよりも当然徴収できるものが徴収されないでいく、それだけ地方の住民は不利益な取り扱いを受ける、こういうことになるわけで、今年度の試算では九千九百八十一億、その半分四千五百億程度がおおむね地方税に還元されるはずであります。徴収できるものを租税特別措置法で内部留保金として企業に置いてあって益金に算出しないんだから、その分は地方税にプラスしてあげますよというものがあれば話は別であります。しかしそうでない限り、その問題はやはり残っていくことになるだろうと思うのであります、その点が一つです。

それから貸倒引当金、これはメニューが多いのであります、これを一時間半で食えと言われてもなかなか食い切れないメニューがあるのであります。大変なのであります、その中でたとえば貸倒引当金だけを例にとってみても、二兆八千六百八十億、こういうのが大体五十一年度末残高であります。それで、百億円以上の資本金のものがおおむね一兆一千五百六十四億で四〇％、それから五十億以上のものが千九百五十三億くらいで六・八％、十億円以上のものが一・三・三九％、これだけの例を考えましても、これが益金になるかならないかの場合には当然そのことが、地方税

ばかりじゃなく、内部留保としてそれだけ資本金の大きい方が優遇されているし、それだけ法人税が軽くなっている、こういうことになるわけでありまして。さらに退職給付引当金にいたしまして、これは五十一年度で四兆九千九百八十九億、これも百億円以上が二兆二千五百九億、四三％、五十億が大体四千四百七十三億で八・九％、十億円以上のものが八千七百七億、一六％、やはり結果的には大きな資本を持っている方が内部留保金として保有をされて法人税が軽くなっている、これを正当化する理由をひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○高橋(正)政府委員 まず貸倒引当金でございますが、五十二年度末でございますが、確かに全体の法人を通じて二兆九千七百五十三億円という残高がございまして、そのうち、一億円未満、いわゆる中小法人の引き当てておられます方の金額の残高が八千三百三十一億円でございます。これが直ちに大企業優遇の特別措置であるということでございますが、実は貸倒引当金と申しますのは、債権の現在高に対する評価性の引当金になっております。商法の規定でもございまして、債権につき取り立て不能のおそれのあるときはこれを減額すべしということでございます、利益に計上をして、債権者に対して自己の信用状態を過大に表示する、または株主に対して本来配当できない利益金を計上することを禁ずるという商法ないし企業の会計の堅実性という原則からすれば、債権に対して経験率による債権の回収不能見込額を控除して表示するということは、いわば法人の所得計算上の通則であろうかと思っております。そのことは税法だけが先行してやっているのでございまして、企業会計原則上もまた商法上も貸し倒れについてそういう控除と申しますか、評価性の引き当てを認めることにはいたしておるわけでございます。

大法人に対して大きな引当金の残高がありますのは、一つは金融保険業が持っております貸し金、また卸売業の持っております売掛金受取手形、こ

ういうものが非常に大きいわけでございます。こういうものにつきまして、たとえば卸、小売でございすれば従前の制度で千分の二十、それから金融保険業でございすれば千分の五という引当金の繰り入れを認めておるわけでございまして、したがってそういうところに貸倒引当金の残高が大きく出ているということでもあります。

なお、申すまでもないと思いますが、貸倒引当金は青色法人についてだけ、また有所得の法人についてだけ認められておるいわゆる特別措置ではございまして、白色の法人につきましても認められておりますし、さらには無所得の場合でも貸倒引当金をとることが可能であるし、また企業会計上はその貸倒引当金を控除すべきであるという考え方がございます。

なお、貸倒引当金につきましては、一億円未満の法人につきまして、通常の繰入率の二割増しという租税特別措置法の規定があることを申し添えておきたいと思っております。

○沢田委員 そういうことではないのであります。さっき申し上げたように、その分が法人税に返ってくる分についての税額を算定し、もしそれが益金であったと仮定をすれば、それだけ内部留保するわけですからそれは益金と仮定をすれば、その五〇％は法人税として徴収されていく、その半分は今度は地方税として徴収できる、こういう機能を持っている。しかもたとえば貸倒引当金にしても、現在貸付金額の大体二五、二十という形で、貸付金額が大きくなればなるほど貸倒引当金の金額、内部留保の金額は大きくなるわけでありまして、同時にまた、その貸し倒れの比率から言ってみても、卸売が〇・六くらいですか、割賦販売が〇・六、製造業が〇・二、金融保険業が〇・一、その他の事業が〇・三、ところが生命保険などはまたそのものが全く内部留保になっていく。ここでどんな数字を言ってしまうとも追いついていかないんじゃないかと思うのでこの辺にしておきますが、結果的には内部留保になる。その内部留保資金が大きな資本になればなるほど大

きくなる。そうするとそれがもし益金と算定すれば、当然それに法人税がかかってくる、その法人税のかかった分の二分の一、五〇％は地方税に行く。もしなしとすればそういう仕組みになっているわけでしょう。これを前提として考えないでもなしとすれば、そういうことになるわけでしょう。いかがですか。

○高橋(元)政府委員 少言葉が足りませんでしたが、先ほどはそれが益金になる性質のものではないということをお願いしたつもりであつたわけでごさいます。これが仮に益金であつたとすれば、それは法人の利益にそれだけの金額が加算されて、したがって国税と法人住民税及び事業税が支払いになる、これはそういうことでごさいます。貸倒引当金に繰り入れた額が、繰入率の見直しを行ひますことは当然でございませうけれども、現行の制度のもとではこれは益金たり得ないという御説明をいたしておつたわけでごさいます。

それからなお一つ、私が申し上げた二兆九千七百五十三億円というのは、毎年毎年これだけの引き当てをいたすわけでごさいます。同時に、前年度に積み立てました、繰り入れました引当金の残額は全部翌年に益金に戻ります。したがって、一年度の法人の所得を減殺しておるといふ考え方をとるならば、減殺しておる力は、貸し金の増加額というものの法定の繰入率を乗じた金額でございませうから、これよりもずっと小さい金額になるわけでごさいます。

それと、内部留保になっておるのではないかと、う見方でごさいます。貸倒引当金は法人経理上はたしか負債勘定に立つわけでごさいますけれども、それが内部留保に役立っておるかどうかというところでございませうが、確かにそれはそういう見方をすることは不可能ではないと思ひますけれども、しかしながら、これは債権の回収不能見込額に備えて利益から減殺しておく評価性のものでございませうから、したがって、これを利益に加算するということになじまない性質のものだということとを先ほど来御答弁を申し上げておつた次第でございませう。

○沢田委員 これはなじむとかなじまないとかという問題じゃないのです。なじむとかなじまないとかというもののじゃなくて、いわゆる企業会計原則の中から言つて、それはその年度だけかもしれない、また翌年繰り越せば、異動がなかったと仮定すれば、しかし、その年度かかわらぬけれども、それは当然益金になってきている性格のものなんだ。これはすれ違ひの議論で、これだけで時間をとっているわけにいかないのですけれども、とにかくそういう形になるのだから、その分の、今年度たとえば九千九百八十一億の租税特別措置法によつて収入減が起る、その二分の一の地方税というものが、当然受ける権利があるはずじゃないか。租税特別措置法は国の政策によつて行つた仕事であります。地方自治体がその被害を受けなければならぬ理由はないわけですか。これも憲法で保障された地方自治の原則であります。ですから、国の中で行つた租税特別措置法の措置は同時に地方自治体に影響するものではないか。地方自治体は自分の分が益金なら益金と見るなら見て、それに課税ができるという権能を地方自治の精神から持つてゐるのじゃないか。ところが、国の租税特別措置法の措置と同時に地方税にそのまゝ影響していく仕組みというものは、地方自治体に対する越権行為であるということにもなるし、地方自治体の圧迫にもつながるということにならないのかどうか、それは不公平でないのかどうか、その点を明らかにしてほしいということですよ。

○高橋(元)政府委員 東京都新財源構想研究会の増収試算というペーパーがございませうが、その中で「不公平税制改革による増収試算(五十四年度分)」というものが示されておりました。そこに企業優遇税制による分、国税九千九百八十一億円、地方税四千七百七十五億円という試算の数字が出ておりました。しかしながら、これはこの表の中にも表示してございませうに、いまお示しの貸倒引当金にいたしまして、先ほどの御質問にありまして退職給与引当金にいたしまして、法人税法適用所得分でございませう。租税特別措置法の適用を受けて税収が減殺されておりますものは、価格変動準備金、海外投資等損失準備金、特別償却、合計千九百三十九億円ということでごさいます。繰り返しの御説明になつて大変恐縮に存じますが、貸倒引当金、退職給与引当金、製品保証等引当金、これらは法人の所得計算上認められておりますところの合理的な計算方法でございませうし、受取配当の益金不算入措置は法人、個人の税の調整のために設けられていた制度でございませう。これらのものにつきましては、これを企業優遇税制とごらんになるお立場はお立場だと思ひますが、私どもといたしましてはこういう制度につきまして、これが企業優遇税制であるとか不公平税制であるというふうに考えることはできないという考え方を持つておるわけでごさいます。

○沢田委員 見解の差がありました。まあそれだけ不公平という言葉の中身については非常に見方といたしますが、大資本の方がどうしても内部留保なり利益が多くなる仕組みになっている。これは本会議でも述べたとおりですから、ここは省略いたします。

次に償却計算、減価償却をやるわけでありませうが、この減価償却の耐用年数です。お医者さんの場合に一定の器具ということをや四分の一にしてやります。これがもし、大きな企業でなければならぬと思ひますが、百億と仮定をして十五年の償却とすると、最初に二五％ということになりますから二十五億でありませうが、普通の場合で十四億、合計三十九億二千万がこの年度において償却される。二年目は、これは八・六％でいきますと、大体同じですから八億六千三百六万これは引き下げる。三年目には七・四％ですから七億四千七十六万、こういうことになりまして、これで合せて大体五十五億ぐらゐ償却される、こういうことになるわけでありませう。これがまた、この四分の一の減価償却を認めていくということが、今度は総計算の収入から見ると九億

ぐらゐの減税という形になつてあらわれてくる、大体十八億ぐらゐになつて出てくるわけですから、一定の器具とは何かということも聞きたいのだけれども、またそうでない場合においても、この四分の一の減税というものをやることによって大体三年で五割五分ぐらゐの償却が完了してしまふ。これも言うならば一般の普通の償却、機械、備品を購入していく償却年度の比率から考えてみると、やや優遇し過ぎているということになるのではないかと、ういふふうにも思ひます。

それから、現在大蔵省はどうしているかわかりませんが、あなたが使っている自動車は何年で交換しておりますか、これもあわせてお答えをいただきたい。

○高橋(元)政府委員 御質問は、医療用機器の特別償却を認める改正を今回御審議をお願いしていることに関連していると思ひます。

現在、医療用機器は、技術の進歩によつて電子装置を組み込んで、かなり高度の性能を有するME機器といたすのですか、メディカルエレクトロニクスというのですか、そういう医療用電子機器の開発が目覚ましく、ME機器を活用して高度の診断治療が可能になってきておるということでごさいます。しかしながら、現状ではその普及は必ずしも十分ではなくて、やはりいろいろ批判がありまして、この町の医者さんの治療というものでございませう。高度の性能を有する新鋭の医療用機器の導入を促進することが高度の医療を国民に提供していく上で必要である、緊急であるということから、医療については、機械装置の中小企業者についての特別償却の適用対象になつていないわけでごさいます。医療用機器についてそういうこともありまして、今回特別償却をお願いいたすということでありませう。

その特別償却割合が、四分の一が高過ぎるかどうかという点でございませうけれども、たとえば公害防止用設備は三分の一の特別償却、省エネルギー設備は四分の一の特別償却、こういうような

ことになっておりまして、そういうもののパラ
ンスを考慮して四分の一が適当であるという判断
をいたしたわけでございます。

なおこれに基づきます、この制度を新設いたし
ます際の減収額は平年度で九十億円というふう
に私も考えておりますが、この措置は、いわゆる
社会保険診療報酬課税の特例を受ける方には適用
はいかないわけでございます。これは当然そうで
ございまして、実額経費で所得計算をなさる方
についてだけ特別償却がいくわけでございますか
ら、社会保険診療報酬課税の特例とのダブリとい
うことはなと思っています。

なお、一言つけ加えさせていただきますと、特
別償却は、初年度に四分の一実施いたしますと、
翌年度から普通償却限度額がその分だけ、四分の
一ずつ減りますので、取り返しが起こるわけで
ございます。結局耐用年数が経過いたしました際、
その何年かを通じますと特別償却のメリットとい
うものはゼロになる、普通償却と同じ形になる
という性質のものであることを申し添えさせて
いただきます。

それからもう一つ、私にお尋ねの大蔵省の官
車でございますが、ただいま行政経費を非常に節
減いたしておる等のごときをいまして、買いか
えについてはかなり年限が延びております。私の
承知しておりますところでは、大蔵省の官用車
でまだ四十六年車というのがかなり走ってお
るわけでございますが、もしそういうことがござ
いませうければ、一般には六年前後で買いかえ
を行うというところであったと記憶しております
が、いままがかなり延びてきておることを申し
添えておきたいと思っております。

○沢田委員 これは調べればわかることな
ので、大蔵省の官用車は六年前後で買いかえ
を行なうというのには現実的でない。また一般
の民間企業においても六年の耐用年数をもた
せるといふことは、修繕費の方が多くなつて
しまうような大変な事態になってしまう。

それをどうこうということではないのですが、
現実的に見ると、たとえば道路の舗装が今日
ほど進んでなかった時代の償却年度と、今日
ほど道路の舗装が進んできたときの一台当
たりの消耗率が非常に異なる。十六倍とい
いますか十六年も違ってくる。タイヤの減
りも違ってくる。パンクの率も違ってくる。
そういう現状の調整、見直しが必要であ
る。そういうところにいまの私の質問の視
点があるわけなんです。そのことを正當
づけようとしたって、いま言ったように、昔
の砂利道を走っていた車と、いまの舗装道
を走っている車とは償却率が大きく違
う。そのことから言って、六年なのか、あ
るいは当時の六年がいまは十二年もつて
いいの、あるいは七年も八年もつていい
のかといえ、そうではないでしょうか。

「委員長退席、小泉委員長代理着席」
ですから、その辺の減価償却の見直しとい
うことが当然必要になってくるのではない
か。その点の視点はどうかと聞いている
のか、こういうことですね。

○高橋（元）政府委員 法定耐用年数とい
うのが大蔵省令で定められておまして、個
々の減価償却資産ごとに減価償却資産の物
理的な寿命または技術的な陳腐化、使用の
頻度等を勘案して定められているわけで
ございます。それで、申し上げたよう
な幾つかの要素がございまして、物理的
な耐用年数がかなり延びてまいれば、そ
れだけ法定耐用年数を延ばす要因にな
ります。経済的陳腐化が加速化いたしま
すと、それはまた短縮する要因になる
わけでございます。資産の各事業年度へ
の費用の配賦でございますから、法定耐
用年数はその基礎をなすものでございま
すので、私ども実情に即するように絶
えず見直しを行っております。

ただいま私が申し上げた大蔵省の官用車
でございますので、法定耐用年数の外で
ございまして、これは耐用年数がない
わけではございません。これは財政の事
情によって、買取りよりも修繕費が非
常に

高くなった場合にはもちろん買いかえは
すけれども、いまのところ非常に古
くなっており、車が多いということも
もう一度申し上げさせていただきます
でございます。

○沢田委員 いまは皮肉を言っただけの話
です。……しかし、実態はそうでは
ない。だから、言うこととやること
が違ってくるという分野はやはり調
整していかなければならぬでしょう
という。この一例として挙げたわけ
です。これは記憶にとどめておいて
いただければ結構なことなんです。

次に、さっきの退職給与引当金に
戻りますが、昭和二十七年に法人税
が三五％から四二％に引き上げら
れた、それに対応してこの退職給与
引当金という制度をつくった、これ
は私もこの大蔵委員会で前に質問
しておりました。

ただこの退職給与引当金というのは、
二分の一なら二分の一を職員の分
の退職給与引当金として、労働協約
に決まっておるなりあるいはその
他の決まっておる分について引き
当てをするので、そこがいままでの
答弁では、退職給与引当金というの
は、この法人税の身がわりに内部留
保金として置いたのだから、可
かどうかは別として答弁としては、
職員が退職という事態が発生し
ない限り現在の職員に一切の権限
はない、こういう物の発想に立つて
答弁をされてきたわけなんです。
退職給与引当金という名称を
使えば、何となく退職給与引当金
は、第三者に差し押さえても、何
とか退職給与引当金は残してや
つていくという方法とは、これ
も第三者の債権者に皆持つていか
れてしまつて職員が路頭に迷
うという、もう少し温かみのある
制限といえますか、その分は別
だ、第三者によって差し押さ
えは受けないし取られない、残
された職員に引当金として支
払われるのです、それは二分の一
かもしれませんが、半分は減る
かもしれないけれども、その程
度の抑制といえますか規制は可
能なんじゃないか、こういうふう
に考えるのですが、その点い
かがでありましょう。

○林（義）政府委員 お答えいたします。
税の問題としては退職給与引当金とい
うのは、これだけの引当金を積み
上げることができる、こういう
ことではございまして、いま先
生のお話にありましたところの
労働者の給与の支払いに優先
的に充てる、あるいはそのた
めにだけ確保しておくとい
うことになりまして、これは
いささか税の問題を超えた
ところの問題ではないか、こ
う思うのです。
実は別の法律でございまして、
賃金の支払の確保等に関する
法律というのでもございま
すし、そういったことでは
ございまして、また、先ほど
先生からお話がありました
労働協約の中でのいろいろな
ことを書くとか、あるいは特
定預金制度というのでも
ございまして、もう一つ申し
上げますならば、証券取引
法で法人としての責任とい
う形で一般投資家に対する
ところの責任ということも
ございまして、そういう
観点で退職給与引当金とい
うのは適正に積んでおかな
ければならぬ。そうでないと
公認会計士から見ると、十
分なものを積んでないとい
う形でございます。いすれに
いたしまして、そうした点を
含めましてこの問題は総合
的に検討していくべき問題
だろうというふうに私は考
えております。

○沢田委員 これは非常に意味深長な
答弁ですが、こっちは甘いもので
すから甘く解釈しがちな
のであります。退職給与引当
金でできたのは昭和二十七年、
法人税が三五％から四二％に
引き上げられた代替として生
まれた。だから、法人をその
分だけは保護するという立場
から発足しました。しかしこ
の目的はもう今日の段階では
大体消滅しているだろうと思
います。そうすると、現在
のようなこういう段階にお
いて退職給与引当金という
名称を使う以上は、本来の
目的に沿ったもの、倒産とい
う場合においてもその退職
給与引当金だけは残らない
という方向で検討しても
いいまいか。いま直ちに法
律のどうこうと

いうことじゃなくて、とにかくそのときには路頭に迷われない、幾らかでもその引当金から退職給与は払われる、そういう条件に向けてこの金が保管できるような仕組みというものは検討していただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 くだいようで恐縮でございますが、退職給与引当金は負債性の引当金でございますから、これは勘定上支払準備金とはまた別個のものでございます。二十七年にこの制度を導入いたしました、当時準備金としてつくったわけでございますが、その場合には特定預金の額の四倍まで積めるといふような限度を設けたことがございまして、いづゆる引当金というものに性格を変更いたしました、雇用人が人を雇えば、給料を払うと同時に、将来退職の時期に退職金を払わなければならない、その払わなければならない退職金の中で、その時期に発生したものに対応する部分を今期の利益から減額して引当金に積んでおく、引当金として減額する、こういう制度にしたわけでございます。したがって、これに見合ひの資産というものは現実には特定の資産形態が要求されているわけではございません。

中小企業の場合には、外部拠出によります中退共の掛金というのがございまして、この場合には明らかに損金になるわけでございますが、これは企業としてはその資金を利用し得ないけれども、しかし将来退職金の支払いの場合にはその掛金から生ずる中退共の給付でもって賄える、こういう性質のものでございます。ですから、これを外部拠出にする、または特定の資産を引き当てる、または何らかの優先弁済のための措置を講ずる、こういうことは、先ほど政務次官からお答えがありましたように、いわば一種の労働政策ないし賃金確保政策の問題かというふうに思います。思いますが、私どもとしても、退職給与引当金について、かつてやっておりましたそういう特定預金等とのリンクができるかできないかということについては常時勉強をしていきたいと思ひますし、ま

た労働行政当局とともとき勉強はしておるわけでございますが、現在のところではそういう制度の導入が可能であるということではないように承知しております。

○沢田委員 次に行きましよう。

土地税制は、先ほど質問がされましたから簡潔に、これは建設者の方から来られていると思ひますので、若干その点もお答えいただきたいと思います。

ただ、租税特別措置法の中に土地税制を入れる以上は、大蔵省としても全般的租税特別措置法というその政策体系の中で、言うならば今度の改正でもこれはまづ子みないな異質な存在なんですね、なじまない。ほかの制度、廃止したりふやしたりしているものとはこの土地税制はなじまない、異質に感じますから。私から見ると、一般の租税特別措置法全体のメニューがこれだけ多い中で、あれこれかきと選んできたのですが、とにかくなじまない税制だといふふうに私は感じた。租税特別措置法を整理していこう、大平総理もそう言っているわけですね。ほかはなるべくぎりぎりまで洗い直していましよう、そしてその上で国民に、十五兆円も赤字で、五十二兆円にもなっている赤字を何とかしていかなくちゃならぬといふことを提案しなくちゃならぬ、そういう段階に来ているのだから、一般的に言えば租税特別措置法といふのは、ぎりぎりに洗い直されてだんだん縮小していくという方向を常議的にはたどっていくのだと思う。それをあえてべこつとでこぼこができたように、こぶができたようにこの土地税制だけが優遇措置として出てくる。本質的に見てこれは異質なものであります。その辺は大蔵当局としてこの税体系の中でどう受けとめておられるのですか。

○林(義)政府委員 先生は異質だといふおっしゃいますが、いまの当面の政策の中でいろいろやっています。いかなければならないのは、財政の赤字を立て直すこともさることながら、やはり景気の着実な回復を図ることが必要なことであります。

それからもう一つは、国民の福祉という観点から住宅政策を展開していくことも必要だろうと思ひます。そうした当面の住宅政策なり土地政策の緊急性にかんがみまして、現在の土地制度での基本的枠組みを維持しながら、その中で優良な住宅地の供給をやっている。しかも公的に土地取得といふものが必要の問題がございまして、そういうものに限って部分的に必要な手直しをしようというのが今回の制度でございまして、当面の政策的な目的に沿うようにということ御提案をされている次第でございまして。

○沢田委員 いままで五年間に大体年間百五十万戸ずつ建設実績はきていたわけですね。昭和五十三年度の見通しにおいても、おおむね三月末までは百五十万戸の建設目標は達成されるだろうと推測できます。これはできないと見るのかでござい、この状況の中であえてこの税制を投入すると見るのか、これもひとつお聞きしたいわけですが、いかなる状況の中であえてこの税制を投入しなければ百五十万戸の建設が不可能なのかどうか。じゃ、五十四年度においてこの百五十万戸から今後は幾らに住宅をふやしたいと考えているのか。現状でもおおむねこの程度は達成されているのですから、それ以上に、これを二百万戸にさせたいのかどうか。これは七カ年計画とか八カ年計画とか言っておられますけれども、砂上の楼閣じゃなくて現実の論理からいってどういふふうにお考えになっているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○木内説明員 先生御質問の百五十万戸くらいはベースが将来これからは続くといい点につきまして、住宅局でないのちよつとあれでございませうけれども、責任を持ったお答えではございませうけれども、その辺の……

○沢田委員 責任の持てない答えなんか要らないですよ。やはりあなたなりの責任を持った答えをしなければだめだよ。

○木内説明員 住宅局でないためにそういう発言をしましたけれども、百五十万戸ぐらゐ、百五十万から百六十万に近い数字の戸数が予想されるか

と思ひます。

これに對しまして宅地の需給でございませうけれども、宅地の需給は、住宅五カ年計画あるいは全国総合開発計画といふふうなもの、それから現在の宅地の建設戸数等から見ますと、大体一万二千ヘクタールから一万三千ヘクタールぐらゐ必要だといふ計算になるわけでございませうけれども、現状では新規の宅地供給は一万ヘクタールそこそこといふふうな形になっておるわけでございませう。それで新規の宅地供給、いわゆるフローのベースでは不足しておるわけでございませうけれども、宅地は、造成されてすぐ右から左と家が建つわけでございませう、若干のたとへば個人が先に手当てをしているといふふうなものもございませうし、宅地造成後、たとえば区画整理済み地などで急激に市街化しないといふところもございませうので、一つとしましてストック、いわゆる在庫と申します、言葉は悪いございませうけれども、ストックの食いつぶしといふふうな傾向が現在続いているのではないかと。もう一つとしましては、われわれが想定していたような規模より若干規模を小さくして戸数消化が行われているのではないかと。いふふうにお考えになっているわけでございませう。

そうでありませうといふわけでございませう、長期的に見ますと、現在のフローとしての約二千ないし三千足りないといふふうなものは、将来の見通しから見ても、これを何とか埋め合わせるべく施策を講じなければいけない。そのために、税制もございませうけれども、その他関連公共施設の整備とかいろいろな施策を総合的に講じまして、できるだけ必要な宅地の確保という形に努めてまいりたいといふふうにお考えになっているわけでございませう。

○沢田委員 ちつとも答弁になっていない。まさに責任の持てる答弁ではない。私が言っていることにちゃんと答えてもらいたい。

とにかく昭和五十一年度から毎年度おおむね百五十万戸ずつ、五年間ずつと七百五十万戸つづいていきます。五十三年度もおおむねそれを達成できるといふ。この段階において、五十四年度に

向けてこの優遇税法を出さなければならぬ必然性、必要性というものはどこにあるのですか、その点を明確に答えてもらいたいです。現在、今年度、五十三年度百五十万戸は無理だ、どうしても百二十万戸に落ちてしまつて、約三十万戸はどうもむずかしい、こういうことで、その原因が宅地の供給にある、これならこれで一つの理屈だと思ふのです。しかし、五十三年度の実績目標もおおむね百五十万戸達成できるという見通しでしょう。その段階であつて五十四年度に見通しの暗くなる原因というものは、それは何なのか。貸付金もふやしたし、それぞれの分野でそれぞれ条件もつくつてきているわけですね。何もこれがなくつたつて百五十万戸できるだらうと思ふ。成長率も六・三％、去年の七％は守れなかつたにして六・三％とすれば、百五十万戸できれば十分じゃないですか。どうですか。

○木内説明員 先ほどフローとストックのお話をちよつと御説明させていただきましたけれども、確かに現在、宅地の供給量が一万ヘクタール程度で推移している、家も百五十万戸できているじゃないかということ、何でもそれ以上ふやす必要があるかという御質問かと思われまふけれども、端的に申しまして、現在一万ヘクタールぐらゐ新しくできて間に合つていゝというものは、従来、物理的に完成した宅地を一部は食いつぶしているといわれは考へてゐるわけでございます。もう一つは、計画でございまして望ましい宅地の規模というものも一応ございまして、それより現状家が建つておる宅地の面積というものは、われわれが期待するより小さい形で、敷地が小割り式の小さい形でできてゐる、そういうふうな形でやつておりますので、このままの状態が続きますと、良好な宅地供給という面から問題があるのではないかと、こう考へておるわけでございます。

○沢田委員 それでは續いて、優良な宅地とはどういふものを指すのでしょうか、これも長くなりそうですが、優良宅地というものの規定づけ。なお、私の方では現在までの規則は存じておりますから、その上に立つて、五十四年度の優良宅地とはどういふ意味を位置づけに置いてゐるのかお答えいただきたいと思ひます。

○木内説明員 先生のおっしゃる優良宅地の意味でございますけれども、これは租税特別措置法三十一條の新しく二の二の優良宅地の意味だと思ふのでございまして、そういうことでお話しさせていただきますと……

○沢田委員 ちよつと誤解があるようですから、両方優良宅地ですね、へと木と。大体文字は同じですね。違いがあるなら違いがあるようにお答えください。私は同じものだと思つて聞いています。

○木内説明員 その前に定義の問題ですが、三十一條の二の優良宅地の造成等というときと、それから三十一條の二の中で第二項の五号のハでございまして、優良宅地の認定というののございまして、そのどちらかということでございます。したけれども、広い意味の優良宅地ということでお答えさせていただいてよろしうございまして、さういふか。——広い意味の優良宅地と申しますのは、ここで今回の税制改正の恩恵の対象となるのは幾つかございまして、その中で、千平米以上で都市計画法の開発許可を受けて造成する場の一の団地の宅地、さういふもの、それからもう一つは、千平米以上で開発許可を受けないけれども知事等が定める優良宅地認定を受けたもの、もう一つは、マンション等の問題でございまして、それを優良宅地と称してゐるということでございます。

○木内説明員 先生、その優良宅地と称せられるものの条件は何なのかということをお聞いているわけですが、いまあなたが言つたのは面積と手続だけで、優良宅地というものは五十三年度の優良宅地という認定と五十四年度とは違ふのですか、同じなのですか、まずその辺からお答えをいただきたい。

○木内説明員 優良宅地認定の方の宅地は、五十三年度のものと申しますのは法人重課のときの優良宅地認定の基準と、今度の優良宅地認定の基準が同じかどうかという御指摘だと思つておられますけれども、今回の法律の優良宅地認定の基準というものはまだ決まつておりませんけれども、これは法人重課の場合の優良宅地認定の基準に準じて考慮されるということにならうかと思われまふ。

○沢田委員 それじゃ五十三年度と同じなのか、同じでないのかわからぬ法案を出すのですか。五十三年度の基準の内容と五十四年度の身とはわからぬような不明確なものを法案に出すのですか。

○木内説明員 これは新しい法律でございますからあれでございまして、内容はほとんど同じというふうな考へていただいていいかと思ひます。

○沢田委員 そうしますと、住宅の床面積は十一坪、三十五平方メートル以上百六十五平方メートル以下、これが基準ですね。これはこのとおりと解していいのですか。

○木内説明員 先生の御指摘の優良住宅認定かと思われまふけれども、そのように考へてよろしいかと思ひます。

○沢田委員 さつきあなたは余裕のある宅地というふうなことも言われておりましたね。その余裕のある宅地というのに、これは住宅でいくと、二階を入ると十一坪、下は五坪、六坪くらい、これが優良住宅の中に含まれますか。これはマツチ箱が並ぶ条件とちよつとも変りないじゃないですか、最低基準は。

○木内説明員 五十五坪の方であれば、これももう一つ聞きたいのは、団地造成の場合の四メートルのいわゆる団地内道路の私道を含めて言つてゐるのか、その分は別に含めないで言つてゐる面積なのか。いままでの団地造成開発行為は、全部私道の部分をその面積の中に含めてやつてゐるでしょう、あなたの方は、結果的にはそれぞれの市に寄付する道路であるけれども、当面は不動産会社は、その四メートル道路をつくつたうちの二分の一はその敷地面積の中に含めて住宅をつくらしてゐるのですか。

○木内説明員 最低基準でございまして、ぎりぎりの線を書いてゐる、これ以下ではぐあいが悪いという線を書いてゐるということでございます。で、常識的に望ましいかと言われると、それはいろんな問題があるかと思ひます。現状ではこの辺が妥当かと考へてゐるわけでありまして、

○沢田委員 時間の関係があるから、それも満足であるし回答としてもなつてゐない、こういうことになるのですが、それは一応おいて、水洗便所に関する事項で、「便器が水、薬品等により浄化される構造のもので」云々、「建築基準法その他の法令に合致してゐるものをいう」、これも同じですか。

○木内説明員 同じように考へております。

○沢田委員 そうしますと、現在のあなたが言つてゐるような廃棄物の処理及び清掃に関する法律との関係、これはどういふふうに受けとめておりますか。

○木内説明員 優良住宅認定の水洗便所につきましては、従来からずっと検討してゐるところでございますけれども、現状ではこの基準程度でさせていただきますかと思ひます。

○沢田委員 それはちよつとも優良宅地でなんかないですね、いままでの実績でいって同じことをやれば、どれだけ住民が泣いてゐますか、あなたの言う優良宅地の美名によつて、住民は、吸い込み方式の下水で、三日もたつたらお開きぢやないか、ふろも入れない泣いてゐるぢやありませんか。さういふあなたの言う団地開発の優良住宅だったから、これを撤回しない。答弁にならないですよ。その排水の先まで責任を持てるのですか。排水の先に責任の持てない優良団地なんというものがありませんか。答えてください。

○木内説明員 先ほど申しましたように、従来からの優良宅地、優良住宅認定の基準に準拠したいと考へておりますけれども、先生の御指摘もございまして、その辺も慎重に考へてまいりたい

と思います。

○沢田委員 これは慎重じゃないのだよ。どれだ
けいまでつくられた団地によって吸い込み方式
で泣き、あるいはたんぼへ行くからといってとめ
られ、あるいは畑へ流されるからといってとめら
れ、あるいは農業用水路だからといってとめられ、
いろいろ複雑な社会問題を起して来たかという
事実は知っているでしょう。そういう事態の中
に行われるこの優良宅地というものが、その問題を
解決しないで優良宅地になりますか。これは検討
で済む問題じゃないんだ。そのことを解決する方
策を立てなければ、この法案を幾らつくつてみ
たって意味なきないじゃないですか。お答えくだ
さい。

○本内説明員 原則として準拠したいとは思いま
すけれども、いろいろの問題につきましては、先
生の趣旨をよく生かしまして、次回この改正の
場合には先生の趣旨をよく生かしたいと考えてお
りますので、よろしくお願いいたします。

○沢田委員 非常に不満で、これは絶対に避け
てもらいたい。市町村も大変ですよ。吸い込み方
式なんという団地ができたら、ふちも入れない。
これは本当に、水質はもちろん、井戸も使ってい
る農家もありますから水質の汚染にもつながる。
これは建設省の先走りだと私は思う。

都市計画法では、十年で市街化区域については
都市施設を整備すると約束したわけけれども、
これもできない。U字溝に流すということについ
てもまた問題が起きる。末流がない。そういうと
ころを優良宅地として造成して、二千四百万なり
二千五百万で売って、無用の紛争を地元へ起こさ
せる。これがこの税法でどれだけ被害を受けるか、
私ははかり知れないと思う。もうかるのは不動産
業者で、売って逃げてしまふんだから構わない。
住んでいる人間同士がいがみ合う。そういう状態
をつくるようなこの法律というものは、いまあな
たの答弁でも言われているように不適格な条件
だ。だから、努力をしてそれに合わせるというん
だが、どんな努力をするかわからぬので、大蔵省

としてこれは責任を持つてもらえるのか。率直に
言つて、あなたのことを卑下するわけじゃないけ
れども、あなたの程度の者が首吹っ飛んで、それで
オーライですというんじやこれは済まされな
い。大蔵省もその点は裏づけて、大蔵委員会なんです
から保証してもらいたい。担保としてこれはやり
ます、こう言ってもらいたい。

○高橋(元)政府委員 沢田委員の御指摘は、優良
宅地基準と優良住宅基準と両方またがっておると
思います。

優良宅地基準で申しますと、これは文章の上の
ことでございますから、段々お示しのようにいろ
いろ欠陥もあると思ひますけれども、排水路その
他の排水施設が、当該地域における降水量、宅地
の造成区域の周辺の状況、放流先の状況等を勘案
して、宅地の造成区域内の下水を有効に排出する
とともに、その排出によって宅地の造成区域及び
その周辺の地域に溢水等による被害を生じないよ
うな構造及び能力で適当に配置されていること
というのが宅地基準の中に入っております。要は、
その現実の適用ないし運用がどうかということ
でございますが、ただいま建設省からお話ござい
ました優良宅地基準ないし優良住宅基準について
も、さらにシビアに、民情に沿うようにしたい、
こういう御意見であります。

私も、この税法の適用を受けます際に、都
道府県知事または市町村長が優良住宅地または優
良住宅の認定をしていただく、これが実際の宅地
供給ないし住宅供給のベースになるわけござい
ますから、そのレベルをどのようなレベルのもの
にするか現在建設省と話を詰めておりますし、こ
れからも詰めてまいりたいと思ひます。

○沢田委員 ではその点は、そういう吸い込み方
式だなんて言つて問題を生じないようにひとつお
願ひしたいと思ひます。

次に、先般多摩川の決壊の損害賠償の判決があ
りました。これは建設へ行つて後で一回やりた
いと思うのですが、大阪の寝屋川の判決もありま
した。そこで、この優良宅地の中にはらん、いわ

ゆる五十ミリの雨あるいは六十ミリの雨、百ミ
リの雨、そういう基準の中で溢水をするという条件
の団地の優良団地という名前がつくられる可能性
はいままでに多かつたのであります。それでい
ま建設省でこの優良宅地というのは、雨量として
大体どの程度の雨量で溢水しない限度をもってこ
の優良宅地なり優良住宅という位置づけを考へて
おるのか。雨が降つたらすぐ床下浸水、これは耐
用年数がうんと下がりますね。だから、片方は知
らないから買入、入る、雨が降れば水が入つてし
まう、こういう条件もなしとしません。その辺に
対する建設省の優良宅地、優良住宅、こういうも
のの基準判断はどうお考えになっておりますか。

○本内説明員 優良宅地の場合でございますけ
れども、開発基準に準じて考へておりますので、そ
の開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被
害が生じないような構造及び能力で適当に配置さ
れているよう設計が定められているということに
なつておりまして、その河川の能力とかその地域
の周辺の事情とかによつて画一的じゃなくて、
ケース・バイ・ケースで定められるということに
なろうかと思ひます。

○沢田委員 いや、そういうことではないんだ。
それぞれの地域的な条件に、百ミリで、溢水する
ところもあるでしょう、七十ミリで溢水するところ
もあるでしょう。これは時間雨量と一日雨量と
いろいろありますが、少なくともそういうものを
優良住宅とは言わないでしよう、平常の雨で床下
浸水するようなものを。とすれば、おのずから地
域的に合わせた条件というものが必要ですね。そ
のために、建築基準法十九条だと思ひますが、湿
地帯とかそういうところには地盤沈下をさせない
くい打たせるとか盛り土をさせるとか、建築基
準法には決まつているわけだよね。それはやつて
いますか。

○本内説明員 開発許可等につきましては、そう
いう条件に合致するものだけ許可するという形に
なろうかと思ひます。

○沢田委員 建築主事がすでに監督しているわけ

だ。あなたが監督しているわけじゃない。建築主
事は建築基準法を適用して、独立した権限を持
つて判断しているわけだ。だから、いまここであな
たがやるということは、そういう通達を出して、
建築主事がその認定に当たつては、そういうところ
の住宅を優良宅地とはみなさない、そういうところ
はだめだ、盛り土をさせない、あるいはくい
打ちなさいという指導をするというふうな解釈し
てよろしいですか。

○本内説明員 優良宅地認定あるいは優良住宅認
定につきましては、先生の御質問にいろいろ問題点
は感じておりますけれども、この場で十分お答え
できませんので、いろいろ検討させていただきた
いと思ひます。

○沢田委員 いや、建築基準法の十九条に書いて
ある。十九条だとはくは頭の中に入つてゐるんだ
が、湿地帯にはくいを打ちなさい、地盤沈下のお
それがないようにしなさい、それから水が出るよ
うなところは盛り土をさせなさい、そういうふう
にちゃんと書いてある。それはしかし、建築主事
は独立権限だ、事務手続法ですから独立権限で認
定。建築主事は建築主事を拘束できない。だからあなた
の方では、建築主事の認定に当たつてはこういう
ことについて十分配慮しなければいけませんよと
いう通知を出しますかどうですかと聞いてゐるの
です。あなたがここで答えたつて、現行法規で
は建築主事を抑えられない。あなたもそれはわか
るでしょう。だから、それは明確に通知を出して、
建築主事の認定判断の中に一項入れて、そして加
えなければいけないでしよう、こう私が言つてい
るわけだ。

○本内説明員 優良宅地認定につきましては運用
につきまして、何らかの通達を出したいと考えて
おるわけだ。

○高橋(元)政府委員 今回御審議をお願いいたし
ております租税特別措置法の三十一條の二の各号
に列記しております優良住宅地または優良住宅の
供給でございますが、これは基本は、一団の宅地

点はその点で理解すると同時に、優良宅地の認定に誤りのないよう期せられたいと思います。

次に、時間の関係がありますから、航空機燃料税と同じようにガソリン税の問題が、一番最後の方に租税特別措置法として載っております。これも値上げになっているのでありますが、現在の道路舗装、いろいろ見方があると思うのであります。ガソリン税を目的税で取るという時代的な背景、これは日本の今日の成長率の中で、道路がある程度日本の産業を育てていく上に大変必要な時期があった、だからどうしても道路を優先してある程度の交通網の整備というものが求められてきた、そのためにガソリン税を住民負担の名において目的税として徴収をしたものであると私は解釈をいたします。この点はそのとおりでよろしいのかどうかお答えいただきたい。

○高橋(三)政府委員 昭和二十四年に揮発油税ができたわけですが、その後二十八年になりまして道路整備費の財源等に関する臨時措置法というので、さらに三十三年にそれが道路整備緊急措置法という法律になって今日に及んでおるわけでございます。そういう使用特定の税収に基づき揮発油税及び地方道路税でございますが、税収を道路整備の財源に充てるということは歳出サイドの法律で定まっておりますわけでございます。

その後の経緯をたどってまいりますと、御高承のとおり、道路整備の緊急性から、道路整備五カ年計画がその道路整備の実を上げますために逐次つくられてまいりました。それに要する財源を上げるという観点から、税率を引き上げて今日に及んでおるわけですが、昨年閣議決定になりました第八次道路整備五カ年計画も、二十八兆五千億円という事業費を投じて国道、市町村道、府県道を通ずる道路整備を図ることが緊急であるということでございますので、この財源を上げるために今回増税をお願いいたしておるわけでありま

○沢田委員 国民の今日的なニーズからいいますと、いま国民が求めているものは、これはそれぞれ

の主観があると思うのですが、これは大平総理の言われる言葉をわれわれが利用しうるかお互いの共感として感じましても、この低成長の中にあつてどうやって景気を回復させて雇用を拡大するか、あるいは高齡化社会を迎えてどう福祉を充実するか、今日こういう条件の中にあると思う。ですからそういう立場において、このガソリン税というものは当初の目的から見ると、基本的にはある意味においては達成したというか、もう転換すべきであるというふうに解する時期に来ているのではないかと一面の真理があると私は思うのです。あるいは福祉の目的税をつくった方がいい、あるいは教育の目的税をつくった方がいい、あるいは医療の目的税をつくった方がいい、こういう発想すら今日あると思うのです。今日道路の目的税が存在を必要とする必要は、ゼロだとは言いませんけれども、ウェットからいって果たしてその存在価値はあるのだろうか、これは疑問に感ぜざるを得ないのでありますが、その点どうお考えになっておりますか。

○加藤(隆)政府委員 いまの主税局長が申しました道路整備緊急措置法の目録でございますが、道路を緊急に整備することによりという状態がいまもなお必要であるかどうかという問題だと思

今度の五カ年計画の中に、生活基盤整備とか生活環境の改善とか交通安全とか、そういう目標があるわけでございます。そういう目標は確かに時代によって変わるし、道路の整備状況が変わっていくという問題でございます。道路の整備状況を見ますと、改良舗装の率はそれぞれの道路の種類によつて違いますが、引き続きまだ必要であるというところ。それから道路整備の機能が、いろいろな機能を担っている。緊急措置法では経済基盤の強化に資するということも使われておりますが、今度の八次の道路計画では、いま申し上げましたような安全とか基盤整備とか生活環境改善とか、そういうような政策目標がうたわれておるわけでございます。したがって、一つは道路の整

備状況、もう一つは道路の政策効果、そういうような面から見まして、いまなおガソリン税を特定財源として道路の整備をする必要があるのではないかと考えます。

○沢田委員 ただ、私が申し上げた転換といいますが、これは国民に同じ税金をたくさん負担させるわけにいかないのですから、やはりいまは選択、何が一番必要なのか、その必要にこたえることが政治だと思つて。もちろん百花繚乱のごとくすべてに甘いあんみつをなめさせられればいいのですが、それは許されません。とすれば、いま国民が最も必要とするものにこたえる、限られた財源の中でサービスをするということだと思つて。そこで私はもう転換の時期に来たのではないかと考えているわけですが、なおあるということですから、この点は、肯定しやありませんけれども一応お考えをおき願つて、次に行きます。

もし肯定した場合に、これも大蔵省に聞くのですが、これは読み上げると大変なんですけれどもちよつと書いておきます。高速道路二千二百九十八キロ、これは一〇〇％舗装、都市高速二百二十四キロ、これは一〇〇％舗装、一般国道三万八千五百四十キロ、これは九三・七％、都道府県道十二万五千七百七十五キロ、七七・二％、主要地方道四万三千二百二十五キロ、八五％、一般都道府県道八万二千五百五十キロ、七三・一％、国、都道府県道計十六万四千三百三十五キロ、八一・一％、続いて今度は市町村道、ここだけは言いたいわけですが、市町村道九万一千七百三十三キロ、それで三二・一％、この実態は引き続きと仮定をするならば、もしこの金を重点的に充てるとすれば、いま答弁にもお寄せたようにだけれども、これは市町村道に出さなければならぬということとは明らかだと思つて、この点はいかがですか。

○加藤(隆)政府委員 ただいまの舗装率の問題でございますが、道路を人馬車もつぱら使つていた場合、それから自動車というものが出てきた場合でかなり違ってくるわけでございます。自動車が出てまいりまして、高速道路の場合には人馬車

が通れないわけでございます。自動車というもので考えて舗装が一〇〇％になっておる。市町村道の場合には自動車の台数が比較的少ないわけでございます。

それからもう一つは、確かに立ちおくれという問題もございまして。しかしながら、道路の改良舗装をやつていく場合にどういふふうによつていくかという過去の経緯を背負つていたという問題もございまして。そういうようなことでただいま先生が読み上げられましたような率になっているのだらうと思つて。

ところで、しからば今後どうするかという御質問でございますが、現在の昨年決まりました八次計画におきましては、だんだんと生活環境改善とか安全の方へいっておるわけですが、その場合には、必ずしも市町村道だけではなく、たとえば東京都の街路の場合には主要地方道なり地方道もあるわけでございます。そういうことで、いわゆる道路の法律上の格づけによつて必ずしも律せられませんが、市町村道の場合にはどちらかという地域に密着した道路でございます。そういうような方向に徐々にウェットが移りつつあることは事実でございます。

○沢田委員 そういう抽象的なことではなくて、この出発は十三分の十一と十三分の二という配分の基準なんです、それがもたらしたということに聞き及んでおります。しかしこんなことはどつちでもいいのです。それで、この舗装の実績から見て、今年度については向こう大体二キロぐらい。これは九十キロメートルですから四メートルとして三百六十万平方キロメートルとしまして、三万円の金額としますと大体十兆ぐらいかかるわけですね。ですから、この金額を向こう三年度に限っては地方に移すということと建設省は考えるべきだ。農林省関係は農免道路ですらも舗装になっていくのです。市町村道の方がよくれてしまつていく。こういう落差もあるわけですから、この配分を少なくとも逆転させて、逆に市

町村道の整備に全面的に振り向けるというくらい
の決意を持っていただきたいと思います。ある
いは全面がだめだったら半々にするとか、とりあ
えずそのくらい妥協は私もしないでもありませ
んけれども、国がこれも全部持っていて、市町村
道の舗装まで国がやりますというやり方というの
は筋が通らないじゃないかというふうに思うので
す。この配分から見れば二千六百億に一兆四千億
ですからね。一兆四千億は国で持っていますよ、
片一方二千六百億は地方に渡しますよ、という
配分でこの地方道の舗装ができるのは私は言えな
いと思う。これは断じてできない。だから、それ
ではいかぬのだから、どうしても財源を市町村に
これは渡す、こういう大前提に立たなければ市町
村道の整備というものはこれ以上よくならない、
こういうふうな思ふのですが、どうですか。

○加藤(隆)政府委員 この場合も、その市町村道
の管理責任者というのは市町村長であるわけ
です。したがって、市町村長が自分でやるというケ
ースもあり得るわけです。その場合にいまのお考
えの問題は、国がそれをどういうふうにか
という問題だと思ひます。

国としては、たとえば市町村道の財源強化
については三十年代以降かなりのことをやってき
ているわけです。御承知のように、地方道路税の
譲与税につきましては、五十一年度から市町村に
五分の一譲与する、あるいは五十四年度からは増
税分を市町村へ二〇%を三六%に上げるとか、あ
るいは自動車重量税につきましては、元来LPG
なんかは御承知のように都道府県でございまし
たが、これは四分の一市町村に充てるとか、そうい
う税源を市町村に与えておるわけでございます。
全体の財源と仕事との関係は地方財政計画でそこ
のないようにセットがされておるというふうにな
っているわけでございます。

○沢田委員 もとがガソリン税です。言わ
なれば北海道の人が九州までガソリンで乗ってとい
う、飛行機の問題は終わりましたから、自動車
旅行するなんというのは大体これはない。例外と

言ってもいいくらいです。何万人に一人か。大
体ガソリン税というのはその地域で利用するのが
たてまえです。いままでのガソリン税は、国の政
策で吸い上げて国の産業目的のために使ってきた
時代が今日まで続いたわけです。これからは、いま
の舗装率からいっても市町村道が三二・一%とい
う非常に低率なんだ、しかも三メートル道路とか
四メートル道路に達しない道路も道路全体の中
で七五%を占めていると言われているくらいなん
であります。そういう状況の中で、一方では農
林省は土地改良区の農免道路で舗装もされてい
る、市町村道だけ市民が長くつを履いていかな
ければバスの停留所まで行けない、こういう状況
をつくっているのが今日のこの状態です。ですから、
ガソリン税というものをもし取るとすれば、地域
でいま二軒で三台の割合ですから、三千百万台に
きています。この二軒で三台の割合ですから、三
千百万台にきています。この二軒で三台の割合
ですから、三千百万台にきています。この二軒で
三台の割合ですから、三千百万台にきています。
配分を市町村に落としたりどうだ、思い切っ
てこれは市町村道の整備を向こう二年なら二年
真つ当にやってみたらどうだ。私は、大平さん
じゃないか、これが田園都市構想の一つの起
点になるんだと思ひます。だから、何も国が
持っているであつた。配分したくないで、そ
うなわけです。向こう二年は少なくとも地方道
争いをしないで、向こう二年は少なくとも地方道
を専門的にやって地域住民のためにするように
ガソリン税を使いましょう。今日までずっと
中、たつた二年がでないはずじゃないですか。
か。しかも片一方は舗装率が高くなつたん
だから、八〇%になるくらいまではひとつが
まんしてもらおうじゃないか。恐らく私は国民
のコンセンサスは得られると思ひます。その
辺どうですか。

○加藤(隆)政府委員 ただいま申しましたよ
うに、市町村道の管理主体は市町村でございま
す。市町村が独自でやりになる場合があるわけ
です。したがって財源を、揮発油税という問題
だけじゃなくて、道路関係あるいは自動車関係
全体の財源の中でどう考えるかという問題があ
るわけでございます。それから起債の問題もある
わけでございます。

ただいま先生の御意見は、たとえば昨年の税調
の答申の中にもそういう意見もございしますが、こ
れらの点はより幅広い検討が必要であるという御
指摘はございします。ただ、昨年の八次の道路計画
をつくり出す際にそういうような問題を議論いた
しまして、先ほど申しましたように、仕事と仕事
の責任者、それから税源、財源の関係、そういう
ようなところで一応時代の要請には十分こたえ
ているというふうな考へておるわけでございます。

○沢田委員 ちつとも時代の要請にこたえてい
ないのです。

大蔵大臣もせっかく来ていますから、私の言
っていることが無理なのか。その方法とか手だては
別ですよ。ガソリン税というのは目的税でし
よ。ほかのこととかなんとかの議論じゃないの
です。いゆる道路を直そうという目的税なんです。
その目的税を、私はもう転換する時期にきてい
ると思ひます。置くのだったならば、全体的な
ランスを固める時期にきていけるんじゃないか
か、それが大平総理の言う田園都市構想にもつ
ながるんじゃないか。そういう意味において、三二・一%
という市町村道の舗装を改善する分に振り向ける
ということは無理な注文ですか。それは市町村長
が管理するのだからいいのだ、都道府県が補助金
を出せばいいのだという論理で済まされますか、
大蔵大臣。大臣がせっかく来ておられるから、こ
の不平等、ごらんになったと思うのですが、ほか
の高速だとかなんのかのは皆高率なんです。これ
は私が読んだのですからもう読み上げませんけ
れども、そういう意味において、ガソリン税とい
う地元の人が使っているガソリンに伴つて取
つた税金を地元で還元するということ、それは、
そういう時期があつていいのじゃないかという
気が私にはする。またそれから中央にもし必要
があれば持つてきてもいいのじゃないかと思
うのですが、いかがですか。

○加藤(隆)政府委員 その場合、先般申し
ました

が、地域の住民も国民であるわけでございます
ね。だから、国と地方とをそういうふうに対立的
に考へるといふのはいささかおかしいのではない
かと思ひます。

それから、現実に過去三十年間を見ますと、
特定財源の比率は市町村で、大体かつては一五、
六だったのが最近三三・四になつてい
るわけですね。そういうような努力はしてきてお
るわけですね。それから建設省から御答弁を
いただいたいと思ひます。それで、最近かなり
急速に市町村道には力を入れているのは事実
でございます。

○金子(一)國務大臣 途中から伺いました
ので、あるいは見当違いの答弁になるかもしれ
ませんが、ガソリン税の道路整備に充てること
に関する問題が一つあると思ひます。これは長
い経過がございしましたけれども、今日でもな
お第八次道路整備五年計画では一般財源から
相当つぎ込みをしなければならぬような状況
で、今度引き上げをお願いしているようなこと
でございます。ですから、これは目的税として
いつまでも置いておくかどうかという議論は
別にいたしまして、当面はひとつ道路財源に
充てることでお認めいただきたい。

それから、国道、地方道がだんだんと舗装を
初め整備されてきておるのに市町村道がまだ
ずつとおくれているじゃないかという御指摘は、
私はごもっともな御指摘だと思ひます。やはり
これから生活環境の整備というように重点を
置いて道路財源の配分を考えなければいかぬ
と思ひます。加藤次長が言つておられます
のは、過去においては市町村の道路整備の財
源がなかったのを、ずいぶんいろいろものを
取り込んでそれをなすようにいたしておるよ
うなことを申し上げておるのですが、それ
がなかなか追いつかないというのが沢田さん
の御指摘だと思ひます。この点は、担当の
建設省の意見も私はまだ十分聞いておりま
せんが、今後の問題としてこの配分について
はこれから検討させていただきます。

○沢田委員 残された時間がございませ
んので、

お待ちになつていただいている他の同僚議員にも御迷惑だと思ひますから、簡潔に一間だけであとはとめていきたいと思ひます。

これはガソリン税であります。それ以外にも軽油もあるあるいはLPもある。この関係はどうなのかということについてだけ明確にしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 地方税のことでございますが、関連して申し上げます。

軽油引取税につきましては、地方税法の改正をもちまして二五%の引き上げを六月からお願ひをいたすという予定であります。

LPGにつきましては、現在の税率はかなり設定されてからたつわけでございますが、タクシーが主として使つておるものでありますし、タクシーの社会的な役割りと申しますか経営状況と申しますか、その辺を勘案いたしまして、今回は据え置きということで考えておるようであります。

○沢田委員 あともう一つだけですが、配分と関連いたしますけれども、現在の配分は道路延長キロで配分されている。交通量というものが考えられてない。これも一つは矛盾だと思ひます。

それからもう一つは、直轄事業負担金というのがあつて、国の道路をやる場合にはその三分の一もしくはそれぞれの負担が都道府県にはある、それぞれ市町村にもある。ところが、これでもらつた金よりも直轄事業負担金を出す方が多いのですよ。言つては意味わかりますか。せつかくこれでやっています、やっていますと言つていますけれども、これでたとえば埼玉の例をとると二十五億くらいもちやう。直轄事業負担金では八十億も国へ持つていかれるわけです。この中で、これも問題がありますけれども、ガードレールの掃除、この前の答弁ではガードレールの掃除は、ガードレールをふいたりなんかしてはいるけれども、ごみをとつたりなんかしてはいるけれども、その維持管理については直轄事業負担金の中には算入しないようにしたい、そう建設は言つていたわけですが、ところが、いまだに依然として予算が余ると、一

生懸命どう掃除をやつたりガードレールをふいたりしている。どこの市町村がなかなかそこまで手が回りますか。国道だけですよ。しかも自動車の通る道を一生懸命ふいたつて、人が通るわけではありはしない。それを一生懸命ふいて掃除している。美観もあることはわかりますけれども、そういう形の中に三分の一の直轄事業負担金を取られることはきつめて印象として悪い。都道府県も市町村も厳しい中に、そんな余分なことまで市町村の税金を取られるということは非常に印象の悪い条件です。

特にこの三つ申し上げました、直轄事業負担金とこの交付金がこれだけの格差があることは問題がありますよ、これは配分自身の問題にも交通量が入らないからである、こういうことも含めて御検討をいただくと申すことをお願いして、私の質問は終わりたいと思ひます。

○金子(一)國務大臣 沢田さんのいまの御指摘の点は十分検討させていただきます。

○加藤委員 竹本孫一君。

○竹本委員 大臣に先般御質問を申し上げましたときに、これからの財政の運営、歳入の面につきましても歳出を削減する面につきましても、広く国民一般の英知を結集する、総力を結集することが必要であるということを申し上げまして、大体において大臣も御賛同いただいたと思つたのでございますけれども、特に歳出の削減といった問題につきましても、あるいはアメリカのフーパー委員会なりあるいはイギリスのロイアルコミッティーなり、何かそういうようなもので大きな力をバックにしなければ、なかなか行政の削減ということがむずかしいのではないかと申すことを申し上げました。そのほか、あるいは一般消費税の導入といったような問題につきましても大平首相も、年末の暮れには入れよう、導入したいという意向も示されておるようでございますけれども、歳入の問題も歳出の問題もともに広く国民の英知を結集する必要がある、総力を結集する必要がある。私がじつと見ておると、その努力がまだ足り

ないではないか。最近において大蔵省の努力されたのは増税キャンペーンだ。これは大変だという意味で、危機意識をおおる意味においては非常に努力をされたのだけれども、それじゃ一般消費税以外に方法はないのかといったような問題について、どれだけ誠実に国民の声なり識者の意見なりをお聞きになったかという点についてははた十分であるように思ひますが、フーパー委員会みたいなものを初めとして、何かそういう方面について新しく努力を試みようとしておられるものがあるかどうか、聞きたいと思ひます。

○金子(一)國務大臣 竹本さんからたしか二月の初めでございますが、そういう御意見がございまして、もう少し世論を結集して財政の再建に当たり、また財政の節減合理化を考えていくべきじゃないかという御意見がございました。毎日こ

ういうような御意見をいただいております段階でございますから、まだ最終的な結論は得ておりませんけれども、そういう気持ちを体して、何らかの形でもう少し衆知を集めるようなことを考えていかなければならないかぬという切実な気持ちになつておることを申し上げておきたいと思ひます。

○竹本委員 切実なお気持ち、ありがたく評価をいたしますが、問題は間に合うようにやつてもらいたいです。内閣がかつたところに出てきてもしようがないですから、間に合うようにやつてもらいた

いという要望を申し上げておきたい。それから、いわゆる一般消費税の導入の問題につきましても、いろいろ前提条件があり方法がある。私は必ずしも反対一本やりでないのだけれども、それにしても、いろいろ準備なり、少なくともまじめな比較検討が要る。メリット、デメリットの総合的な研究やあるいはタイミングの問題、あるいは前提条件をどう整備するかといったようないろいろの問題があると思ひますが、いま申しましたように、この点についてもまだ努力が足りないように思ひます。

も、関係業界の意見はよくお聞きになるけれども、本当に税理士に頼むいわゆる消費者の声というのは全然聞いてもらえぬが、どういうふうにするにしようかというふうな相談を受けました。それをもっともだと思ひましたから申し添えておくわけでございますが、いずれにいたしましても、広く意見を聞いていただきたいということが第一であります。

それから第二番目は、いまの一般消費税の導入の問題に関連して、これまたある専門家の意見でございますけれども、そういうふうな大変な問題をやるよりも、昭和十二年にやりました臨時増徴法というものがあつた、この問題との比較検討をされたらどうかという質問を実はよく受けたのです。私も比較検討いたしておりましたので、自分の考えにはそれがなかったということをばつぱり言つたわけですが。

これは御承知のように、昭和十二年から十五年までの特殊な段階においてでございますけれども、しかしそれにしても大変な増徴であつて、七億円の税収入が一週に九億円を突破しまして十億円に近づいた、すなわち三割の増収を一挙にやつておる。これは方法から言へば、技術的に言へば、下手な一般消費税の導入よりも非常に簡単ではないかという専門家の意見を受けたわけでございますが、その臨時増徴法といつたようなものとは一般消費税との間の利害得失について検討をされたかどうか、その点だけ伺いたい。

○金子(一)國務大臣 臨時増徴法というのは、戦時中ですからできた制度でございますが、現行の税制に即して申し上げますならば、所得税の何割増し、法人税の何割増しということでは加的に課税することになるわけでございますけれども、今日の所得税は、もう各国の所得税負担に比べて異常に累進が急カーブになつておるとは御承知のとおり。しかも百万、二百万前後のところからぐそつと抜けておる。上の方だけ課税してきて、これは税額に限界があることは御承知のとおりでございます。また法人税につきまして

ものは圧縮をする、廃止すべきものは廃止する、そういうことをいたしてきておるわけでございます。ただ中には、たとえば重要文化財を国に売った場合、これは非課税にするという規定がございますけれども、こういうものは果たして時限立法になじむのかどうか、所得税なり法人税の分野の中の非常に特殊規定であるという考え方もできるとは思いますが、それらの問題はございますけれども、基本的にいま申し上げたようなことでいいとも見直しを行っていきたい、そういう意味では

毎年毎々が年次計画であるというふうに私どもは考えております。

それから大平総理の政策要綱の中で、環太平洋連帯、それから家庭基盤あるいは田園都市構想というものが提唱されておりますして、これにつきま

しては現在、政府が寄り寄り所掌に負ひまして勉強中であるということでございます。環太平洋構想の中で租税制特別措置に関連のあるものは、どちらかといへば少ないかと思ひます。

家庭基盤の問題は、たとえば年金でございますとか相続でございますとか、それに関連する税制でございますとか、それから住宅、医療というよりなものが内容になると思ひます。住宅、医療等につきましては、現在の租税特別措置の中にもそれらの目的に従つた規定が入つておるわけでござ

います。相続ということでございますけれども、これは税金をいじるだけというよりはむしろ、倫の道を踏まえてつくられております相続制度そのものをどう見直していくかという基本の問題が一つあるかと思えます。そういうものに従って

田園都市につきましても、税財源の配分、その特別措置というよりは、枠組の制度そのものを、見直された結果として、税法にどうそれが反映していくか、ということだが、大もとであらうかというふところに存じますけれども、これらにつきましても、勉強を怠ってはいけないということでございます。

から住宅、教育、福祉というような分野で歳出
おいて対応することも多いと思いますけれども、

住宅、土地問題のように税制がその一翼を担わなければならぬものもあるわけでございまして、それらにつきましても、構想の展開に即して、租税特別措置としてとらえるべきもの、また本法の段階でとらえるべきもの、いろいろ整理しながら考えてまいりたいというふうに思います。

今回の租税特別措置法の改正で、同居する老人扶養親族につきまして、三十五万円の現行の所得税法上の控除に加えて五万円の控除を特別措置としてつけるというのを御審議をお願いいたしておるわけでございます。これは現在の老人は日本の場合には同居率が非常に高いわけでございまして、現在老人扶養控除の適用を受けておられます方々の中で、子供と同居しておられる人は八七％に及んでおるといふふうに聞いております。これは国勢調査の結果をさうでございまして、そういう八七％が三代代または三代代以上の同居であるという状態を維持していきながら、社会保障と家族内の連帯によって老人の扶養を図っていくということが政策的にも非常に重要であるというふうに考えまして、法案として御審議をお願いいたしておるというところでございまして。

○竹本委員 いろいろ御説明をいただきましたが、これはちょっと大臣にも要望しておきたいのです。

いろいろ個々のものを、大平構想らしきものを後から拾い集めてくれば、幾つかあると思うのです。大平さんが哲学を言って、あるいは構想を言っているだけだと自分で言っているんだから、それらやむを得ないという面もありますけれども、しかしながら、せっかく大平内閣ができて大平さんが一つの構想を打ち出しておる、それなりに一つの意味があると思うのです。意味があるんだから、その構想に基づいてこういうふうな考えていくんだという、後から後を向いて拾い集めたというのではなくて、前向きにこういうこととこういうことをして、大平さんの考えなら考えていこうものの歴史的にも社会的にも意味のあるものは拾い上げてまいりましょうというふうな努力

力をされることの方が必要ではないかというふうに思っています。これは要望にとどめておきます。ただ、いま予算の中からそれらしきものを全部チェックして拾い出せばそれはたくさんありますよ。しかし、それを言うならむしろ言わないのと同じだ。そうではなくして、一つの哲学なり一つの構想をいうことで打ち出すというのであれば、その打ち出した構想に基づいて新しい体系が考えられなければ政策原理にはならないという点を特に申し上げておきたいと思うのです。

それから次は、土地問題についてきょうは二、三の問題を伺っておきたいのです。

最初に、一般的なことになるので恐縮ですが、たとえ憲法第二十五条には、われわれは「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と厳密に書いてある。その「健康で文化的な最低限度の生活」というところの中に住宅問題、土地問題をあわせてですが、住宅、土地問題はどの程度にどういふふうに位置づけられておるか。先ほど来優良な住宅はということである議論がたたくさん出ましたけれども、この点についてひとつ基本認識を伺っておきたい。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、その権利の中には土地問題、住宅問題というものがどの程度に位置づけられておるものかということについて伺いたい。

○金子(一)国務大臣 大変むずかしい問題でございまして、憲法は基本原則を掲げ、政府としてとるべき目標を掲げておるわけでございまして、その具体化は一つ一つの施策にまたなければならぬわけでございまして、土地政策、住宅政策のおくれが大変目立っております。必ずしも今日の国民の生活においてそれが十分生かされていない、これは残念なことでございます。少しでもそういう方面に役立つように政策を常時見直し推進していくことがわれわれ政治家としては大変大切なことではなからうかと考えております。

○竹本委員 これと関連しますが、これはたしか磯村英一博士がいつか私に話したと思うのです

が、日本では家庭を大切にしろとよく言い、ところが家庭を大切にしろと言うけれども、その意味がよく皆さんにわかっていない、こう言うのです。家庭というものは「家」と「庭」と書いてある、ところがいまは庭のある家はほとんどないんだ、だから家庭を大切にしろと言うけれども、庭のことは全く忘れたような都市計画や住宅政策が横行している、こういうふうに言うのだが、建設省もいらっしやるが、一体どうですか、家庭とは「家」と「庭」と理解しておりますか、おりませんか。

○渡辺説明員 大変むずかしい御質問でございまして。いろいろな世論調査等を見ましても、庭つき一戸建て住宅に対する志向が非常に強いのは現実だと思います。ただ、日本の都市の現状を踏まえますと、そういうものを国民の要請として一〇〇％実現していくというのは非常にむずかしい現実ではないだろうか。そういう都市の構造あるいは業務地の配置といったものに即応しながら、できるだけ国民の要請に合ったものにしていくという努力をしているつもりでございまして。

○竹本委員 そこで、これから議論をだんだん展開してまいりますが、「家」と「庭」が家庭だと言ったけれども、なかなかそうはいかないのがいまの現実です、こういうことをおっしゃった。そしてまた、憲法にいわれるような人間らしい生活に値するような住宅政策にだんだん近づけていくという努力もお話があった。それはそれでよろしいのです。

そこで私は、ここで二つばかり伺いたいのだが、一つは、これは本当はどなたに聞くのがいいのかわちよと迷うところですが、土地問題の根本的解決という問題について、後でいろいろ申しますけれども、家と庭を備えることができないほど日本の土地は小さくて、細切れで話にならない。その問題を本格的に解決するために一つの考え方として、御承知のように土地バンク構想というものもある、あるいは社会主義国には土地国有制度という考え方もある。一体日本の今後の土地問題の根本解決ということについてはどういう方向に

持っていくかと政府は考えておられるのか。ただ、いまある土地を少し有効に適切に使っていくという枠の中で最大限の努力をしていきましようということを言われておるのか、あるいは抜本的な解決として何か大きな構想を持っておられるのか、その基本的あるいは抜本的な構想があるのかどうかということが一つ。

それからもう一つ、これも関連しますからあわせて申し上げますが、大事なことは都市の再開発だと私は思うのです。都市の再開発ということにきておるわけですから、あつた法律を讀んでみても、再開発といっているから再開発らしく聞こえるけれども、基本的に日本の経済構造、社会構造をどう変えていくのかというふうなことにしては余りぱつとした考え方は出ていない。そこで私は、いま二つのことをお伺いしたいのですけれども、一つは、土地の基本的な、抜本的な解決ということについて、たとえば松下電器の松下幸之助さんは、どうせ日本は小さいのだから島をつくれ、国土創成論を言っておられる、これも一つの考え方ですね。江戸だって、昔は半分でこの辺は皆たんぼだった、ちゃんと埋めたんじやないか、何も土地を埋めて国をつくったのはオランダだけではないのだというふうなことを国土創成論で松下さんはいろいろ言っておられる、それも正しい一つの考え方だと私は思うのです。だから、国づくりをするというが、多く島づくりをするということも一つの考え方です。

あるいは、いまある土地全部を有効に使うために、国有がいいか悪いか議論がありますけれども、国有論を言う人もおるし、土地バンク論を言う人もおる。一体日本の土地に関する基本的な政策は何かということが一つと、あわせて、これからの住宅、土地問題の一つの大きなポイントが都市の再開発だといふふうに私は思う。ある人は、これは私の友人でございましてけれども、都市の再開発について細かい計算をしまして、これは大体百兆円かかるというのだな、土地を全部買うのと新し

く建物をつくるのと両方で。しかしながら非常に細かく計算をしまして、たとえばバリならバリの様に東京都は全部十階建てにする、それ以下のものは認めないというような形にして高度化して本格的に利用すれば空閑地も十分できる、そういう計画を個人で物好きに突に丹念にやっつて、しかもそれは十分に可能であるという計算までしておる人もありますが、そういう問題も含めて、再開発なら再開発に意欲的に取り組むというならそれもわかるけれども、いまの政府にはそういうことも余り感じられない。あわせて二つですけれども、土地の基本的解決方策はどうか、それとの関連において都市再開発をいかに位置づけておるかというのを聞きたい。

○加藤(隆)政府委員 大変むずかしい問題でございます。昨年の七月に自民党の方でいろいろ勉強されたものがございますが、私はそれが大体現実的な方向ではないかと思ひます。御承知かと思いますが、繰り返して言いますと、ただいま御指摘の再開発、それから関公といまして関連公共施設を増強しろ、それから線引きの見直し、それから税制と金融と、こういうような五点につきましまして基本的な考え方をとおまとめになっております。五十四年度の予算編成の際も、建設省の方でそれを受けて、あるいは年来建設省は勉強しておるわけでございますが、ドラスチックな方法ということではございませんけれども、現実的な諸条件の中でそれそれにつきまして、マイナーのものもありまして、解決を予算上も一歩前進はしたと思ひます。それから第二点の再開発でございますが、御指摘のように、予算書をこらんだきまして、幾つかの項目がありますし、ただいま御指摘の法律も、それ以外にいろいろな法律がある。私どもも建設省と再開発の重要性について大いに論じまして、まことにささやかではございますが、大阪、東京、名古屋について再開発の新しい手法に踏み出して、昨年の三百億、ことし六百億になっております関連公共、ああいうような観点で弾力的に使える金を五十億ほどまとめてつけております

が、確かに再開発は、宅地政策の一環として位置づけるという問題以外にもいろいろな問題があるわけでございます。それから来年度にかけて、現在いろいろな法制がございますが、そういうものの全面的見直しというようなことを建設省の方でも寄り寄り考えられているやに聞いております。御質問に対して大変マイナーな答弁でございますが、現状はそんなふうになっております。

○竹本委員 これはまあここで十分議論する場じゃないと思ひますから……。ただ私は土地問題、住宅問題を考える場合に、そういう基本的な掘り下げから議論を展開するなりあるいは政策をひとつ考えてもらいたいという要望を含めて、初めからいろいろのことを申し上げた。しかし、いろいろいまおっしゃる様に、五十億のどのようというふうなこともありますけれども、なかなか国民に、これから再開発なら再開発で結構だが、本当に政府は再開発中心にひとつやり直すのだということ、国民にも一つの大きなビジョンをむしろ与えるぐらゐの政策的な努力、取り組みがなければ問題の解決に余り役に立たない。顕微鏡の政治という言葉がありますけれども、顕微鏡にかけて見れば確かにそういう動きがないでもないといった程度の話では国民にアピールはしない。やはり政治ですら、国民にアピールしておるような政策原理と取り組みが、基本的なものが一つほしいということを申し上げたわけでありまして。

そこで、大臣、時間がありますせんが、最後に一言申し上げて、後で各論はひとつ皆さんに聞いてもらえたいのですが、今度の租税特別措置法で土地、住宅税制のところでは根本的な誤りがあると思ひます。どういふ誤りがあるかということについて申し上げます。

それは一つは、先ほど来優良なる宅地であるいは住宅地の供給という問題について、何が優良であるかというところについての基準がなかなかむずかしかつた、議論が出ました。それも大きな問題です。先ほどの憲法二十五条と関係があつて特に大なる問題だが、私は細かいといひますか、具体的

な税制の問題について一つ申し上げてみたいのだが、そこで基本的な間違いというのは、一つは、これは要するに、譲渡益に税金をかけるという問題なんですよ。いいですか、譲渡益に税金をかけるという問題なんですよ。その問題と、都市計画法がどうのこうの、日本住宅公団がどうのこうのという問題で、要するに土地の譲渡の問題と混同されている。再開発は、ミニ開発は困るのです。私はやはり大きな規模で開発して、国土の総合的、基本的な利用を考えなければならぬ。しかしながら税金をかけるときには、所得があつて、金が入つたらそこに税金をかけるわけでしょう。その金がどこから入つてきたかということについて、百坪の土地を売ったか千坪の土地を売ったかということについて、金にどこに違いがありますか。所得があればそれに対して税金をかける。その金の額によつて、大きい小さいによつて税の、所得で言うなら所得税の累進が出てくる、それはよくわかるんですよ。しかしながら金の質について、どういふ方面から入つた、どういふ譲渡益であるかというところについて、税法がそこまでするというか介入するということはおかしい。税は税だから、所得のあるところへ税をかければいいのです。それがどういふ大きな開発をやるかミニ開発であるかというところの問題はむしろ建設省の問題であり、先ほど来申し上げた土地開発の問題なんです。

そこで土地開発のときには、大規模開発でなければ困るし、ミニ開発は困るし、あるいは家の建て方についても、建築基準法でいろいろ議論がやかましくありますが、細かい規定がある、当然だと思ひます。こちらで、建設省の範囲内において本格的に規制をし、パブリックコントロールを行わなければならない問題と、入った譲渡益に税金をかけるというところの問題とは質的にまるっきり違ふと思ひます。

それが、この条文をよく見ればひょっとして、高橋さん非常に頭がいい人だけれども、思ひつきで、これはちやうどいい、都市計画があるからといって、都市計画法に規定しておるような条文を

全部、「都市計画法の開発許可を受けて行ふ面積一千平方メートル以上の住宅地造成の用に供するため土地等の譲渡」とかなんとか、この条文を全部見てもらなさい、皆都市計画法を受けてきていますよ。都市計画法というのはいま言ったように、総合計画という都市計画からきておるのであつて、それはミニは困るかいろいろの問題が出るのが当然なんです。しかしながら、いまわれわれが住宅問題として問題にしておるのは二つありまして、一つは庶民の住宅をいかに確保するかという問題が一つ、それからその土地を売った人に対する税金をどうするかという問題が一つ、特に税金について言うならば、その税金を少しまけることによつてなるべく土地を早くはき出させるようにしようという土地の流動化の問題、税金の問題と、ミニ開発の問題とまるっきりそれぞれ次元が違ふのです。それをこの租税特別措置法は全く、「次に掲げる土地等の譲渡に係る長期譲渡所得」云々といふことばかりで、全部都市計画法にいまおつかふさつておる。おつかふさつておるのはいけれども、考え方の根本が、都市計画法の頭をそのまま使つておる。

そこで、私は大臣に後で詳しく報告もしてもらいたいし、大臣にも考えてもらいたいと思ひます。再開発はミニ開発は困るのですよ。ミニ開発が困るというならば、それはミニ開発が困るような規制をそちらでやればいいのです。こちらは、再開発のためあるいは住宅に供するために土地を売つて、その入つたお金に税金をかければいいのですよ。その相手が甲であるか乙であるか丙であるか、そんなことは余り関係ない。要するに入つたお金に税金をかければいいのです。ですから、それは税制が一応の政策目的を担つて立つ場合もあるから、なるべくならば公用地に土地を売るようにしようという、これが発想のもとだと思ひます。

しかし、そのときの考えは一応はよくわかるけれども、考えてみれば、まず第一に、土地売買の実態というものを考えてみると、私もいろいろ調査して見ても、いま東京では中古の住宅の売

買が五〇%を超えているのです。宅地じゃないです。だから中古の住宅の売買は五四%くらいになるのです。五〇%を超えている。しかも今度は新築住宅はどうかという、大体が平均二十坪ですよ。大きいところが二十五坪。先ほどもいろいろ議論が出ましたけれども、そういうところしかないんで、今度の政策の一つのねらいというものが住宅供給の土地の流動化を大いに図ろうというならば、庶民が使う土地、庶民が買う土地の流動化を図らなければ、三井や三菱がやるような土地の大きな開発がどうのこうのいうような議論をしてみたって次元が違ふのです。だから一つは、この租税特別措置法の改正は一体何が目的なのか。ミニ開発の抑制をしようというのが目的なのか、地価の安定を図るのが目的なのか、都市計画法に基づく開発を促進するというそれが目的なのか、あるいは私が言っておるような宅地の供給そのものが目的なのか。庶民が必要としているのは宅地の供給なんです。その宅地というのはいま言ったように、建てるときは大体二十坪、古い家で大体五十坪。それから東京都のいろいろ調べを見ても、東京都の中で大体地域によつていろいろ違ひますけれども、全体として見れば、東京都の中で二三区ですか、区の方から見ても、区内で個人宅地所有者の割合を見ると四〇・五%まで百平米以下なんです。だから、供給源が百平米以下が四〇・五%。それから、郡部は少し変わっておりますけれども、それでも二割は百平米以下なんです。だから、いまから家を建てたい、土地を買おう、サラリーマンが家を買おうといった場合に、千平米以上の土地を買おうという人は、大蔵省の局長なら買えるかも知れけれども、普通は買えません。だからそういう意味から言うと、われわれ一般庶民が買える土地の供給がふえるような、そういう手を打たなければだめです。

ところが、いま言ったように二十坪、せいぜい二十五坪だ、中古の家で五十坪だというときに、千平米だなんていう都市計画法の考え方をそのまま持つてきてここへ移して、そういう法律をつく

るといふのはどういうわけだ。いや、それはミニ開発は困るからやめろというならば、それは国土地利用計画法なり都市計画法を改めればいいでしょう。そつちを変えていられませんか。あるいは先ほど言ったように、土地の再開発を生かして、東京都はいまから三カ年か五カ年計画でこれだけ確保するんだというそういう基本政策を立てる、そういう基本的な法律体制をつくる、それは結構ですよ。ところがいま言っているように、いま必要になっているのは、われわれが言うのは庶民の住宅、それに必要な土地の供給を促進してください、流動化をさしてくださいということ。そうすると、その土地が流動化するように四〇%を二〇%にするとか二千万円を四千万円にするとかいういろいろ努力は、そういう庶民のための役に立つ土地の流動化にする、そういう法律でなければならぬ、こう思うのです。だから私に言わせると、東京都におけるサラリーマンの必要としている土地の大きさ、それから東京都で残つておる空き地という土地のあり方、その両方から考えてみて、一体何をこの法律はねらつておるのかわからな。もしミニ開発は困るというならば、ミニ開発規制の別の法律でしっかりやりなさい。庶民のための土地と言ふならば、庶民が買う土地がより多くより早く流れ出てくるような法律にしない。それにはいま言ったように、二〇%なら二〇%を――極端に言えばたしききなんかとほとんど全部要らない。公共のために必要だとか何とかというの、たとえば公用地の先買権もありませんから、そういう法律をつくつて公用地は公用地で獲得するということをはくは一つも異論はないのです。庶民の住宅という基本目的を誤つてはならぬということをおつておる。この点をひとつ伺いたい。

○高橋(元)政府委員 繰り返したたびに申し上げておつて恐縮でございますが、昭和五十年から現在の土地税制ができておまして、五年間その税制に従つて長期譲渡について所得税本則の課税を強化しておるわけでありまして、そういう状況で三

年たちまして、五十五年にこの重課規定の適用期限が来るというふうなことになるまして、それは大体地主の方々がそういうことをみんな思い、不動産の売買をしておる人がそういうことを思い、そういうことから始めて土地の売買がかなり減つてきた。それが地価の上昇を招き、また宅地の供給を減らしておる、こういう状況があると思ふのです。土地について確かに利用の基本を定める国土地利用計画法なり都市計画法なり建築基準法なりそういうものがしっかりしてなければならぬ、そういうものによつて土地利用、宅地供給、住宅建設、そういうものの骨格がつくらなければならぬ、それは私も当然だと思ふますし、現在の建設省、国土庁の方の運用もそういう方向でやっておられると思うのですけれども、たまたま税制が、五十三年度中に現在の税制を改めない、その辺のいま緊急とされておる土地の流動化というものが阻害されるのではないかと問題が非常に強くなつてまいつたわけでございます。

土地税制を五年間のうちに改定をいたしますというところでございますので、土地の供給をふやす、しかも優良な宅地の供給をふやす、地価の上昇を招かない、そういうことが一番政策的に重要なことだと思ふに思ふます。全体の土地の譲渡所得について、たとえばすべて二分の一の課税に戻つてしまふということは現在、国民が土地について持つておる特別の感情でございますとか、開発利益に対する課税のあり方でございますとか、そういうことを考えませんければ簡単に手のつかないことでありますので、現在千平米以上の土地について優良住宅地の認定または都市計画法の開発許可を受けて行かうという要件を付して、今回六項目について現在の長期譲渡所得の緩和を行ないましたのは、それによつて都市計画法の開発許可を受けて行われる場合、それから都道府県知事の認定を受けて行われる場合には、公共、公益施設の配置、それから河川、道路、学校、公園等の公共施設の管理基準、それらに照らしまして優良な住環境が保障されるということを考えて、したが

いましてそのよりどころとして千平米というものをとつたわけでございます。マンション、分譲戸建てにつきましても、ある程度のもつとりのある優良な住環境を備えるものを本制度の対象とするということで、都市計画法の都市施設の基準五十戸以上というものに準拠して決めたわけでございます。

一戸一戸が優良な住宅であるとしても、全体としてまとつた場合に一つの街区としての優良な住環境が維持される必要があるというふうな考えますが、その場合の基準として都市計画法など現行の土地利用法をよりどころにする。そのため千平米という一団地の規模を設けて、それによつて現行の諸法規の許可なり認定なり、その場合の施設基準なりというものを取り入れるということが適当であると考えてやつたわけでございます。こゝういうある程度以上のまとつた規模の団地で優良な住環境を備えておるもの、それがまた分譲されて個人に渡つていくわけでございます。昭和五十二年に私も全国にわたつて土地の譲渡について実態調査をやつてみたわけでございますが、最近の五十二年の課税状況で申しますと、たまたま現在の税制が二千万円まで二〇%比例となつておまして、それ以上四分の三割合でございます。したがつて、二〇%比例であります二千までの譲渡の件数というのは非常に多いわけなんです。全体の九割ぐらいはまづつております。しかしながらだんだん売られていく土地が細分化していくというふうなこともございます。そういう意味で、現在の住宅供給なり公用地取得の重要性にかんがみ、今回の法律をつくつて御審議をお願いしておるわけでございます。

○竹本委員 二千万円、四千万円とかいうような問題は私は一つも反対してないのです。それで結構だ。極端に言えば、むしろそれを全部に広げなければ話にならぬではないですか。それを千平米というふうなことによつて、一体庶民のそれがどれだけ助かるのですか。なるほど団地に買つて、それで団地を造成してもいい、それで団地ができ

た、それをまた小さく切って売れば間接には宅地供給にはなりますから、それも一つの役割りはありますよ。しかしながら、私が住んでいる土地を売ってやるか、あるいはその辺の空き地がサラリーマンの退職金で買える土地だから買いましょうといった場合に、売る人にも買う人にも、売る人に税金がかかれば結局買う人に転嫁されるのですから、そういうものに役に立つような税法を考えるというならばわかります、こう言うのです。それを、全然関係のないことを話しておるのは、主税局長は非常に頭はいいけれども、守備範囲を超えているのではないですか。越権行為とは申しませんが、守備範囲が違ふ。いま私が言う大事なところのミニ開発を規制するというのは、建設省のこれからの都市計画法なりあるいは国土利用計画法なりの問題だ。しかし建設省といえども私に言わせれば、今日は時間がないから申しませんが、法務省の調べたところによると、二百六十万坪の土地の移転価格なり売買価格の中で、国土利用計画法の対象になる二千平米以上のものはたつた一割しかないのです。九割はその二千平米までしかないのです。だから、日本の商取引の九割以上というものは全部小物なんです。細切れなんだ。だから、細切れはいけないと言ってみても、現実には小さいもので、ちょうど人間だつてそう、小さな人間におまえ大きくなれと言つたつてなりはしないじゃないですか。土地だつて、そこに与えられている土地が狭いながらも楽しいわが家になるといふときに、それを本人が希望してそれを買って家をつくらうというなら、その土地を供給して、売った人には税法上の特典を公平に与えてやたらいいじゃないか。しかし、その家が小さくて困るというなら、別にそういう地域には家は建てさせないとか、あるいは建築基準法でこれ以下の家は建てさせないとか、そういうことは建設省で幾らおやりになつても私は文句は申しません、こう言っているのです。

そうじゃなくて、税法の上で守備範囲を超えてそういうところに出ていくことに非常な疑問を持つておるから、この租税特別措置法の規定はただし書き以下はほとんど、要するに守備範囲以外にたまたま都市計画法が頭にぼんと浮かんできてそれをずつと移し込んだ、こういうことであつて、全く税法の根本原理に合っていない。税法というのは、団地に売ろうが、大蔵省の局長に売ろうがあるいは建設省の係長に売ろうが、そんなことは関係ないじゃないですか、売つてもうけた利益に対して税金をさかればいいのだから。相手にどうだ、いや団地に売つたところは、先ほど来いろいろ議論が出たが、優良な土地だと言われるなら、優良な土地は地価が高いのですよ。それが資本主義のプライス・メカニズムなんです。優良な土地は地価が高くなつていふ問題になつて、建設省がいろいろ答弁されましたけれども、建設省の答弁もさることながら、一番大事なことは、優良な土地は値段が高くなつていふことなんです。それが資本主義のプライス・メカニズムなんです。だから、そこまで大蔵省が干渉する必要はないのだ。優良な土地は値段が高い。高く売れて高くも買ったから、その金に税金をかけないといふのは言つていいのだから、それはそれでいいでしょう。だから、優良な土地だとかあるいはこれは係長に売る土地だからというようなことで、売つた利益に対して差別をするとはどういふことですか。お金に色がついていふか、使用目的でなぜ制限するか、そういうことがおかしいから、都市ミニ開発を抑えようとかいふたふうな都市計画の理念としては正しいのだったけれども、それをちょっと思いつきでほんとこへ税法で移し込んだために、税としては収入があつたものの所得に対して税をかけるんだから、その所得の源泉がどこから来たかということについて、しかも公であったか団地であったか係長であったかということについて差別をするということはおかしい、こう言うのです。違いますか。

○高橋(元)政府委員 土地についての譲渡の税負担を軽減をいたします、それを限定的に軽減をいたしますわけでございますから、その場合に、誘導するような政策効果というものを頭の中に置かなければならない、その誘導すべき政策効果の対象というのが優良な住宅地ということでございます。一軒一軒の家が、先ほども申し上げたことですが、非常に優良な住宅でありまして、全体としてまとまつた一つの街区として優良な住環境を維持されるというのが、これからの都市環境のあるべき姿かというふうな私ども素人なりに思うわけでございますが、そういうものに役立たせていきますためには、一定の施設基準というものが保障される必要がある、その施設基準というものを現在都市計画法なり国土利用計画法なりでいろいろ設定しておられるわけで、それが実質的に担保されるものとして開発許可なり優良住宅地の認定なり優良住宅の認定の制度というものがあつたわけでございまして、そういう開発許可なり認定制度をかぶるような住宅地の供給、これは売られる方は百平米ずつ売つて集めて千平米になつても一向構わないわけでございます。構わないわけでございますが、それがつくられて宅地になつていく段階で施設基準というものは、くどいようで恐縮でございますが、保障されるために、現在六通りの項目を選びまして、その三つが公的な取得の促進であり、三つが優良住宅地ないし優良住宅の供給につながる、こういうことになつたわけでございます。

○竹本委員 これは発想の根本が違つていふのですから、なかなかむづかしいと思うのですけれども、私はどうしてもこれは納得できない。各野党の同志の皆さんにもいろいろと御相談をしてみたい、こう思つていふのです。

というの、発想の根本が間違つていふ。いまもお話になりましたように、全体としてまとまつていい住宅地域になるのだというならば、その地域は高く売れますよ。あるいは高く買えばいいです。それを大蔵省が何も干渉する必要はない。むしろ建設省が、そういうまとまつたところはいいい住宅地になりますから、こういうところを指定して、ドイツなんかでは住宅地として住宅しか使われないようになっていふでしよう、そういうことをやればいいです。だから、それは都市計画なりあるいは国土利用計画の方で、あるいはさらには建築基準法で幾らでも規制をしない、それは結構です。そこで全体としての調和がとれたような美しい都市づくりをやればいいです。しかしそのことと、そこへ土地を提供した人の税金と、そうでないところのサラリーマンに売つた土地のよつて得た譲渡益に対して差別をつけないければならぬというところは、税の公平の原則から言つても非常におかしい理由がないですよ。金に色がついていないのだから理由がない。

そういう意味で私は、あくまでもいい土地というならば、先ほど来言うように、それは建設省が歓迎し、あるいは国民、市民が歓迎するような土地は値段が上がるはずなんです。高く売れるはずなんです。それでちゃんと段階がついていふのです。それでちゃんと段階がついていふ。大蔵省が税を少しまけるとかまけないとか言わなくても、土地がちゃんと上がつて値段が高くなつていふのです。それをだから、資本主義である以上はプライス・メカニズムに第一に任せなさい。プライス・メカニズムに任せ切れないで、こはは乱開発しては困るというならば、それは建設省の守備範囲だから、建設省が都市計画法なり国土利用計画法なりで幾らでも規制をしない。大蔵省の守備範囲は、それらのものに売つた土地に対する譲渡益に対して税金をかければそれでいいのですということを言つていふのです。

そうして最後に私が言うのは、いまのこの制度をつくつたおかげで、それじゃ一体だれが幾ら助かるかということになると、ほとんどサラリーマンには関係ないようなことになつてしまひはしないか。間接にはもちろんありますよ、しかし直接必要なことは、先ほども申しましたように、新築しても二十坪か二十五坪しか建てられない人たちが土地がなくて、いまはむしろ土地が御承知のように東京都は九・八%が上がつたでしよう。あれは平均ですからね。実際は五割上がったところも

あるのですよ。それなのにどんな土地が上がるというの、これからインフレにもなるだろうというところで、またいろいろ期待権もあってどんな土地が上がるのだけれども、いずれにしても、土地がないということが一番住宅問題の悩みなんです。その流動化する土地というのは、小さな三十坪か五十坪の土地が流動化してこなければ意味がないのです。百坪、千平米の話をしたって全然次元が違う話をしておられるのではないかとこのことを言っている。

時間も大体参りましたから、そういう意味で、これは一遍でなかなかばくは解決できないように思うが、政務次官どうですか、ぼくの言う意味を、いま言ったポイントについて第三者として一遍ゆっくり考えてもらいたいです。

○林(義)政府委員 第三者として考えろというお話でございますが、私もいまのお話を聞かしていただきまして、率直に申し上げたいと思いますが、最初にお話ございましたとおり、土地政策をどうするか、土地バンクをどうするかとか公有をどうするかいろいろなことがあるからという話から始まったわけでありまして。現在われわれ思っておりますのは、土地について私的所有権というものを認めるというたてまえでやっておりますし、その中において都市再開発をどう進めていくかというのが問題だろうと思っております。いろいろな優良宅地をつくるということは、一つのいまの政策の大きな目標でもありますし、これをやっていかなければならないということでありましたならば、まず何をしておいても、そこにいろいろな優遇策を講じていこう。予算におきましても環境整備のための費用を出すというふうなこともやっておりますし、また、今度つくった税制でもいろいろなとめんどろを見ていくというのにもまさに政策税制のたぐいであらうと私は思います。

竹本先生おっしゃるとおり、金は土地を売ったら、十坪売ろうと百坪売ろうと千坪売ろうと同じではないか、それは同じように税金をかければいい、確かにそれは御議論だと思いますが、その中

で、いまやらなければならない住宅政策ないしは都市再開発政策の推進ということでこの制度をいま御提案申し上げておるわけでございます。先生の御議論いろいろありますし、私もいろいろと勉強させてもらっておりますし、松下さんの国土創成論などというの也非常におもしろい考え方でありまして。最近は何か聞きますと、ブラジルに日本の土地をつくる、ブラジルへ行つて土地を買った方がいいのだというふうなお話もありますし、いろいろなことを考えていかなければならない。これから当委員会におきましてもいろいろと御指導のほどを心からお願ひいたしたいと思ひますし、いま提案しておりますところのこの問題は、先ほど来申し上げておりますように、優良な宅地をつくる、それから公のために使うところのものについてできるだけ早く土地が取得できるようにやろうという制度であることを重ねて申し上げます、答弁いたします。

○竹本委員 これで終わりますが、最後にもう一度申し上げておきます。

次元が違ふものを一緒に持ってきてごたごたな租税特別措置法のこの条文は、私は、高橋さん十分敬意を払っている人だけれども、絶対に納得はできません。それからもう一つは、いま言ったように、庶民の一番必要な住宅が建設できるように土地の供給を流動化させるという一つの目的もこれあってそういうようなことを考えられたのだけれども、それが大きなものにだけ偏り過ぎています。一番大事な庶民の層、そういうものに対する考え方はほとんど配慮が足りないという点で、二重に納得ができませんので、この条文だけは絶対にいだけないということだけ申し上げて、なお後お互いに、それはもつとい知恵を出せるものならば出せるようによく御相談をしたい。

以上で終わります。

○加藤委員長 次回は、来る二十三日金曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時二十三分散会

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に、「及び譲渡所得」を「及び譲渡所得等」に、「第三十一条の三」を「第三十一条の四」に、「第九款その他の特例(第三十八条―第四十条の三)」を「第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例十款 その他の特例(第三十八条―第四十条の三)(第三十七条の五)」に、「第四十一条の十四」を「第四十一条の十五」に、「第四十二条の三」を「第四十二条の三・第四十二条の四」に改める。

第七條の二を次のように改める。
(特殊の外貨借入金等の利子の非課税)

第七條の二 国若しくは日本銀行又は外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十一条に規定する外国為替公認銀行が、昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に外国政府又は外国法人である政令で定める金融機関から借入れ、又は預入を受ける外国通貨による借入金又は預入金(当該外国為替公認銀行が借入れ、又は預入を受けるものにあっては、その債務につき政府が保証しているものに限り、)につき、当該外国政府又は外国法人である政令で定める金融機関に対して支払う利子については、所得税を課さない。この場合においては、前条ただし書の規定を準備する。

第八條の見出し中「金融機関」を「金融機関等」に改め、同条第一項第三号中「利子」を「利子(政令で定めるものを除く。)」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。
4 前項の規定は、証券業者等が第一項第一号に規定する利子につき支払を受ける場合について

準用する。この場合において、前項中「又は収益の分配のうち同項」とあるのは、「のうちの第二項」と読み替へるものとする。
第八條第一項の次に次の一項を加える。
2 証券業者又は証券金融会社で政令で定めるもの(第四項において「証券業者等」という。)が支払を受ける公社債の利子で前項第一号に掲げるものについては、所得税法第七十四條、第七十五條、第七十八條、第七十九條及び第二百二十二條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第十條の二の見出し中「特定機械設備等」を「産業転換設備等」に改め、同条第一項中「昭和五十四年四月一日から昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日」に、「特定機械設備等」を「産業転換設備等」に、「貸付けの用に供した場合を除くもの」とし、第五号に掲げる個人にあっては同号に掲げる機械及び装置を第十二條の三第一項に規定する「特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十四年法律第四十四号)第二条第一項各号に掲げる業種(以下この項において「構造不況業種」という。))以外の業種に属する」に改め、同項各号を次のように改める。
一 特定不況産業安定臨時措置法第二条第一項に規定する特定不況産業に属する事業を営むものとして政令で定める個人(次号及び第三号に掲げる個人に該当するものを除く。構造不況業種以外の業種に属する事業の用に供する機械及び装置並びに次条第一項の表の第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる減価償却資産(次号において「特定設備等」という。))に該当するその他の減価償却資産

二 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十四年法律第八十四号)第三条第一項の規定を受けた同法第二条に規定する中小企業者又は円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第二号)第三条第一項の規定を受けた同法第二条に規定する中小企業

三 中小企業事業轉換対策臨時措置法第三条第

一項第一号又は第二号の規定に基づき指定された業種に属する事業、昭和五十五年三月三十一日までに円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第三条第一項第一号又は第二号の規定に基づき指定された業種に属する事業その他最近における内外の経済的事情の著しい変化に対処して緊急に構造改善を図ることが必要であると認められる事業として政令で定めめる事業を営む中小企業者として政令で定めめる個人（前号に掲げる個人に該当するものを除く。）同号に掲げる減価償却資産

第十條の二第二項及び第六項中「特定機械設備等」を「産業転換設備等」に改める。

第十一条第一項中「第八号」を「第七号」に改め、同項の表の第七号を削り、同表の第八号を同

三 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第十一條第一項の規定により工業開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区

の事業

機械及び装置並びに工場の建物及びその附屬設備

四分の一（建物及びその附屬設備については、六分の一）

表の第七号とし、同表の第九号を同表の第八号とする。

第十二条第一項中「掲げるものが」の下に「昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に」を加える。

第十條の二第二項の表の第一号中「又は農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第二項」を「農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第二項」に改め、「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は特定不況地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第百六号）第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を加え、同表の第二号中「又は沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第十一条第一項の規定により工業開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区」を削り、「六分の一」を「八分の一」に改め、同表の第三号を同表の第四号とし、同表の第二号の次に次の一号を加える。

り計算した償却費の額とその取得価額の四分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該医療用機器の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

(産地中小企業者の事業合理化用機械等の特別償却)

第十二条の四 青色申告書を提出する個人で昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第 号）第四条第一項に規定する事業合理化計画（同項に規定する新商品品若しくは新技術の開発若しくは企業化、需要の開拓、設備の設置又は事業の転換に関し定めら

た同法第二条に規定する中小企業者であるもの
が、当該事業合理化計画を実施する期間として
当該事業合理化計画に定める期間（当該期間が

五年を超えたる場合には、当該其年の開始の日から同日以後五年を経過する日までの期間内に当該事業合理化計画に定める機械及び装置並びに建物及びその附属設備のうち政令で定めるものでその製作若しくは建設の後使用されたことのないもの（第十四条から前条までの規定の適用

用を受けるものを除く。以下次項までにおいて「事業合理化用機械等」という。）を取得し、又は事業合理化用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業（事業に準ずるもの）に用いるもの（第一）を前項の事業用機械等とする。

のとして政令で定めるものを含む。）の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該事業合理化用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該事

人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業合理化用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

を受ける事業合理化用機械等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは「第十二条の四第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「事業の用」とあるのは「事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の用」と、「事業所得の金額」とあるのは「不動産所得の金額又は事業所得の金額」と読み替えるものとする。

第三十一条第三項の規定に、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第十二條の四に改め、同項第一号中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、「(当該特定業種のうち繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)第二條第一項に規定する繊維工業に該当する業種を除く

く。）」を削り、「承認前に中小企業近代化促進法第四條第一項」を「承認前に同項」に改め、同項第二号中「において繊維工業構造改善臨時措置法」の下に「昭和四十二年法律第八十二号」を加え、

「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改め、同条第二項第二号中「昭和五十三年までの各年」を「当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年（昭和五十八年までの各年に限る。）」に改める。

号) 第四条第二項に規定する都市計画区域内に改め、「限り、当該貸家住宅」の下に、「その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十二条の四の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、「同法第四十九条第一項」を「所得税法第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条の二」の下に「若しくは第十二条の四」を加える。

第十五条第一項中「計算上当該特定備蓄施設等」の下に「その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十二条の四の規定の適用を受けるものを除く。」を加える。

第十六条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める。

第十六条の二第一項中「(昭和五十四年法律第八十四号)」を削り、「工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号) 第五条第一項又は工場立地法(昭和四十四年法律第二十四号) 第十四条第一項」を「又は工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号) 第五条第一項」に、「移転及び整備」を「及び移転」に改め、同項第五号を削る。

第十八条第一項に次の一号を加える。
四 産地中小企業対策臨時措置法第三条第一項に規定する振興計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に關し定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同項に規定する産地組合 同法第七条第一項に規定する負担金

第十九条第一項中「各年」を「昭和五十四年から昭和六十三年までの各年」に、「この条」を「この項」に、「におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額の百分の九十八(国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの(次項において「価格変動の著しい物品」という。))については、百分の九十五)に相当する金額を控除した金額(当該金額)」に「において有するたな卸資産の次の各号に掲げる区分

に従い当該各号に定めるところにより計算した金額の合計額(当該合計額)」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 たな卸資産のうち次号に掲げるものの以外のものについては、次のイからホまでに掲げる年分の区分に応じ、その年十二月三十一日における当該たな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額に次のイからホまでに掲げる割合を割合を乗じて計算した金額を控除した金額
 - イ 昭和五十四年分 百分の九十八・三
 - ロ 昭和五十五年分 百分の九十八・六
 - ハ 昭和五十六年分 百分の九十八・九
 - ニ 昭和五十七年分 百分の九十九・二
 - ホ 昭和五十八年分 百分の九十九・六
 - 二 たな卸資産のうち国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの(以下この号において「価格変動の著しい物品」という。)については、次のイからヌまでに掲げる年分の区分に応じ、その年十二月三十一日における当該価格変動の著しい物品の帳簿価額の合計額から当該合計額に次のイからヌまでに掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した金額
 - イ 昭和五十四年分 百分の九十五・四
 - ロ 昭和五十五年分 百分の九十五・八
 - ハ 昭和五十六年分 百分の九十六・二
 - ニ 昭和五十七年分 百分の九十六・六
 - ホ 昭和五十八年分 百分の九十七
 - ヘ 昭和五十九年分 百分の九十七・五
 - ト 昭和六十年分 百分の九十八
 - チ 昭和六十一年分 百分の九十八・五
 - リ 昭和六十二年分 百分の九十九
 - ヌ 昭和六十三年分 百分の九十九・五
- 第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第四項とする。
- 第二十条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」

を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第二十条の二を次のように改める。

(プログラム準備金)

第二十条の二 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和五十四年から昭和五十六年までの各年(事業の全部を譲

渡し、又は廃止した日の属する年を除く。)において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の金額をプログラム準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

個	人	費	用	金	額
一 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号) 第二条第三項に規定するソフトウェア業(以下この条において「ソフトウェア業」という。)を営む個人		同条第二項に規定するプログラム(以下次号までにおいて「プログラム」という。)のうち同法第三条第一項第二号に掲げるプログラム及びこれに準ずるものとして政令で定めるプログラム(以下この号において「汎用プログラム」と総称する。)の開発に要する費用	その年分の事業所得に係る総収入金額のうち汎用プログラムで当該個人が開発したものとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額		
二 ソフトウェア業を営む個人(当該ソフトウェア業と電子計算機の販売又は貸付けの事業とを併せ営むものを除く。)のうち、相手方との間に締結した契約に基づき、その作成に係るプログラムの欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修を行っているもの		当該プログラムの補修に要する費用	その年分の事業所得に係る総収入金額のうち当該プログラムの作成に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の〇・五に相当する金額		

2 前項に規定する個人のその年の十二月三十一日において、前年から繰り越されたプログラム準備金の金額(その日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうちにその積立てをした年の翌年一月一日から四年を経過したもの(以下この項において「据置期間経過準備金」という。)がある場合

3 第一項のプログラム準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することと

合には、当該据置期間経過準備金については、その積立てをした年別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした年分の事業所得の金額の計算上前項の規定により必要経費に算入された金額の四分の一に相当する金額(当該四分の一に相当する金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額に相当する金額)を、それぞれ、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第一類第五号 大蔵委員会議録第五号 昭和

十四年二月二十一日

十一 条の三とする。

個人が、昭和五十四年一月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの間に、その有する土地等で昭和五十四年一月一日前に取得したもの（被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものその他の政令で定めるものを除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡が特定市街化区域農地等の譲渡で当該特定市街化区域農地等を宅地の用その他の政令で定める用途に供するためのものである（当該譲渡につき農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第一項第三号の届出を要する場合を除く。）当該届出がされた後に行つたものに限る。）に該当するときは、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十四年分及び昭和五十五年分の所得税については、第三十一条第一項第一号中「二千万円」とあるのは「四千万円」と、「百分の二十」とあるのは「百分の十五」と、同項第二号中「二千万円」とあるのは「四千万円」と、「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十に相当する」として、同条の規定を適用するものとし、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十六年分の所得税については、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十五年分の所得税の例による。

第三十一条の次に次の一条を加える。
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)
第三十一条の二 前条第一項の場合において、同項の譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当するものがあるときは、その年中の同項の譲渡（次の

条第一項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）による譲渡所得については、前条第一項の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得税の額は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の当該各号に掲げる金額に相当する額とする。
一 その年中の前条第一項の譲渡の全部が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
イ 当該課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額
ロ 当該課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
(1) 八百万円
(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 その年中の前条第一項の一部が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
イ 当該課税長期譲渡所得金額のうちその年中の前条第一項の譲渡で優良住宅地等のための譲渡以外のものに係る部分の金額（以下この号において「一般課税長期譲渡所得金額」という。）が二千万円以下で、かつ、当該課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等のための譲渡に係る部分の金額（以下この号において「特定課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額（当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円を超えていない場合には、二千万円。以下この号において「一般比例課税金額」という。）と特定課税長期譲渡所得金額（当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円を超えていない場合には、当該課税長期譲渡所得金額に相当する金額）との合計額の百分の二十に相当する金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合又は当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が二千万円以下で特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額を超える場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる金額の合計額
(1) 一般課税長期譲渡所得金額（当該一般課税長期譲渡所得金額が二千万円を超えていない場合には、二千万円。以下この号において「一般比例課税金額」という。）と特定課税長期譲渡所得金額（当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円を超えていない場合には、当該課税長期譲渡所得金額に相当する金額）との合計額の百分の二十に相当する金額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「二分の一（租税特別措置法第三十一条の二第一項第二号イ（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）に規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する金額）については、四分の三」と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち一般比例課税金額と特定比例課税金額との合計額を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものをいう。
一 土地等の譲渡で国又は地方公共団体に対するもの

二 日本住宅公団、宅地開発公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの

三 土地等の譲渡で第三十三條の四第一項に規定する収用交換等によるもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

四 都市計画法第二十九條又は同法附則第四項の許可（以下この項において「開発許可」という。）を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（同法第四十四條に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位を承継した個人。第四項において同じ。）又は法人（同条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である法人又は当該地位を承継した法人。第四項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル以上のものであること。
ロ 当該一団の宅地の造成が当該開発許可の内容に適合して行われると認められるものであること。

五 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第四項において同じ。）又は法人（当該造成を行う法人の合併に

よる消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第二十一条に規定する合併法人が当該造成を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人。第四項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル以上のものであること。

ロ 都市計画法第四十二条に規定する都市計画区域内において造成されるものであること。

ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。

六 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第四項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第二十一条に規定する合併法人が当該建設を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人。第四項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 一団の住宅にあつてはその建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること。

ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては住居の用途に供する独立部分（建物の区分所有等

に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。）が三十以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。

ニ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事（当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が千平方メートル未満のものにあつては、市町村長）の認定を受けたものであること。

3 第一項の規定は、前条第一項の場合において、同項の譲渡で確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）内に前項第四号から第六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定であると認められることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものをいう。第六項において同じ。）に該当するものがあるときについて準用する。この場合において、第一項中「優良住宅地等のための譲渡」とあるのは「第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡」と、「その年中の同項」とあるのは「その年中の前条第一項」と読み替へるものとする。

4 前項の規定の適用を受けた者から同項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした第二項第四号若しくは第五号の造成又は同項第六号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が前項に規定する期間内に第二項第四号から第六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、当該前項の

規定の適用を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなった当該譲渡についてその該当することとなったことを証する大蔵省令で定める書類を交付しなければならない。

5 第三項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡に係る前項に規定する書類の交付を受けた場合には、納税地の所轄税務署長に対し、大蔵省令で定めるところにより、当該書類を提出しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に第二項第四号から第六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該期間を経過した日から四月以内に第三項の規定の適用を受けた譲渡のあつた日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。この場合において、その該当しないこととなつた譲渡は、同項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

7 前項の場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

8 第六項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第六項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第六項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正について、は、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期

限」とあるのは「租税特別措置法第三十一条の二第六項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第三十二条第四項中「同条第三項中」を「同条第三項第一号中（第三十一条第一項（長期譲渡所得の特例）（同法第三十一条の二（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例）又は第三十一条の三（特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例）の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）とあるのは「第三十二条第一項又は第二項（短期譲渡所得の特例）」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第三号中「改め、長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」とを削る。

第三十三条第一項中「買取」を「買取り」に、「買入」を「買入れ」に、「こえる」を「超える」に改め、「第三十一条」の下に「（第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。第三十三条の四第一項第一号、第三十四条第一項第一号、第三十四条の二第一項第一号、第三十四条の三第一項第一号、第三十五条第一項第一号及び第三十八条第一項第一号を除き、以下第三十八条までにおいて同じ。）」を加える。

第三十三条の六第二項中「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める。

第三十四条の二第二項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）第十九条第一項第八号に規定する石油の

備蓄に必要な施設で政令で定めるものの用に供するために土地等が石油公団に買い取られる場合

第三十四条の二第二項に次の一号を加える。

十六 自然公園法第四十一条に規定する都道府

県立自然公園の区域内のうち同法第四十二条

第一項に規定する条例の定めるところにより

特別地域として指定された地域で、当該地域

内における行為につき同法第四十二条第一項に

規定する特別地域内における行為に関する同

法第二章第四節の規定による規制と同等の規

制が行われている地域として環境庁長官が認

定した地域内の土地又は自然環境保全法第四

十五条第一項に規定する都道府県自然環境保

全地域のうち同法第四十六條第一項に規定す

る条例の定めるところにより特別地区として

指定された地区で、当該地区内における行為

につき同法第二十五條第一項に規定する特別

地区内における行為に関する同法第二章第二

節の規定による規制と同等の規制が行われて

いる地区として環境庁長官が認定した地区内

の土地が地方公共団体に買い取られる場合

第三十七條の三第二項中「第十二條の三」を「第

十二条の四」に改める。

第二章第四節中第九條を第十條とし、第八條の

次に次の一款を加える。

第九條 有価証券の譲渡による所得の

課税の特例

(有価証券の譲渡による所得の課税の特例)

第三十七條の五 次に掲げる所得については、所

得税法第九條第一項第十一号の規定は、適用し

ない。

一 同一銘柄の株式又は出資を相当数譲渡した

ことによる所得として政令で定めるもの(所

得税法第九條第一項第十一号イからニまでに

掲げる所得に該当するものを除く。)

二 証券取引所が特定の銘柄の株式につき価格

の変動その他売買状況等に異常な動きをもた

らす要因となると認められる相当数の買集め

があり、又はその疑いがあると認められると

して指定した場合における当該株式の相当数

の売買による所得として政令で定めるもの

(前号又は所得税法第九條第一項第十一号イ

若しくはロに掲げる所得に該当するものを除

く。)

2 前項第一号又は第二号に掲げる所得の基因と

なる株式若しくは出資の譲渡又は株式の売買の

場合において、所得税法第九條第二項第三号の

規定の適用については、同号中「ニまで」とあ

るの「ニまで」又は租税特別措置法第三十七條

の五第一項第一号若しくは第二号(有価証券の

譲渡による所得の課税の特例)と、「又は譲渡」

とあるのは、「若しくは譲渡又は株式若しくは出

資の譲渡若しくは株式の売買」とする。

第四十一條の三第三項第二号中ホをヘとし、ニ

の次に次のように加える。

ホ 住宅金融公庫若しくは沖繩振興開発金融

公庫から勤労者財産形成促進法第十條第一

項本文の貸付けで第一項第四号に掲げる要

件を満たすもの又はこれらの貸付け及び支

払者等若しくは貯蓄取扱機関から、若しく

は貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関

から同号に掲げる要件を満たす貸付けを受

けて支払う方法

第四十一條の九第一項並びに第四十一條の十一

第一項及び第二項中「昭和五十四年十二月三十一

日」を「昭和五十六年十二月三十一日」に改める。

第二章第六節中第四十一條の十四を第四十一條

の十五とし、第四十一條の十三の次に次の一款を

加える。

(同居する老親等に係る扶養控除の特例)

第四十一條の十四 居住者の有する所得税法第二

條第一項第三十四号の二に規定する老人扶養親

族が当該居住者又は当該居住者の配偶者の直系

尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のい

ずれかとの同居を常況として居る者である場合

には、当該老人扶養親族に係る同法第八十四條

第三項に規定する扶養控除の額は、同條第一項

の規定にかかわらず、同項の金額に五万円を加

算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税

法の規定の適用については、次の表の上欄に掲

第八十五條第三項	
老人扶養親族若しくはその他の扶養親族	租税特別措置法第四十一條の十四第一項(同居する老親等に係る扶養控除の特例)に規定する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族
第百九十九條第二号ハの規定	
老人扶養親族	及租税特別措置法第四十一條の十四第一項(同居する老親等に係る扶養控除の特例)の規定
第百九十四條第一項第五号	租税特別措置法第四十一條の十四第一項(同居する老親等に係る扶養控除の特例)に規定する老人扶養親族又はその他の老人扶養親族

第四十二條の三第一項中「第六十六條の五」を

「次条」に改め、第三章第一節の二中同条の次に

次の一款を加える。

(産業転換設備等取得した場合の法人税額の特別控除)

第四十二條の四 青色申告書を提出する法人で次

の各号に掲げるものが、昭和五十四年四月一日

から昭和五十六年三月三十一日までの間にその

製作若しくは建設の後事業の用に供されたこと

のない当該各号に掲げる減価償却資産(以下こ

の条において「産業転換設備等」という。)を取

得し、又は産業転換設備等を製作し、若しくは

建設して、これをその取得し、又は製作し、若

しくは建設した日から一年以内に法人税法の施

行地にある当該法人の事業の用に供した場合(特

定不況産業安定臨時措置法第二條第一項各号に

掲げる業種(以下この項において「構造不況業

種」という。)以外の業種に属する事業の用に供

した場合に限る。)には、その事業の用に供した

日を含む事業年度(解散(合併)による解散を除

く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年

度を除く。以下この条において「供用年度」と

いう。)の所得に対する法人税の額(この条及び

前条並びに法人税法第六十七條から第七十條の

ける同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える

ものとする。

二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び第三項において同じ。)からその事業の用に供した産業転換設備等(次条から第四十六條まで、第四十九條、第五十一條若しくは第五十二條の二又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の取得価額の合計額(第一号に掲げる法人(政令で定める中小企業者に該当する法人を除く。)にあつては、当該産業転換設備等のうち次条第一項の表の第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる減価償却資産(以下次項までにおいて「特定設備等」という。)に該当するもの以外のものの取得価額の合計額が対象資産基準額を超える場合には、その超える金額を控除した金額)の百分の十に相当する金額(以下この条において「投資税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における投資税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 特定不況産業安定臨時措置法第二条第一項に規定する特定不況産業（次項において「特定不況産業」という。）に属する事業を営むものとして政令で定める法人（次号及び第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）構造不況産業以外の業種に属する事業の用に供する機械及び装置並びに特定設備等に該当するその他の減価償却資産

二 中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者又は円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者 構造不況産業以外の業種に属する事業の用に供する機械及び装置、工具並びに器具及び備品で政令で定めるもの並びに特定設備等に該当するその他の減価償却資産

三 中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項第一号又は第二号の規定に基づき指定された業種に属する事業、昭和五十五年三月三十一日までに円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第三条第一項第一号又は第二号の規定に基づき指定された業種に属する事業その他最近における内外の経済的事情の著しい変化に対処して緊急に構造改善を図ることが必要であると認められる事業として政令で定める事業を営む中小企業者又は農業協同組合等（第四十五条の二第二項に規定する農業協同組合等をいう。）として政令で定める法人（前号に掲げる法人に該当するものを除く。）同号に掲げる減価償却資産

2 前項に規定する対象資産基準額とは、当該法人の昭和五十五年五月十五日を含む事業年度の直前の事業年度終了の時点における確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている機械及び装置の帳簿価額のうち特定不況産業に属する事業の用に供されていた機械及び装置に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（同項の規定の適用を受けようとする事業年度前の各事業年度において事業の用に供した産業転換設備等（その供用年度において特定設備等に該当するものを除く。）につき既に同項の規定の適用を受けている場合には、その適用を受けている当該産業転換設備等の取得価額の合計額に相当する金額を控除した残額）をいう。

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した産業転換設備等につき第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

7 第一項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の四（産業転換設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の四（産業転換設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の四（産業転換設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第七十二条の次に次の一項を加える。

第四十二条の四（産業転換設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第七十二条の次に次の一項を加える。

三 沖繩振興開発特別措置法第十一条第一項の規定により工業開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区

3 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に、その製作後事業の用に供されたことのない医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（前三条若しくは第一項又はこれらの規定に係る第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

へ 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する事業年度
百分の九十七・五
ト 昭和六十年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する事業年度
百分の九十八
チ 昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度
百分の九十八・五
リ 昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度
百分の九十九
ヌ 昭和六十四年四月一日から昭和六十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度
百分の九十九・五

三 たな卸をすべき株式については、前号のイからヌまでに掲げる事業年度の区分に応じ、当該事業年度終了の日における当該株式の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該株式の価額（証券取引所に上場されているものについては、政令で定める価額。次号において同じ。）の合計額のうちいずれか少ない金額に前号のイからヌまでに掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した金額
四 たな卸をすべき株式以外の株式については、第二号のイからヌまでに掲げる事業年度の区分に応じ、当該事業年度終了の日における当該株式の帳簿価額の合計額が同日における当該株式の価額の合計額に同号のイからヌまでに掲げる割合を乗じて計算した金額を超える場合のその超える金額

第五十六条の七第二項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同日前五年以上」を「同日前四年以前」に改める。
第五十六条の八第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。
第五十六条の九を次のように改める。
第五十六条の九 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで

第二項 前項に規定する法人の各事業年度終了の日に、前事業年度から繰り越されたプログラム準備金の金額（その日まで次に次項の規定により利益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により利益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除し

法	人	費	用	金	額
一 情報処理振興事業協会等に関する法律第二条第三項に規定するソフトウェア業（以下この条において「ソフトウェア業」という。）を営む法人		同条第二項に規定するプログラム（以下次号までにおいて「プログラム」という。）のうち同法第三條第一項第二号に掲げるプログラム及びこれに準ずるものとして政令で定めるプログラムの開発（以下この号において「汎用プログラム」と総称する。）の開発に要する費用			
二 ソフトウェア業を営む法人（当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とを併せ営むものを除く。）のうち、相手方との間に締結した契約に基づき、その作成に係るプログラムの欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修を行っているもの		当該プログラムの補修に要する費用			
		当該事業年度における当該プログラムの作成に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の〇・五に相当する金額			

の間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりプログラム準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てた事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第三 第一項のプログラム準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定するプログラム準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 ソフトウェア業を廃止した場合 当該廃止の日におけるプログラム準備金の金額
二 解散した場合 当該解散の日におけるプログラム準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）
三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合においてプログラム準備金の金額を取り崩した場 合、その取り崩した日におけるプログラム準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
四 第一項のプログラム準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基 因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）におけるプログラム準備金の金額は、政令で定めるところにより、そ

の所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された当該プログラム準備金として積み立てた金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第五十五 大蔵委員会議録第五号 昭和五十四年二月二十一日

第二項 前項に規定する法人の各事業年度終了の日に、前事業年度から繰り越されたプログラム準備金の金額（その日まで次に次項の規定により利益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により利益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除し

の間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりプログラム準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てた事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第三 第一項のプログラム準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定するプログラム準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

の日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該プログラム準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項から第十四項までの規定は、第一項のプログラム準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第六項」とあるのは、「第五十六条の九第二項」と読み替えるものとする。

第五十七条の三第一項中「自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任保険並びに」を削り、「地震保険を除く」の下に「ものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限り」を加え、同項に次の一号を加える。

九 森林組合法第百一条第一項第十三号に掲げる事業を行う森林組合連合会 同法第百九条

第一項において準用する同法第二十條

第五十八条第一項中「及び第四号」を削り、「百分の二十」を「百分の十」とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に改める。

第六十一条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「第六十六條第一項第三号」を「第六十六條第一項第一号」に改め、同項第一号中「ハまで」を「ニまで」に、「超える部分」を「超え一億七千五百万円に達するまで」に改め、同号にニとして次のように加える。

ニ 控除対象留保金額から二分の一控除対象額を控除した残額のうち一億七千五百万円

を超える部分の金額 五分の一

第六十一条第一項第二号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、「三分の一控除対象額を控除した残額」の下に「のうち一億円に達するまでの金額」を加え、同号にハとして次のように加える。

ハ 控除対象留保金額から三分の一控除対象額を控除した残額のうち一億円を超える部分の金額 五分の一

第六十一条第一項第三号中「一億円」を「二億円」に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額が一億円以上で、かつ、二億円に満たない場合 控除対象留保金額を次のイ及びロに掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれイ及びロに掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額

イ 二億円から当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額を控除した残額（以下この号において「四分の一控除対象額」という。）に相当する金額に達するまでの金額 四分の一

ロ 控除対象留保金額から四分の一控除対象額を控除した残額 五分の一

第六十二条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「四百万円に当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額及び資本積立金額の合計額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人については、政令で定める金額）の十万分の二十五に相当する金額を加算した金額」を「二百万円（当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人については、政令で定める金額。以下この項において同じ。）が千万円以下である法人については四百万円とし、当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額が千万円を超え、かつ、五千万円以下である法人については三百万円とする。）」に改める。

に、「百分の八十五」を「百分の九十」に改める。

第六十三条第三項第四号中「附則第四項」を「同法附則第四項」に改め、「次に掲げる要件」の下に「当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及びロに掲げる要件」を加え、同項第五号中「次に掲げる要件」の下に「当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件」を加え、同条第六項第二号を次のように改める。

二 第四十二条の三の規定の適用については、同条第一項中「及び次条」とあるのは、「次条及び第六十三条」とし、第四十二条の四の規定の適用については、同条第一項中「及び前条」とあるのは、「前条及び第六十三条」とする。

第六十四条第六項中「資産については、」の下に「第四十二条の四並びに」を加え、「第四十五条の二」を「第四十五条の三」に改め、「並びに第六十六条の五」を削る。

第六十五条の四第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 石油公団法第十九条第一項第八号に規定する石油の備蓄に必要な施設で政令で定めるものの用に供するために土地等が石油公団に買い取られる場合

第六十五条の四第一項に次の一号を加える。

十六 自然公園法第四十一条に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち同法第四十二条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第七十七条第一項に規定する特別地域内における行為に関する同法第二章第四節の規定による規制と同等の規制が行われている地域として環境庁長官が認定した地域内の土地又は自然環境保全法第四十五条第一項に規定する都道府県立自然環境保全地域のうち同法第四十六条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地区として

指定された地区で、当該地区内における行為につき同法第二十五条第一項に規定する特別地区内における行為に関する同法第四章第二節の規定による規制と同等の規制が行われている地区として環境庁長官が認定した地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合

第六十五条の七第七項中「資産については、」の下に「第四十二条の四並びに」を加え、「第四十五条の二」を「第四十五条の三」に改め、「並びに第六十六条の五」を削る。

第六十六条第一項中「みたす」を「満たす」に、「行ない」を「行い」に、「こえる」を「超える」に、「附した」を「付した」に、「附記」を「付記」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第六十六条の二中「前条第一項第三号」を「前条第一項第一号」に改める。

第六十六条の三第一項中「みたす」を「満たす」に、「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第六十六条の五を次のように改める。

第六十六条の五 削除

第六十六条の十第一項に次の一号を加える。

四 産地中小企業対策臨時措置法第三条第一項に規定する産地組合 同項の承認に係る振興計画において定められている同項に規定する新商品又は新技術の開発に関して行い試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十一中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、「及び新型転換炉」を削る。

第六十六条の十三第一項中「営む法人が」の下に「昭和五十四年四月一日から昭和六十八年三月三十一日までの期間内の日を含む」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第六条第一項に規定する元利補給金及び元利補給金」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第六十七条第一項中「第二十六条第一項各号に

掲げる給付又は医療若しくは助産」を「第二十六条第一項に規定する社会保険診療」に、「金額がある場合」を「金額を有する場合」に、「当該給付又は医療若しくは助産」を「当該社会保険診療」に、

「の百分の七十二に相当する金額」を「を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同項に次の表を加える。

二千五百万円以下の金額	百分の七十二
二千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の七十
三千万円を超え四千万円以下の金額	百分の六十二
四千万円を超え五千万円以下の金額	百分の五十七
五千万円を超える金額	百分の五十二

第六十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する法人が法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合における前項の規定の適用については、同項の表中「二千五百万円」とあるのは「千二百五十万円」と、「三千万円」とあるのは「千五百万円」と、「四千万円」とあるのは「二千万円」と、「五千万円」とあるのは「二千五百万円」とする。

第六十七條の四第六項中「資産については、」の下に「第四十二條の四並びに」を加え、「第四十五條の二」を「第四十五條の三」に改め、「並びに第六十六條の五」を削る。

第六十八條の二中「内国法人のうち、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第四條第一項に規定する認定中小企業者に該当する法人の昭和五十二年六月一日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過する日を含む事業年度までの」を「内国法人で次の各号に掲げる者に該当するものの当該各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第三條第一項の認定を受けた同法第二條に規定する中小企業者 昭和五十二年六月一日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後三年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

百分の七十二
百分の七十
百分の六十二
百分の五十七
百分の五十二

二 特定不況地域中小企業対策臨時措置法第三條第一項又は第二項の認定を受けた同法第二條第一項に規定する中小企業者 昭和五十三年十一月二十日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

第七十二條から第七十四條までの規定中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第七十四條の二を第七十四條の三とし、第七十四條の次に次の一項を加える。

(既存住宅の所有権の移転登記等の税率の軽減) 第七十四條の二 昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に個人(自己の所有する家屋に居住していた者で政令で定めるものを除く)が取得した住宅用の家屋(その譲渡をする者がその住宅の用に供していたことがあるもので政令で定めるものに限る。以下この条において「既存住宅」という。)で、当該個人がその住宅の用に供したものの所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の三十とする。

2 昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に前項に規定する個人が既存住宅の取得をする場合において、その取得をするための資金の貸付け(貸付けに係る債務の保

証を含む)が行われるときは、その貸付けに係る債権(当該保証に係る求償権を含む)を担保するために受ける当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

第七十五條中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第七十六條の二中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第七十七條の二、第七十八條の二及び第七十八條の三第二項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「千分の六」を「千分の九」に改める。

第七十八條の四中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第七十九條第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第八十一條中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同条第三号イ中(当該所得が中小企業近代化促進法第八條第二項又は第三項の規定による承認に係るものである場合には、千分の六)を削り、同号ロ中(当該所得が中小企業近代化促進法第八條第二項又は第三項の規定による承認に係るものである場合には、千分の四)を削る。

第八十二條に次の一項を加える。

2 特定船舶製造業安定事業協会が特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十二年法律第三三三)第三十條第一項の規定による認可に係る同項に規定する業務実施計画に基づき同法第二十九條第一項第一号の規定により買収した土地及び家屋の所有権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわ

らず、千分の十六とする。

第八十八條の四の見出し中「低公害乗用自動車等」を「電気乗用自動車」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項を同条とする。

第八十九條第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十四年五月三十一日」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 昭和五十四年六月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九條及び地方道路税法第四條の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあっては四万五千六百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあっては八千二百円の税率により計算した金額とする。

第八十九條に次の一項を加える。

6 第一項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五百三十八分の八十二」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五百三十八分の四百五十六」として、これらの規定を適用する。

第九十條の三第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第九十條の五第三項中「道路運送車両法」の下に「(昭和二十六年法律第八十五号)」を加える。

附則

(施行期日) 第一條 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第十二條の三の次に一條を加える改正規定、第十八條第一項に一條を加える改正規定、第四十五條の二の次に一條を加える改正規定、第五十二條第一項に一條を加える

改正規定及び第六十六條の十一第一項に一号を加える改正規定は、産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第 号）の施行の日から施行する。

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十四年分以後の所得税について適用し、昭和五十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特殊の外貨借入金等の利子の非課税に関する経過措置）

第三条 新法第七條の二の規定は、国若しくは日本銀行又は同条に規定する外国為替公認銀行が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に借り入れ、又は預入を受ける同条に規定する借入金又は預り金につき支払う同条に規定する利子について適用し、国又は日本銀行が施行日前に借り入れ、又は預入を受けた改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第七條の二第一号に規定する借入金又は預り金につき支払う同条に規定する利子及び同条第二号に規定する外国為替公認銀行その他政令で定める内国法人が施行日前に借り入れ、又は預入を受けた同条に規定する借入金又は預り金につき支払う同条に規定する利子並びに内国法人が施行日前に借り入れた同条第三号に規定する借入金につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第四条 新法第八條第二項の規定は、同項に規定する証券業者等が施行日以後に受けるべき同項に規定する利子について適用し、当該証券業者等が施行日前に支払を受けるべき当該利子については、なお従前の例による。

（特定機械設備等取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条 旧法第十條の二第一項に規定する個人が

施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下次条までにおいて同じ。）をした同項に規定する特定機械設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「次条から」とあるのは「次条（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十一号）以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第五條第二項及び第三項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第六條第一項を含む。」から」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる個人」とあるのは「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる個人又は昭和五十四年改正法附則第六條第一項に規定する個人」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産」とあるのは「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる減価償却資産又は昭和五十四年改正法附則第六條第一項に規定する減価償却資産」と、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年の分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第六項中「租税特別措置法第十條の二第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十條の二第一項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十條の二第一項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項」とする。

する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項の規定によりその年の分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第一項若しくは第二項の規定によりその年の分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第三項中「第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第三項」とあるのは「第一十六條まで並びに昭和五十四年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二」とする。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六条 旧法第十一條第一項の表の第七号に掲げる個人が、施行日前に同条に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をする当該減価償却資産については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第十二條の二から第十四條まで、第十六條、第十六條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十條の二第一項中「次条から」とあるのは「次条（昭和五十四年改正法附則第六條第一項を含む。）から」と、新法第十二條の二第一項中「前二条」とあるのは「前二条（昭和五十四年改正法附則第六條第一項を含む。）と、新法第十二條の三第一項及び第二項中「前

三条」とあるのは「前三條（昭和五十四年改正法附則第六條第一項を含む。）と、新法第十二條の四第一項、第十三條第一項、第十三條の二第一項、第十四條第二項、第十六條第一項及び第十六條の二第二項中「第十一條」とあるのは「第十一條（昭和五十四年改正法附則第六條第一項を含む。）と、新法第二十八條の三第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第三項の二、第十一條（昭和五十四年改正法附則第六條第一項を含む。）から」とする。

3 新法第十二條の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條の二第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第十二條の二第一項の表の第三号及び第四号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第三号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第四号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

4 新法第十四條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

5 旧法第十六條の二第一項第五号に掲げる個人が昭和五十四年三月三十日以前に同号に掲げる認定を受けた場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）

第七條 旧法第二十條の二第一項に規定する個人が昭和五十三年において同項の規定により積み

立てたプログラム保証準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入については、新法第二十條の二第二項から第四項まで及び第六項の規定の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第八條 新法第二十一條第一項に規定する個人の昭和五十四年分の事業所得に係る総収入金額のうち同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五(次項第三号)とあるのは「昭和五十四年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(次項第三号)及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(同項第三号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)

第九條 新法第二十八條の四第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税について適用し、個人が施行日前に行つた当該土地の譲渡等に係る所得税については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)

第十條 医療又は歯科医療を営む個人が、昭和五十四年において新法第二十六條第一項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合には、昭和五十四年分の所得税に係る同項の規定の適用については、同項の表の下欄中「百分の七十」とあるのは「百分の七十・五」と、「百分の六十二」とあるのは「百分の六十四・五」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の六十・七五」と、「百分の五十二」とあるのは「百分の五十七」とする。

(認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付)

の特例に関する経過措置)

第十一條 旧法第二十八條の五第一項の認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十二年において生じた同項に規定する純損失の金額に係る同項の規定により読み替えられた所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第四百四條又は旧法第二十八條の五第二項の規定により適用される所得税法第四百四十一條の規定による所得税の還付の請求については、なお従前の例による。

2 新法第二十八條の五第一項の認定中小企業者に該当する居住者(円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第二号)第三条第一項の認定を受けた者を除く)の昭和五十三年において生じた新法第二十八條の五第一項に規定する純損失の金額に係る同項の規定により読み替えられた所得税法第四百四條又は新法第二十八條の五第二項の規定により適用される所得税法第四百四十一條の規定による所得税の還付の請求については、これらの規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

3 前項の場合において、同項に規定する居住者の昭和五十三年において生じた同項に規定する純損失の金額につき既に所得税法第四百四條又は第四百四十一條の規定による所得税の還付の請求をしている居住者(新法第二十八條の五第二項に規定する相続人を含む。次項において同じ。)については、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

4 前項の規定に該当する居住者で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金の額のうち第二項に規定する還付の請求に基づく還付金の額に達するまでの金額は、同項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十二條 新法第二十九條の三の規定は、施行日

以後に支払うべき同条に規定する恩給について適用し、施行日前に支払うべき当該恩給については、なお従前の例による。

2 新法第四十一條の十四第二項の規定により読み替えられた所得税法第九十條の規定は、その年最後に同条に規定する給与等の支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その年最後に同条に規定する給与等の支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十一條の十四第二項の規定により読み替えられた所得税法第九十四條第一項の規定は、施行日以後に提出する同条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置)

第十三條 新法第三十七條の五の規定は、施行日以後に行われる同条第一項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得が同項第一号又は第二号に掲げる所得に該当する場合の施行日以後に行われる同項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得について適用し、施行日前に行われた同項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得については、なお従前の例による。

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十四條 新法第四十一條の三第三項第二号ホの規定は、施行日以後に締結する同項の規定による同項に規定する財形住宅貯蓄契約について適用し、施行日前に締結した旧法第四十一條の三第三項の規定による同項に規定する財形住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十五條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人

格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十六條 旧法第四十三條の表の第七号に掲げる法人が、施行日前に同号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条、附則第二十一條及び第三十條において同じ。)をする当該減価償却資産については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二條の四、第四十五條から第四十七條まで、第四十九條から第五十一條の二まで、第六十四條から第六十五條まで、第六十七條の七、第六十五條の八及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十二條の四第一項中「次条から」とあるのは「次条(昭和五十四年改正附則第十六條第一項を含む。)」と、新法第四十五條第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十四年改正附則第十六條第一項を含む。)」と、新法第四十五條の二第一項及び第三項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十四年改正附則第十六條第一項を含む。)」と、新法第四十五條の三第一項、第四十五條の四第一項、第四十六條第一項、第四十七條第二項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第五十一條第二項、第五十一條の二第二項、第六十四條第六項(第六十四條の二第六項及び第六十五條第五項の七第七項(第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。))及び第六十七條の四第六項中「第四十三條」とあるのは「第四十三條(昭和五十四年改正附則第十六條第一項を含む。)」とする。

3 新法第四十五條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法

人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第四十五條第一項の表の第三号及び第四号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第三号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第四号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

4 新法第四十七條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

5 新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

6 旧法第五十一條の二第二項第五号に掲げる法人が昭和五十四年三月三十日以前に同号に掲げる認定を受けた場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

7 新法第五十二條第一項第四号の規定は、法人が産地中小企業対策臨時措置法の施行の日以後に支出する同号に規定する負担金について適用する。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十七條 新法第五十三條第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度(当該事業年度が解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度である場合を除く。)以下次項までにおいて「改正事業年度」という。において益金算入猶予準備金額を有する場合における当該

益金算入猶予準備金額に係る旧法第五十三條第三項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、改正事業年度から改正事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において当該益金算入猶予準備金額に当該各事業年度の月数乗じてこれを二十四で除して算出した金額(当該金額が当該各事業年度終了の日における益金算入猶予準備金額(益金算入猶予準備金額から同日までに第三項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は同日前に終了した事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)を超える場合には、当該益金算入猶予準備金額(益金算入猶予準備金額に当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項に規定する益金算入猶予準備金額とは、改正事業年度の直前の事業年度終了の日において有する旧法第五十三條第一項の価格変動準備金の金額のうち同項第一号に規定する有価証券で株式以外のもの及び同項第二号に規定する有価証券で証券取引所に上場されている株式以外のものに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書の提出による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合、その承認の取消しを基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における益金算入猶予準備金額

二 解散した場合、その解散の日における益金算入猶予準備金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 第一項及び前二号の場合以外の場合において益金算入猶予準備金額を取り崩した場合は、その取り崩した日における当該益金算入猶予準備金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 新法第五十三條第一項に規定する法人が合併をした場合における第一項に規定する益金算入猶予準備金額の処理その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

6 新法第五十四條の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。

この場合において、同条第一項に規定する法人で施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに對する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(昭和五十四年改正法の施行の日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十四年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の八・五に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の八・二に相当する金額との合計額に、次項第二

号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十一・五に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十一・二に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

7 新法第五十六條の七第四項の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度において同条第一項の規定により積み立てる計画造林準備金の金額の益金の額への算入について適用し、法人が施行日前に開始した事業年度において旧法第五十六條の七第一項の規定により積み立てた計画造林準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

8 旧法第五十六條の九第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度において同項の規定により積み立てたプログラム保証準備金の金額の益金の額への算入については、新法第五十六條の九第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十八條 新法第五十八條の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に對する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に對する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五(次項第三号)」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相

当する金額」とする。

9 新法第五十九條の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五(次項第三号)」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相

当する金額」とする。

10 新法第六十條の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五(次項第三号)」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相

当する金額」とする。

11 新法第六十一條の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五(次項第三号)」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相

当する金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五（同項第三号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十九条 新法第六十三条第三項の規定は、法人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行つた当該土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十三条第六項第二号の規定は、法人が施行日以後に終了する各事業年度において新法第四十二条の三又は第四十二条の四の規定の適用を受ける場合の法人税の額の計算について適用する。

3 新法第六十五条の四の規定は、法人が昭和五十四年一月一日以後に行う同条の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五条の四の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（合併の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十條 旧法第六十六条第一項第一号に規定する法人が施行日前に中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第四條第一項又は第二項の承認を受けた同号に規定する中小企業構造改善計画に従つて合併をする場合における法人税については、なお従前の例による。

2 青色申告書を提出する法人で旧法第六十六条第一項第二号に規定する中小企業者に該当するもののうち政令で定めるものが施行日から昭和五十五年三月三十一日までの間に同号に規定する承認を受けて合併をする場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「中小企業者である法人」とあるのは、「中小企業者である法人のうち昭和五十四年改正法附則第二十条第二項に規定する政令で定めるもの」とする。

3 前二項の規定の適用がある場合における新法第六十三条の規定の適用については、同条第一項第四号中「第六十六条第一項」とあるのは、「第六十六条第一項（昭和五十四年改正法附則第二十条第一項及び第二項を含む）」とする。

（特定機械設備等取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十一条 旧法第六十六条の五第一項に規定する法人が施行日前に取得等をした同項に規定する特定機械設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び第四十二条の三並びに同法第六十七条」とあるのは、「第四十二条の三及び昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四並びに法人税法第六十七条」と、「第四十三条から」とあるのは、「第四十三条（昭和五十四年改正法附則第十四条第二項及び第三項並びに昭和五十四年改正法附則第十六条第一項を含む。）から」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる法人」とあるのは、「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる法人又は昭和五十四年改正法附則第十六条第一項に規定する法人」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産」とあるのは、「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる減価償却資産又は昭和五十四年改正法附則第十六条第一項に規定する減価償却資産」と、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第六項中「又は租税特別措置法第六十六条の五」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第一号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五」とあるのは「及び昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五」とあるのは「次条及び昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項中「及び前条」とあるのは、「前条及び昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項」と、「法人税の額の百分の二十に相当する金額」とあるのは「法人税の額の百分の二十に相当する金額（昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額）」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五第一項若しくは第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第六十四条第六項（第六十四条の二第六項及び第六十五条の七第七項（第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四第六項中「第五十二条の三第一項」とあるのは「第五十二条の三第一項並びに昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項」とする。

改正法附則第二十一条第一項」とする。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算に関する経過措置）

第二十二條 新法第六十六条の十第一項第四号の規定は、法人が産地中小企業対策臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作をする同号に規定する固定資産について適用する。

（認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第二十三條 新法第六十八条の二第二号に掲げる内国法人の昭和五十三年十一月二十日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二十条第二号に規定する欠損金額に係る新法第六十八条の二の規定により読み替えられた法人税法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

2 前項の場合において、同項に規定する内国法人が、同項の欠損金額につき、既に法人税法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかったものとみなして、前項の規定を適用することができる。

3 前項の規定に該当する内国法人で第一項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金の額のうち第一項に規定する還付の請求に基づく還付金の額に達するまでの金額は、同項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十四條 新法第七十七条の二の規定は、同条の農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供する場合における当該土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、当該農業

生産法人が施工日前に当該出資を受けて当該土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十八条の二の規定は、同条の生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける場合における当該出資による所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、当該生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に当該出資を受けた場合における当該出資によるこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十八条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する事業協同組合等が取得する同項に規定する土地を当該事業協同組合等の組合員又は所屬員たる同項に規定する中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に当該事業協同組合等が取得した当該土地を当該中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第八十一条第三号の規定（中小企業近代化促進法第八條第二項又は第三項の規定に係る部分に限る。）は、施行日以後にされる中小企業近代化促進法第八條第二項又は第三項の規定による承認に係る同号に掲げる事項につき受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた当該承認に係る当該事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
揮発油税法第十四条の二第二項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十六条の四第一項	同法第十六条の四第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項

租税特別措置法第九十条の二第二項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）第十條第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

同法第十三条第三項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項又は第十七条第四項

同法第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百一十二号）第二条

2 昭和五十四年六月一日前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四条第三項（同法第十五条第三項及び第十六条の三第三項並びに租税特別措置法第九十条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限る。）について、当該期限までに揮発油税法第十四条第三項に規定する書類が提出されなかった場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九条第三項の規定を適用する。

3 昭和五十四年六月一日において、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所（沖縄県の区域内の場所を除く。）で揮発油（揮発油税法第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合に於ては、その合計数量）が五キログラム以上であるときは、当該揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、同日に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなして、一キログラムにつき、九千百円の揮発油税及び千六百円の地方道路税を課する。

4 前項の場合においては、税務署長は、揮発油にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在す

る同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税額及び地方道路税額を、昭和五十四年七月から十一月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収する。

5 第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「百七十七分の十六」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「百七十七分の九十一」として、これらの規定を適用する。

6 第三項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量（当該所持数量から揮発油税法第八條第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。）を記載した申告書を、昭和五十四年六月一日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該揮発油が第三項の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該揮発油の戻入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第十七條及び地方道路税法第九條の規定に準じて、当該揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方道路税額（第二号に該当する場合には、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方道路税額）にあわせて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその者に還付する。

一 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油で、第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合合同項の規定の適用がないものとした場合における当該揮発油の製造者

二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた揮発油で第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合 当該揮発油の製造者

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十七條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第三項及び第十條第五項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第二十八條 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項中「租税特別措置法第十條の二」の下に、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法（第六項並びに附則第十一條第四項及び第六項において「昭和五十四年改正法」という。）第十條の二又は昭和五十四年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二」を加え、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に

次の一号を加える。

6 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第十二條の四の規定の適用については、同條第一項中「第十一條」とあるのは、「第十一條（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第九号）附則第六條第四項を含む。）とする。

附則第十一條第四項中「租税特別措置法第六條の五」の下に、「昭和五十四年新法第十二條の四又は昭和五十四年改正法附則第二十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六條の五」を加え、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一号を加える。

6 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第四十五條の四の規定の適用については、同條第一項中「第四十三條」とあるのは、「第四十三條（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第九号）附則第十一條第四項を含む。）とする。

第二十九條 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第十三項を第十四項とし、第五項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法（以下この項及び附則第十四條第五項において「昭和五十四年新法」という。）第十條の二及び第十二條の四の規定の適用については、昭和五十四年新法第十條の二第一項中「次条から」とあるのは「次条（租税特別措置法

及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第十二條の四第一項において「昭和五十三年改正法」という。）附則第五條第二項を含む。）から」とし、昭和五十四年新法第十二條の四第一項中「第十一條」とあるのは「第十一條（昭和五十三年改正法附則第五條第二項を含む。）とする。

附則第十四條第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第四十二條の四及び第四十五條の四の規定の適用については、昭和五十四年新法第四十二條の四第一項中「次条から」とあるのは「次条（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第四十五條の四第一項において「昭和五十四年改正法」という。）附則第十四條第二項を含む。）から」とし、昭和五十四年新法第四十五條の四第一項中「第四十三條」とあるのは「第四十三條（昭和五十三年改正法附則第十四條第二項及び第三項を含む。）とする。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三十條 個人が施行日前に取得等をした附則第二十七條の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正前の昭和五十四年改正法」という。）附則第三條第三項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に取得等をした改正前の昭和五十四年改正法附則第十條第五項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 附則第二十八条の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和五十二年改正法」という。）附則第六條第四項及び第六項の規定は、個人が施行日以後に同条第四項に規定する機械その他の設備をその事業の用に供する場合について適用し、個人が施行日前に当該機械その他の設備をその事業の用に供した場合においては、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十二年改正法附則第十一条第四項及び第六項の規定は、法人が施行日以後に同条第四項に規定する機械その他の設備をその事業の用に供する場合について適用し、法人が施行日前に当該機械その他の設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

第三十二条 附則第二十九条の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和五十二年改正法」という。）附則第五條第五項の規定は、個人が施行日以後に同条第二項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十二年改正法附則第十四條第五項の規定は、法人が施行日以後に同条第二項及び第三項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、法人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（工場立地法の一部改正）
第三十三条 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四條及び第十五條を次のように改める。
第十四條及び第十五條 削除
（国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正）

第三十四条 国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「租税特別措置法（昭和五十二年法律第二十六号）第三十一条」の下に「（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）を、」を、「租税特別措置法第三十一条第一項」の下に「（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）」を加える。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）
第三十五条 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第四十五条の三」を「第四十五条の四」に改める。

理由

現下の厳しい財政事情と最近における社会経済情勢に顧み、今次の税制改正の一環として、社会保険診療報酬課税の特例を是正し、有価証券譲渡益課税の拡充を図り、交際費課税を強化することとするほか、民生関連設備の特別償却の廃止、価格変動準備金の段階的整理等既存の特別措置の整理合理化を行い、産業転換設備等取得した場合の税額控除制度及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例制度を設け、老年者年金特別控除制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、揮発油税及び地方道路税の税率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。